

げて伊勢に向ひ給ふ。之を群行グンギョウといふ。古より齋王の群行は、國の大事として非常に重んぜられ、従つてその儀式行事等最も嚴重を極む。即ち四月上旬裝束司監送使等を定めて豫め之が準備をなさしめ、七八月中大祓使を左右京并に五畿七道に遣し、又八月晦日には朝廷の大祓を朱雀門に行はれ、尋で九月中は齋月と稱して、京畿内伊勢近江等の路次の國々をして、燈を北辰に奉り、舉哀改葬することを禁せらるゝなど、國を舉りての潔齋の嚴なる他にその比を見ず。發遣の儀式は例幣と同日に大極殿に於て擧げらる。當日天皇大極殿に出御、使王中臣忌部に幣帛及び宣命を賜ひ、齋王を召して親しく御額に御櫛を加へさせられ、京の方に趣き給ふなどの、内勅を下し給ふ。之を別の小櫛と云ふ。御櫛は黃楊ワウヤウにて作られ、當夜垂水ツルミヅの頓宮に着きて、之を下して宮に納めらるゝの御例なり。かくて齋王は宮城を辭し、監送使長奉送使とも云ふを從へて、伊勢に向ひ給ふ。百官之を送りて京外に至る。途上山城近江の國堺近江の勢多川、甲賀川、伊勢の鈴鹿川、下樋小川、多氣川に於て御禊を行はれ、御出發より七日を経て、伊勢の齋宮御所に着かせ給ふ。群行の御順路は平安奠都の初めに於ては、伊賀を経て伊勢に出で給ふの例なりしが、光孝天皇の仁和二年以後は、近江の國の新道、即ち今の鈴鹿峠道を経ることに改められたり。

齋王の御所を齋宮イツキノミヤと稱し、伊勢國多氣郡に在り。齋王は任期中この御所に坐して嚴重なる潔齋生活を續けさせ給ひ、神宮の三節祭なる月次神嘗の大祭には親しく參向して太玉串をさゝげさせ給ふ。即ち大祭の前月五月十一日の晦には近川竹の頭はさぎに、八月には尾野湊大湊町に於て御禊遊ハシマユばせられ、祭月十五日に至り御所を出で、離宮院内なる禊殿に入らせ給ひ、御一宿の翌日度會川宮にて御修禊、途中路邊の貧者に賑給賑給を行はせられ、やがて豐受大神宮に參入して大祭に奉仕し給ひ、畢りて禊殿に御歸宿、翌日御裳濯河五十にて御禊の後、皇大神宮の大祭に奉仕せられ、再び禊殿に御歸宿、翌十八日を以て齋宮に還らせ給ふを例とせり。

齋宮は齋王の御所なれば、齋戒の嚴なること他の比にあらず。其の諸門には常に木綿を着けたる賢木サカキを立て、寮官より仕女に至るまで毎月下旬に行はるゝ御卜に合はざるものゝ出入を禁じ、又有名なるかの忌詞の制の如き言語に至るまで嚴しき制裁を設けたり。宮内には大宮賣神始め、地主神に至る十七座の神を祀りて之を大社とし、多氣度會兩郡内鎮座の式社九十八座の神を小社として、寮より祈年の幣帛を奉られ、或は寮内諸司の春秋二期の神祭など、年中を通じて神事間ヒマなく行はれたり。齋王の任終へて退官し給ふことを退下カクダと稱す。齋王の退下は天皇の御讓位若くは崩

御によるを原則とすれど、御父母の喪に遭ひ或は御病の爲、又は事故に因りて退下し給ふことあり。又種々の事情により群行を遂げ給はずして、野宮より直ちに退下せられしこともありき。又御在任中伊勢にて薨去せられたることあり、即ち稚足姫皇女と隆子女王と惇子内親王となり。齋王の退下に方りては、勅使を神宮に遣はして幣帛を奉り、事の由を告げしめ給ふを例とす。但し其の退下の凶事に因る時は、中臣一人を遣はして其の状を告げらるゝに止る。而して其の御歸京に際しては、何れも奉迎使をさし遣はさるゝ例なるが、凶事の場合は時に前路を避けられ、伊賀より大和に入り難波の海に喫して京に入り給ふ。即ち伊勢にては壹志川口の頓宮、伊賀の阿保大和の都介山城の相樂頓宮を経て、河内の茨田眞手御宿所、攝津の大江御厨儲所、河内の眞手御宿所より第十日目に山城の河陽の宮に着し、更に一ヶ月を経て入京せらるゝの例なりしが、後には河陽の宮より直に御歸京のこともありき。かくて齋王の御在任期間は一定せざるも、天武天皇朝齋宮制度確立後に於ける諸齋王に就てこれを見るに、その最も長きは醍醐天皇朝柔子内親王にして三十四年間、その最も短きは村上天皇朝英子内親王にして一年なりき。

歴代齋王表

歴代	齋王	御系	ト定	入初齋院	入野宮	群行	御退下	御退下理由	御在任年数
崇神	豐饒入姫命	皇女	六	垂仁	御老衰	六
垂仁	倭姫命	皇女	三五
景行	五百野皇女	皇女	三〇
仲哀	伊和志眞皇女 (應神皇孫)	皇女?
雄略	稚足姫 (櫛幡姫)	皇女	三以前	御寛罪	三以内
繼體	豊角皇女	皇女
欽明	磐隈皇女	皇女
敏達	菟道皇女	皇女	七	事故
用明	醇香手姫	皇女	元
文武	大來皇女 (大伯)	皇女	二四	泊瀬齋宮 (二四)
文武	當香皇女 (多紀託基)	皇女	二九	持統 朱鳥元(二六)	事故	二
文武	泉内親王	天智皇女	二六	大寶元
文武	多形内親王	天武皇女	三六	慶雲三六
元明	智努女王	慶雲三八

陽成	光孝	字多	醍醐	朱雀	村上	冷泉	圓融	花山	一條	三條	後一條			
識子內親王	繁子內親王	元子女王	雅子內親王	徽子女王	英子內親王	悅子女王 (旅子)	樂子內親王	輔子內親王	隆子女王	規子內親王	濟子女王	恭子女王	當子內親王	樽子內親王
清和皇女	文德皇女	皇女	醍醐皇女	醍醐皇女	醍醐皇女	醍醐皇女	醍醐皇女	醍醐皇女	醍醐皇女	醍醐皇女	醍醐皇女	醍醐皇女	醍醐皇女	醍醐皇女
元慶元二二七 (雅樂寮)	元慶八三三	元慶二二六	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二
元慶二八八	元慶七八四	元慶二八八	昌泰元八三三	昌泰元八三三	昌泰元八三三	昌泰元八三三	昌泰元八三三	昌泰元八三三	昌泰元八三三	昌泰元八三三	昌泰元八三三	昌泰元八三三	昌泰元八三三	昌泰元八三三
元慶三九九	元慶八三三	元慶二八八	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二	承平元二二二
元慶五二八 太上天皇崩御	元慶八三三 御讓位	元慶二八八 天皇崩御	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位	承平元二二二 御讓位
三五	四	九	三	六	一	二	八	一	三	二	六	三	五	三

元正	聖武	孝謙	淳仁	光仁	桓武	平城	嵯峨	淳和	仁明	文德	清和			
圖方女王	井上內親王	小宅女王	安陪內親王 (山於女王)	酒人內親王	淨庭女王	朝原內親王	布勢內親王	大原內親王	仁子內親王	氏子內親王	宜子內親王	久子內親王	晏子內親王	恬子內親王
長屋王ノ女	聖武皇女	三原王ノ女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女
養老元九二一	養老元九二一	天平勝寶元九六	天平寶字二八	寶龜三二三	寶龜三二三	延曆元八二一	延曆元八二一	大同元二二三	大同元二二三	弘仁元六三三	天長元二二三	天長元二二三	嘉祥元三七九	貞觀元二〇五
養老元九二一	養老元九二一	天平八九三	天平寶字五九	寶龜三二三	寶龜三二三	延曆六八二	延曆六八二	大同元八二二	大同元八二二	天長元八二二	承和元九二〇	承和元九二〇	仁壽元八二六	貞觀元二二五
養老元四六	養老元四六	天平八九三	天平寶字五九	寶龜三二三	寶龜三二三	延曆八九七	延曆八九七	大同元九二四	大同元九二四	弘仁元九二四	天長元七九六	天長元七九六	仁壽元九二七	貞觀元三九一
養老元五	養老元五	天平感寶元 閏五二二	天平感寶元 二親喪	寶龜三二三	寶龜三二三	延曆五二二	延曆五二二	大同元四二五	大同元四二五	弘仁元四二五	天長元二二二	天長元二二二	嘉祥元三二二	貞觀元八
.....
.....

後朱雀	長元 九二二	長曆元 九二七	長曆元 九三三	寬德元 一〇一九	御讓位
後冷泉	敦明親王ノ女 (三條皇孫) 寬德 三三〇	永承 三九二	永承 三九八	永承 六一	敦明親王薨去
後三條	敦平親王ノ女 (三條皇孫) 永承 六〇七	永承 七九八	天喜元 九二四	治曆 八二四	天皇崩御
白河	敦賢親王ノ女 (三條皇曾孫) 延久元 二二九	延久 二二二	延久 三九三	延久 四三三	御讓位
堀河	皇女	承保元	承保 二九二	承曆元 二二三	敦賢親王薨去
鳥羽	善子内親王 (郁芳門院) 白河皇女	承曆 二九八	承曆 四九五	應德元 九三三	御母中宮藤原賢子崩御
崇徳	善子内親王 (侑子) 白河皇女	寬治元 九三二	寬治 三九五	嘉承元 七九	天皇崩御
近衛	守子内親王 (後三條皇孫) 鳥羽皇女	天仁元 〇二八	天仁 二九五	保安元 一〇六	御讓位
後白河	喜子内親王 (殷富門院) 皇女	康治元 二二六	康治 二九七	永治元 二二三	御讓位
二條	好子内親王 後白河皇女	仁平元 三二二	仁平 三九三	久安元 六五〇	御讓位
六條	休子内親王 後白河皇女	保元元 三二五	保元 三九五	久壽元 七七	天皇崩御
高倉	功子内親王 皇女	仁安元 三八七	仁安 三九三	永萬元 三三七	御讓位
後鳥羽	深子内親王 高倉皇女	治承元 〇二八	治承 三九二	承安元 三三三	薨去
		文治元 二二五	文治 三九六	治承 三二二	母喪
			文治 三二八	建久元 二二七	御讓位

土御門	正治元 三二四	正治 三九七	建仁元 九九	承元 四二二	御讓位
順徳	建保元 三三四	建保 四九二	建保 五九四	承久元 四七七	御讓位
後堀河	守貞親王ノ女 (高倉皇妹) 嘉祿 三二六	安貞元 九三三	安元 三九九	貞永元 二〇四	御讓位
四條	嘉祿 三二二	曆七元 九三八	延應元 九二六	仁治元 三二二	天皇崩御
後嵯峨	土御門皇女 寬元 三三六	寬元 三九七	不遂群行	寬元 四二二	御讓位
龜山	後嵯峨皇女 弘長 三三四	弘長 三九六	文永元 九一九	文永 九二八	後嵯峨上皇崩御
後二條	後宇多皇女 德治元 三三三	德治 三九七	不遂群行	延慶元 八六六	天皇崩御
後醍醐	後醍醐皇女 元德 三三九	元弘元 八三〇	不遂群行	元弘元	兵亂
	元弘 三二八	不遂群行	不遂群行	元弘元	兵亂

齋宮寮 齋宮に關する官衙は即ち齋宮寮なり。常置の官にあらざるを以て大寶令に載せざるも文武天皇大寶元年八月齋宮司を寮に准じ其の屬官を長上に准せられ、元正天皇の養老二年八月齋宮寮の公文に始めて印を用ゐしめられ尋で聖武天皇の神龜四年八月寮の官人一百二十一人を補し翌五年七月官位相當を定めらる。蓋し大寶以來其の制次第に整備して茲に至れるなり。齋宮寮は京外に設けられたる特



齋宮寮址

殊の官衙として、其の規模の廣汎なること、即ち本寮の被官として十二司若しくは十三司を管するが如き、三后に屬する後宮職員を除きて他に類を見ざる處なり。被官の諸司は時代により多少の加除あるが如きも延喜式に據れば、主神・舍人・藏部・膳部・酒部・水部・采部・殿部・樂部・掃部・炊部・門部・馬部等の十三司あり。官人主典已上二十六人、番上附司に一百一人、命婦一人、乳母三人、女婦三十九人、等に分つ、御厠人二人、御洗二人、仕丁十五人、駈使丁二十五人、飼丁八人、今良八人、女丁十人、將從二百七十三人、戸座一人、火炬小女二人ありしを見れば、如何にその組織の廣大にして整頓せしかを推知すべし。長官なる齋宮寮頭は單に寮頭とも稱して、

後世多く伊勢國司を兼帶する例となれり。此の他齋宮家の家司としては、勅別當・女別當・内侍・宣旨等の類ありき。齋宮寮建物の結構は今之を詳にし難しと雖も、その大概を見るに、寮は内中外の三院に區劃せられ、内院は齋王の御所、中院は本寮竝に寮頭の官舎、外院は被官十二司の敷地にして、之を繞らすに溝と大垣とを以てし、四邊に松と柳とを列植したり。而して内中二院の建物は檜皮葺、外院の建物五六十字は萱葺なりしといふ。今其の殿舎の記録上に現はるゝものを見るに、内院に御殿・寢殿・女官曹司・大盤所・御湯殿・御厠殿・御匣殿一作御柳・御汚殿・神殿・南庭・東西助・鋪すきや・南門・西門・南廊・東廊等あり。中院に寮廳・頭宿館・造寮所・厨家等あり。外院に主神司以下十二司・大社十七座の神殿・戸座所・炊殿・南門・西鳥居・大垣等の諸建築ありしが如し。官舎の修理は大神宮司の管理にして、伊勢の國より正税一萬束出舉すこの息利を寄せたりしが、後には一般地方制度の衰微に連れて成功を募ることとなり、多くは大神宮司の補任によりて之を造進することとなれり。

齋宮寮址 齋宮寮址は今三重縣多氣郡齋宮村大字齋宮にあり。國道を北に入ること數町の地に齋王の森と稱する叢林ありて、もと一小祠を存せり。其の地南方一帶展開して平田を望む。蓋し當時内院中なる齋王御殿の址ならん。寮の位置廣袤等その詳を知る能はずと雖も、大約齋王の森を中心として東西數町に互

り南は國道の線より猶少しく南方に及べるもの、如し。國道以北の田圃に宮前上園下園柳原御館等の小字あり。其の柳原は齋宮式に見えたる溝外松柳列植地の遺跡にして、御館は寮頭の宿館址なるべし。俗説國道の北傍なる野宮神社の地を以て寮の遺跡とすが如きは固より當らず。齋王の群行止みてより、六百年を経たる今日に於ては、唯齋宮の地名の其の所在を物語れると織に存せる古字名を外にしては、殆んど微古の資料無きを遺憾とす。

齋宮寮忌詞 凡忌詞内七言、佛稱^{ナカ}中子、經稱^{ソノ}染紙、塔稱^ア阿良良岐、寺稱^{カハラ}瓦背、僧稱^{カシナガ}長髮、尼稱^メ女髮、長齋稱^{カクシ}片膳、外七言、死稱^ナ奈保留、病稱^ヤ夜須美、哭稱^{シホタル}鹽垂、血稱^ア阿世、打稱^{ナツ}撫突、稱^{カサヒラ}南塞、稱^{ツチクレ}壤、又別忌詞、堂稱^{コウヤ}香燃、優婆塞稱^{フノハズ}角答

齋王參入時祝詞 齋内親王參入時
進^ニ神嘗幣詞申畢、次ニ即申云、辭別^ヨ申給久今進^ニ齋内親王、依^ニ恒例^ヨ、三年齋^ニ比清^ニ御杖代^止定^ニ進^リ給事、皇御孫之尊^ヲ、天地日月止共^ニ常磐堅磐^ヲ、平^久安^久御座坐^武止^米御杖代^止進^給布御命^ヲ、大中臣茂粹中取持^ヲ、恐^天恐^毛申給^止久申。
(延喜祝詞式)

離宮院 離宮院は即ち齋王の離宮のある場所にして、齋王の神宮に參向の時の齋館を初め勅使の宿舎、竝に當時の神宮司の行政廳たりし御厨も一括して其の構内にあり。初め度會郡沼木郷高河原^{神今}の字治山^{神宮}別宮^{月夜}見宮^の附近^{と云ふ}大^の地^にありしも、其の地卑濕にして洪水の害あるを以て、延暦十六年八月御厨と共に同郡湯田郷^{宇羽}西



離宮院址

村に遷る。是今の度會郡小俣村の地にして、又延喜の驛制に於ける度會驛の所在地なり。但し多氣の齋宮が神宮を距ること餘りに遠くして、事毎に便ならざれば、淳和天皇の頃、一時度會の離宮を常の齋宮に定められしこともありしが、後、仁明天皇の承和六年、本院の焼亡に遇ひて再び齋宮を多氣に復し、離宮と別立することゝなれり。離宮院の規模は今之を詳知する能はざるも、承和六年の火災に官舎一百餘宇を焼くところによりて、其の頗る大なるものなりしを想像するに難からず。而して院は内外に別たれ、内院は即ち齋王御用の齋館にして、その殿舎に河原殿御汚殿内九丈殿主神司殿南門等あり。而してその附屬に祓

殿院(禊殿・湯殿・外九丈殿)寮司院(諸司の)あり。勅使御用の齋館は驛使院にして、中に中臣宿坊・忌部宿坊等あり。大神宮司の政廳は之を廳院と稱して、内に調御倉・宮司宿館・南門・東門等を包容したるが如し。離宮院は齋王斷絶以後、大神宮司等も山田に移住するに及びて、全く廢墟に歸し、室町時代の中世に至りては、廳院の假屋等も全く絶えはてて、纔に祓所の松を存せりと云ふ。

離宮院址 離宮院址は度會郡小俣村の南端にあり。今參宮線宮川驛の構内及び其の附近の地是れなり。驛の南側に官舎神社あり、も其の域内に祀れる大神宮司大中臣氏の氏神社は、延暦十六年離宮院及び御厨の高河原より此の地に移れる時津島崎(一作筒岡)より奉遷す云ふ。院址には當年建築物の遺址と認むべき土居の痕跡を存す。但し宮川驛構内に屬せる部分は鐵道工事の爲に破壊せられしも、其の一部は官舎神社の境内森林中に遺存し、曩に史蹟名勝天然紀念物保存法によりて、史蹟に指定せられたり。

祭主

概説 祭主職の起源に就ては、皇大神宮御鎮座の時、中臣氏の遠祖大鹿島命を祭官に補せられしが、始めにて後、天智天皇の頃祭主と改稱すなど、の説あるも明かならず。その初めは定りたる官職名にはあらずして、神宮の祭儀に朝使として參向し、所謂祭主として奉仕するものを稱せしなるべきが、神祇官の中臣氏多く其の事に當りしを

以て、後には神祇大副、若くは權大副たる中臣がこの職を兼ねる慣例となりたるものゝ如し。延喜大神宮式に、祭主は神祇官の五位以上中臣を以て任することに定め、その職俸として初年は稻一萬束を給し、又神戸の仕丁十人を之に付し、而してその職掌は神宮の年中四度使を勤むること、及び神祇官より神宮司に下す公文書には、必ずその署名を要すとの規定あれば、此頃既に一の職名となり、祭祀奉仕の外に特に中央にありて神宮行政にも關與したるを知るべし。後には祭主の永宣旨とて神官の六位以下の敍任權をも與へられ、大神宮司の上において司務を監理せしかば、世に之を總官と稱するに至れり。而して後、奈良天皇以來祭主職は、大中臣姓たる藤波家の世襲となりて明治に及べり。祭主家には宅別當、政所、自代、奉行、出納等の諸役あるも時代によりて一様ならず。

祭主邸遺跡 祭主は京官にして之を兼ね朝使としてのみ參向する例なりしが、中世以來中央官衙の綱紀弛むにつれ、伊勢に在住するもの多くはやく平安朝の末より鎌倉時代にかけて祭主輔親親定、隆通、定忠等が岩出(度會郡)に住せることは、諸書によりて知らるゝのみならず、親章親隆、能隆、隆宗、隆隆、隆定、世隆、直經、隆隆、親忠等の如きも亦此の地に居れり。又一條天皇時代の祭主永頼の箕曲(宇治山田市)に住せるを初め、佐國の麻績(多氣郡及飯南郡)に、元範の野篠(度會郡)に、輔經の小社(度會郡)に、賴宣の内田(安濃郡)に、公長の相可(多氣郡)に、清親の岩田(津市)に、親章・隆宗の南(不)に、爲仲の粥見(飯南郡)及び殿村(飯南郡)に、爲繼爲連の粥相可町(多氣郡)に、清親の岩田(津市)に、親章・隆宗の南(不)に、爲仲の粥見(飯南郡)及び殿村(飯南郡)に、爲繼爲連の粥

見、師親の佐奈(多氣郡)に親俊の長森(多氣郡)に、陸隆の棚橋(度會郡)に、經隆の橋(中川村)に住せるが如き是れなり。南北朝以來戦亂の影響に因りて、祭主は伊勢を去りて京都に移住するに至れり。

藤波祭主家々系

天長三年命十九代孫

常磐大連

可多能祐大連

國子大連

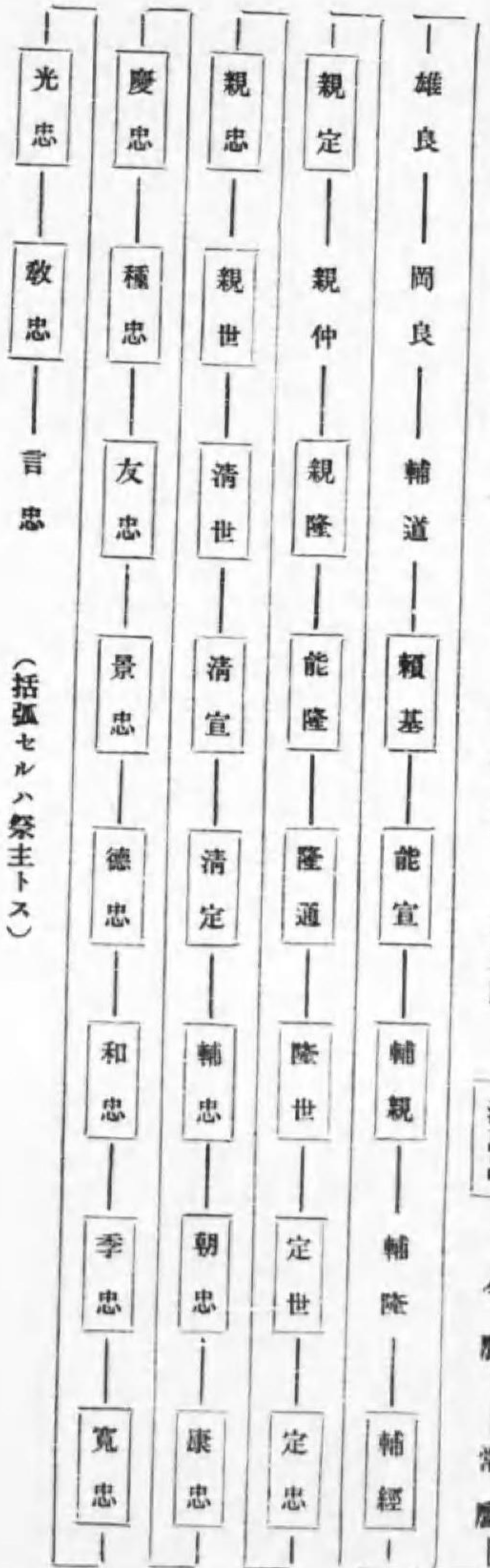
國足大連

意美廣

清萬呂

今廣

常廣



宮司

概説 宮司はもと神侍司と稱せしが、孝徳天皇の大化五年之を大神宮司と改め、中臣香積連須氣を以て之に補せられしに始まる。大神宮司は神宮の所在地にありて神

宮の祭祀並に行政事務を管する重職たり。即ち神事に就いては、年中兩宮の守護宿直を監すると共に、恆例臨時の大祭には齋王勅使に従うて之に供奉し、祝詞を奏上するを例とす。又行政事務としては神宮の財政一般を處理し、神郡を初め全國に散在する神戸の神稅貢物等を檢收すると共に、その地に於ける司法並に警察をも管掌したりき。

大神宮司の員數はもと一員なりしが、清和天皇の世二員となり、尋で陽成天皇元慶五年初めて大小の別を定め、大司は正六位上階、小司は正七位上階とし、醍醐天皇延喜二年更に權大司を置きて三員となり、延喜式亦二員の外に權司あるを認む。而して一般地方官と同じく任期を六年とし、俸祿は季祿の外、初任の年稻一千束、毎年絹五十疋、米一百斛を給することに定む。然れども三司の稱は嘉暦の頃までは見えなれど、其後大司一員となりて近世に及べり。又宮司はその初代中臣香積連以來、大朽連、村山連、大家朝臣、津島朝臣、高良比連、摺宜朝臣、管生朝臣等之に補せられしが、天長三年中臣久世主の補任以來、専ら中臣氏人を以て之に充てらるゝこととなり、復異姓を交へず。後花園天皇の享徳二年補任の則長より後は、全く河邊家の世襲に歸したり。歴代の大神司中、神祇の大少副を兼ねるものもありしが、江戸時代は多く少副を兼ねるを例と

せり。
 大神宮司の被官に檢非違使及び卜部あり、檢非違使は宇多天皇寛平九年十二月、豊受大神宮權禰宜度會春彦初めて之に補せらるといふ。神郡内の警察行政を執行し、其の秩序維持に任せるを以て、勅使の參向に際しては之が護衛の爲に、神郡の境なる下樋小川に迎送をなせり。爾來後醍醐天皇の建武延元頃まで其名見えたるが、後戰亂の爲に絶えたるが如し。これに類せるものに擬檢非違使拒捍使、神三郡惣追捕使、安濃郡惣追捕使、一志惣追捕使、諸神領惣追捕使、官符追捕使、權追捕使等ありき。又宮司家には前に擧げたる檢非違使等の外に主典(政所兄部目代兄部)權主典(政所目代)案主司(掌人)長鑰取(厨女)行事判官代(應頭)雜事奉行等の屬僚ありしこと諸書に見えたり。宮司の政廳は即ち御厨にして、長く宮川沿岸の小俣村にありき。延喜式によるに、御厨の職員に案主十人、司掌一人、鑰取三人、厨女一人あり、又封戸仕丁十六人を配す。御厨は又齋宮の離宮院及び度會郡の驛家をも包含し、宮司の管理に屬せしが、中世以來その廢絶とともに、政廳は宮司の里第に移るに至れり。齋宮離宮院の條參照すべし。
 宮司の遺跡 大宮司は古來神郡内に居住したり。彼の河邊家の如きは寶永七年以後に於ては山田岩淵町に邸宅を構へたりしが、鎌倉時代以來山田河崎町に近き河邊の地に居住せるが故に家名を得たるなり。此

の他醍醐天皇時代の太宮司良扶の相可(多氣郡)に住せるを初め、宣茂の宮田(飯南郡)若しくは七見(飯南郡)に爲公の長杜(多氣郡)に爲清の佐田(度會郡)に公兼の野依(豐濱村)に、水政及び其の子俊輔の伊蘇(度會郡)に、宣衡の殿村(飯南郡)に、範祐の狩田(度會郡)に、公房の魚見(飯南郡)に、其の子孫の七見(飯南郡)に、宣孝の内田(安濃郡)に、定伊勢寺村(飯南郡)に、範祐の若菜(飯南郡)に、忠緒の宮田(飯南郡)に、忠隆忠春の黒部(多氣郡)に、忠朝の入江(不)に、其の族權太宮司祐範の河田(多氣郡)に、小宮司通時の荒蔭(多氣郡)に、爲直の袴田(度會郡)に、永盛の高羽江(度會郡)に住せるが如き是れなり。



(大物寶) 印 政 司 宮

宮司政印 明治時代以前、大神宮司に於て使用したる官印一顆、今神宮寶物として、御古館に陳列せらる。銅印にして方二寸あり。印文に「大神宮印」の四字を見る。銅製の印笥一個、これに副ひ、大神宮司正印、簡元、雕木也、而大司公忠長、徳四年五月廿日鑄、改於銅の廿八字を刻す。本印の創鑄年代は從來の説によれば、聖武天皇の天平十一年にして、後、光仁天皇の寶龜三年に焼亡し、現存のものはそれより八十四年を経て、文徳天皇の齊衡三年に再び鑄下されたるものなりといふ。然れども此の年代に就ては、研究の餘地あるが如し。此の印は初め離宮院なる訓御庫に納めしが、中世之を大宮司の私館に置き、事故を惹

起したることありしを以て、延久三年之を私館に置く事を嚴禁せられたり。但し離宮院廢亡の後、大宮司私邸の南庭に一の殿舎を建て、其の中に安置することとなり、其の殿舎を俗に御政印殿と稱せり。

河邊家世系



禰 宜

概説 禰宜の起源に就ては皇太神宮儀式帳に、御鎮座の當時、天見通命を以て之に補せられしに始まるべしとされども、延喜七年勘進の皇大神宮禰宜譜圖帳には、其の子天布多由岐命を以て垂仁天皇御宇の禰宜となせり。但し何れも内宮神官荒木田氏の祖先が、御鎮座以來禰宜職を傳承すとす。度會氏の傳ふる處によれば、御鎮座の初め、其の祖天牟羅雲命の裔大若子命が大神主兼神國造に補せられ、天武天皇元年大神主職を停めて始めて禰宜職を置かるゝに及び、度會氏の祖志己夫を皇大神宮禰宜に、同兄虫を豊受大神宮禰宜に補せらるゝと爲す。



皇大神宮禰宜譜圖帳

禰宜の定員はもと兩宮に各一員を置かれしが、村上天皇の天曆四年豊受大神宮禰宜を、同天皇應和元年皇大神宮禰宜を共に二員に増され、尋で圓融天皇天延二年兩宮禰宜を各三員に増され、爾來一條天皇御宇に前後三回増員ありて六員となり、崇徳・順徳二帝の御宇に各一員の増員あり、後二條天皇御宇に二回の増員ありて、嘉元二年の十月終に其の數十員に達し、此の後復増員を見ず。その官位相當は延喜の式、皇大神宮禰宜は職事官として從七位、豊受大神宮は從八位の官とし、共に五位に陞し、位祿・季祿資人を給せらる。而して把笏のことは既く天平神護二年に、季祿のことは神護景雲二年に、長上の例に准じ内階に敘せらるゝ

ことは寶龜十一年に、位祿資人のことは貞觀八年に見えたり。其の後禰宜の位階は次第に陞され、後醍醐天皇の元徳二年四月には、御祈の賞として皇大神宮禰宜氏成と、豊受大神宮禰宜常良とを従三位に、正親町天皇の元龜三年には豊受大神宮禰宜常眞を正三位に、靈元天皇の貞享二年八月には皇大神宮禰宜氏富を従二位に昇叙せらるるに至り、爾來二位を以て禰宜の極位としたり。又神宮神官に對し恩賞として御代始に於て、正權禰宜の全體に互り、位一階を進めらるること、後一條天皇以來恆例となり、之を總位階と稱す。畏くも大正天皇陛下御即位の際にも、神宮禰宜權禰宜一同之が榮典に均霑したり。

その任敍の次第によりて一禰宜二禰宜若くは一神主二神主等と稱し、其の第一座の禰宜を長官若くは官長と稱し、又政印を預るを以て執印とも云ふ。中世以來神領の退轉と共に神宮司の行政振はざるに至り、神宮長官の權能増大し宮中に政廳を設け、その被官として政所公文所家司宮奉行等多數の職員を置きて神宮一切の事務を掌管すると共に、傍官(二禰宜以下)及權官等を率ゐて、正宮以下の祭祀に奉仕したり。兩宮の禰宜は上古より荒木田神主根木神主、度會神主の三姓の人太神宮氏人として任用せられしが、根木神主はやく絶え、中世以後皇大神宮は荒木田、豊受大神宮は度會

姓を限り補せらるることとなり、殊に近世に至りては禰宜に補せらるるは其の直系の家に限られ、之を神宮家又は重代家譜第とも稱したり。神宮家は荒木田姓に於ては藤波・中川・井・面世・木佐・八・澤田・齒田の七氏凡そ三十家、度會姓に於ては檜垣・松木・久志本・佐久目・河崎・宮後六氏凡そ三十家ありたり。

權 禰 宜

概説 權禰宜を設けられし時代明かならず。類聚大補任寛平九年條に、豊受大神宮權禰宜春彦の名見えたるも、大神宮式未だその職を載せず。蓋し中世以後荒木田・度會兩姓の氏人繁榮するに及び、正員禰宜の増員もなほその希望を充たすに足らず、遂に權官の制を設け次第にその數を増加するに至りしなり。中右記永久二年正月の條に、近代權禰宜の員數頗る増すと云ひ、又新任辨官抄に權禰宜の員數一定せず、或は百餘人に及ぶ、近代祭主意に任せて之を任すと記せるを以て、その趨勢を察するに足る。かくて權禰宜には定員なく又何等定まれる職掌なく、古よりたゞ遷宮若くは公卿勅使參向當時、神事に供奉することあるのみ。但し官符權禰宜なるもの三人ありて職掌を帯す。而して權禰宜は六位以上四位に敍せらるるが、特に六位のものを擬

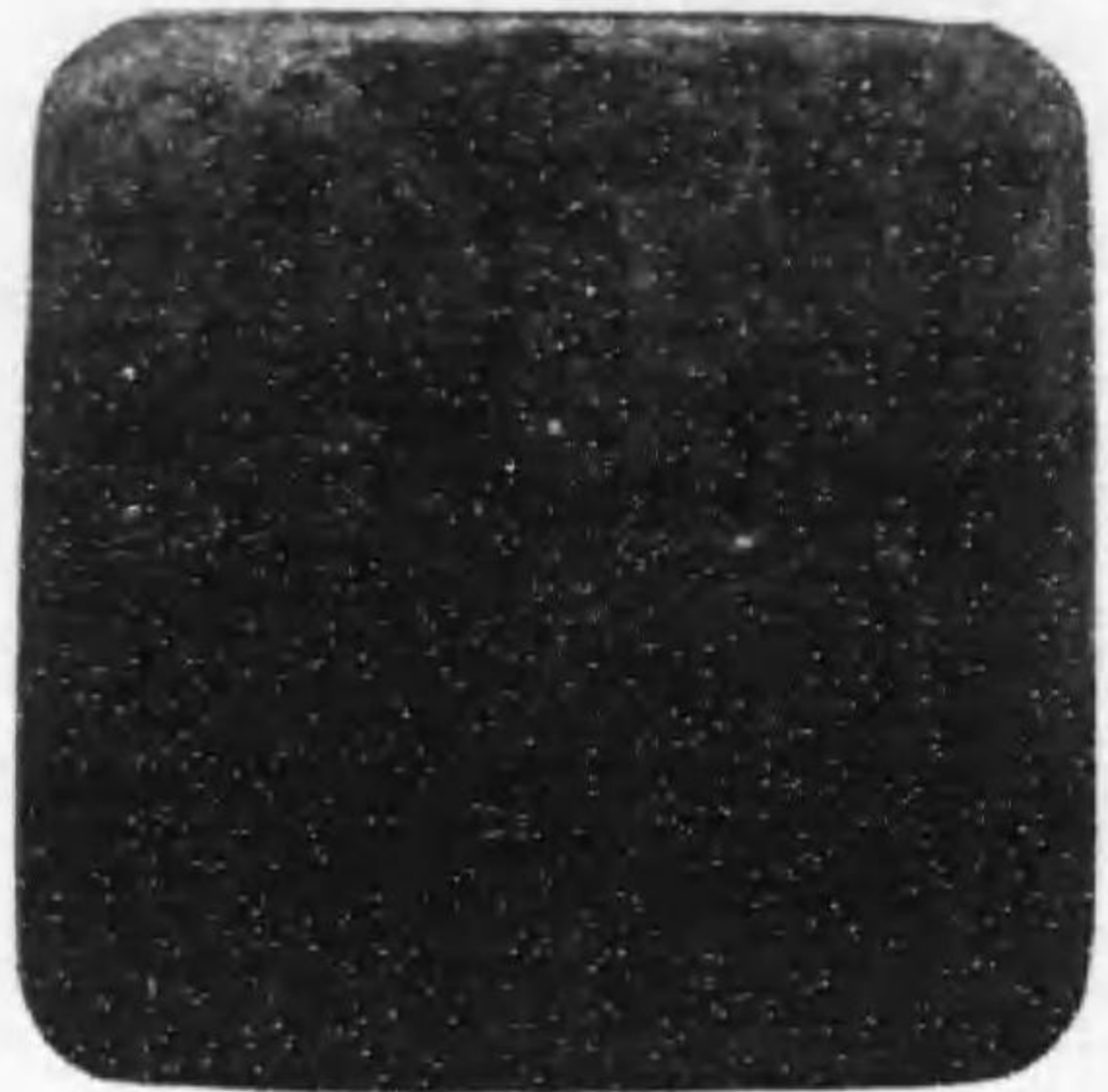
符權禰宜と稱したり。近代に至りては權禰宜中、神宮家出身のものを權官と稱し、神宮家に亞ぐ家筋(敍爵家又は地下とも云ひ、荒木田姓に於て五十餘家、度會姓に於て八十餘家あり)出身のものを權任と稱し、祭主の判補にして何れも六位より四位に敍せらるゝが、權官は職掌を有し年中禰宜に従ひて神事に供奉し、敍爵後闕あらば禰宜に補せらるゝも、權任は全く年中神事に従はず、只勅使參向或は遷宮の行事に奉仕すのみにして、正員禰宜に轉補することなし。權禰宜の數多き時は豐受大神宮のみにて三百人を越えたる事あり。此の後稍減少したるも通じて二百内外を上下したり。

荒木田氏 荒木田氏は中臣氏と同系天見通命を以て家祖とす。天見通命の子伊己呂比命宮川の上流なる度會郡大貫の地に住す。景行天皇の御宇其の地名によりて、姓大貫連を賜ふといふ。其曾孫最上大神の御饌料田三千代を墾くの功によりて、成務天皇の御宇初めて荒木田神主姓を賜ふ。最上十一世の裔石敷子あり、長を佐禰慶と云ひ、次を田長といふ。之より後荒木田の族分派して佐禰慶の後を一門といひ、田長の後を二門と云ふ。佐禰慶は文武天皇大寶中の禰宜にして田長は元明天皇和銅二年禰宜に補せられたり。此等の子孫は後に大貫の地を去りて、一門は小社に二門は田邊に移れり。即ち今の度會郡なる田丸町の附近とす。後には一門も二門も共に宇治郡及び其の附近なる岡田浦田納米井面船橋中村世木家田長峯船江二見三津齒田中川山幡藤波佐八栗野等の地に移住したり。内澤田井面齒田諸家は一門にして、中川世木藤波佐八諸家は二門に屬せり。

度會氏 度會氏の國史に現るゝは、續日本紀和銅四年三月、伊勢國人磯部祖父同高志に、姓渡相神主を賜ふとあるを初めとす。其の家系は天御中主尊の神裔にして、天孫の降臨に供奉せる天牟羅雲命に出づといふ。

神武天皇東征の時、天日別命勅命を請けて此の國に來り、土豪伊勢津彦を追ひ其の女彌豆佐々良比賣命と婚し彦國見賀岐建與東命を産む。(建與東命豐受大神宮攝社度會國御神社に祀らる即ち度會氏の祖神たり)天日別命の直系は伊勢朝臣を稱して、伊勢の國造となり、其の傍系は度會氏となりて、神宮に奉仕することゝなれり。建與東命八世の孫乙乃子命、四子あり。一男爾波の後を一門と稱し、二男飛鳥の後を二門と稱し、三男水通の後を三門と稱し、四男小事の後を四門と稱す。一門と三門とは早く絶え、四門亦振はず、二門は所謂重代家度會神主と稱して繁茂したり。

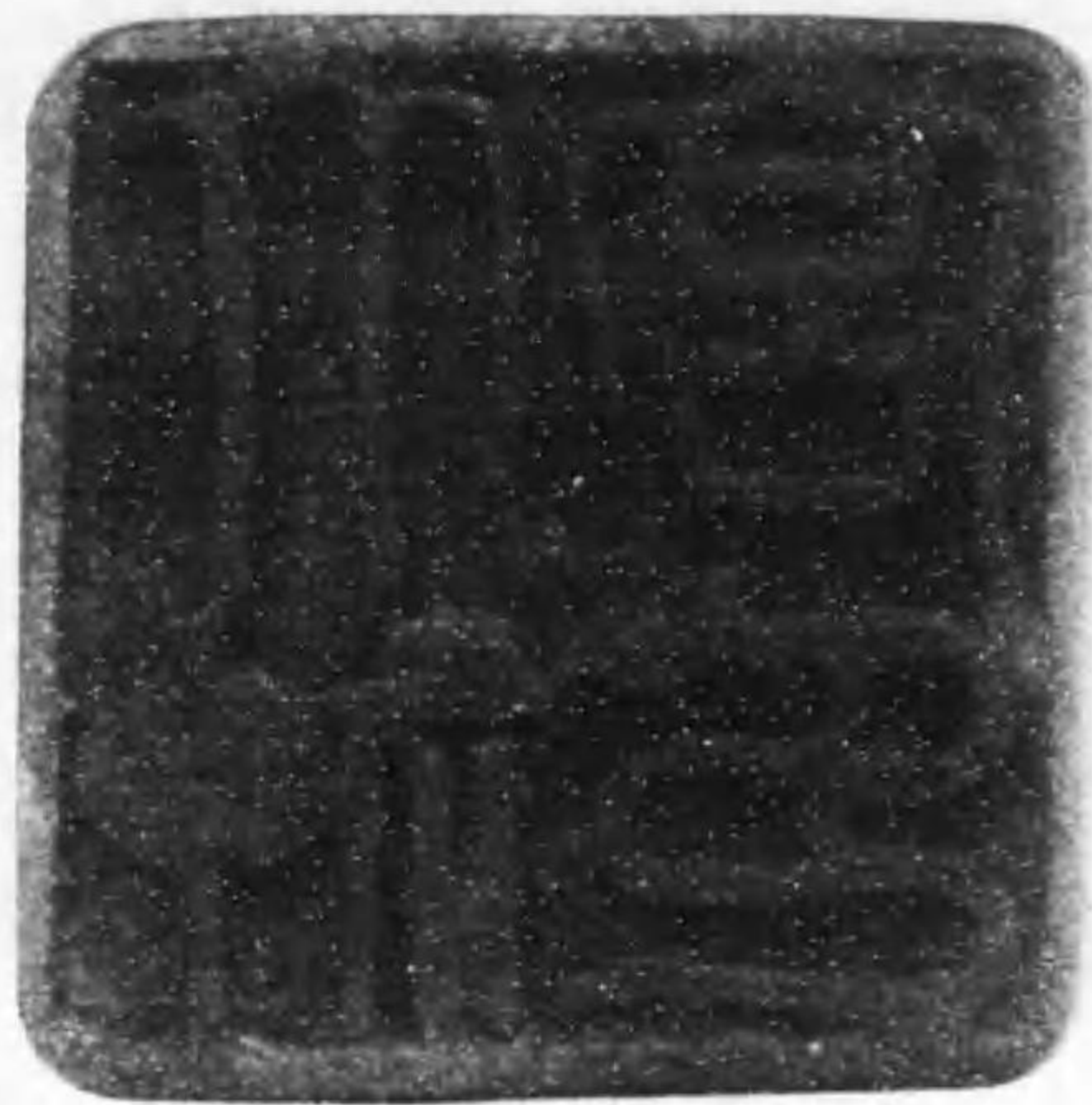
兩宮政印 明治以前に於て兩宮の禰宜が、廳宣等公文に使用し來れる宮印二顆は、大神宮司印と共に今復古館に陳列せらる。同じく銅印にして、大さ皇大神宮のものは方一寸七分、豐受大神宮のものは方二寸あり。印文に「内宮政印」「豐受宮印」と見ゆ。印筒は皇大神宮のものは響銅製にして銘無し。豐受大神宮のものは銅製にして「宣旨奉造承徳二年寅十二月二十六日庚子」の陰刻銘あり。内宮政印は天武天皇御宇、豐受宮印は清和天皇貞觀五年の創鑄官下にかゝると云ふ。但し現存の内宮政印



(大物實) 印 政 宮 内

七分、豐受大神宮のものは方二寸あり。印文に「内宮政印」「豐受宮印」と見ゆ。印筒は皇大神宮のものは響銅製にして銘無し。豐受大神宮のものは銅製にして「宣旨奉造承徳二年寅十二月二十六日庚子」の陰刻銘あり。内宮政印は天武天皇御宇、豐受宮印は清和天皇貞觀五年の創鑄官下にかゝると云ふ。但し現存の内宮政印

は、白河天皇承暦三年外院炎上の時にもこの政印焼亡したるにより、同年舊形を模して改鑄せられ、印筒及び銅尺一隻と共に朱漆の箱一合に納めて官下せられたるものなるが現存の印箱は當時のものに非らず。又



(大物實) 印 政 宮 外

り、(印内に緒土を用ふることは、延喜主録式に見えたり

銅尺は散佚して傳らず。豊受宮の現存印筒はもと木製なりした祭主親定上奏を経て銅を以て改造したるものなり。内宮政印はもと酒殿に安置したるが、承暦再下の後は之を一福宜の宿館に移し、近衛天皇の仁平中更に之を調御倉に安置したり。調御倉廢亡の後は之を御稻御倉に納めたり。豊受宮印も亦古くより調御倉に納め、明治に至るまで變改なし。故に調御倉を一に御政印御倉とも稱せり。印内は兩印共に各宮城内の緒土を探り、皇大神宮の方は之を御政印井の水に和し、豊受大神宮の方は忍糠井の水に和して使用したり。大神宮司印も亦豊受大神宮城内の緒土を使用せ

内 人 物 忌

概説 禰宜の下に内人及び物忌あり、儀式帳によれば皇大神宮に大内人三人、物忌十三人、物忌父十三人、小内人十三人、豊受大神宮に大内人三人、物忌六人、物忌父六人、小内人五人ありしが、延喜大神宮式には何れも増加して皇大神宮は大内人四人、物忌十五人、物忌父十五人、小内人廿二人、豊受大神宮は大内人四人、物忌七人、物忌父七人、小内人十人となれり。蓋しこの時代に大内人と稱するは禰宜に亞ぐの重職にして、皇大神宮に於てはその上首を特に宇治大内人と稱し、番長として神宮の守護宿直に仕奉る外、特に大祭及び幣使參向の時太玉串及び天八重神儲備に供奉したり。他の一人は同じく宿直の外、主として神戶調進の神酒御贄等の出納を掌り、一人は祭時齋内親王及び齋宮諸司の供給を專當したり。豊受大神宮に於ても同じく番直の外、小内人物忌等を率ゐて禰宜を副けて大祭竝に日別朝夕の大御饌に奉仕し、奉幣使參向に際しては昇殿して幣物を大床に奉奠したり。物忌は皇大神宮には大物忌宮守地祭酒作清酒作瀧祭御鹽燒土師器作山向の九物忌外に四別宮各一人の物忌、豊受大神宮には大物忌御炊御鹽燒菅裁根倉高

宮の六物忌あり、内宮大物忌は主として大祭に際し大御神の朝夕大御饌に、宮守物忌は同じく東相殿神地祭物忌は西相殿神の大御饌に供奉し、酒作・清酒作・瀧祭・御鹽焼・土師器作の物忌何れも大御饌に關する御料品、即ち神酒・御鹽・土器の調進（瀧祭は神饌の調理）に従ひ、山向物忌は特に太玉串竝に八重榊の材料調備に奉仕せり。外宮に於ても、大物忌・御炊物忌・御鹽焼物忌の三物忌は、主として大祭及び日別朝夕大御饌の供進に従ひ、菅裁は神田下種の神事に、根倉はその預る神田の稻を以て神嘗祭由貴大御饌御料の神酒の醸造に、高宮は同じくその預る神田の稻を以て同宮の大祭竝に毎月六度の御饌に供奉したり。かく物忌の職掌は主として大御神に近侍して大御饌の供奠に奉仕し、若くはその御料の調備供進に従ふの職なるを以て、未婚の童女を本體とし、之を介保するに父と稱して男子を附屬せしめたり。小内人は皇大神宮に御筥作・忌鍛冶・陶器作・御笠縫・日祈御巫・御馬飼・豐受大神宮に御巫・木綿作・忌鍛冶・御馬飼・御笠縫等ありて、御巫は何れも解除の神事、御笠縫は御蓑笠の調進に、日祈は日祈の神事に、御馬飼は神馬の飼養に、其の他何れも御筥・陶器・木綿等祭器の調進に供奉したり。尙各別宮には物忌、同父各一人及び内人二人宛（月讀宮に限り御巫一人加ふ）を配屬するごとししたり。

この後内人物忌の名稱、員數、時代によりて相違ありて、新任辨官抄にも、大内人、内外宮、近代數を定めず、二姓之に任ず、禰宜に同じ近代一宮各百餘人六位之に補し、權禰宜を兼ね、闕有らば祭主之を補すと記し、當時大内人は内宮に於て、玉串大内人、宮掌大内人の二類、外宮に於て之に番檢大内人を加へて三類となれり。物忌も子良と稱し次第にその數減じて、兩宮ともに僅かに一員となり、皇大神宮は度會郡馬瀬村下野などに住める荒木田氏の末裔の家の女を大物忌父の養女として、奉仕せしむることとなり、近世其の家七戸ありきといふ。豐受大神宮は物忌家たる、中西氏の女を以て之に任ずるの例なりき。又物忌には中世以來老女一人之に附し扶助す。之を母良と云ふ。（豐受大神宮にては近世男となれり）朝野群載及江家次第に館母、嘉祿山口祭記に副姫と云へるもの是れなり。

近世兩宮宮廳の事務官に、政所（政所大夫と云ふ）公文家司あり。政所と家司とは各一人づゝ、公文は皇大神宮は三人、豐受大神宮は一人なり。共に准神宮家にして、權禰宜を帶し、敍爵に預る。政所は廳務を承り、公文は文書を認め、政印を行ひ、家司は宮廳の雜事を掌る。何れも一禰宜の被官たり。又宮預り奉行（宮奉行）ありて、宮中一切の非違を監督し、神領代官ありて、職田家領を勘納し、領内の公事訴訟を沙汰せり。

祝部

神宮所攝の諸社には祝を配置して、主として之が祭祀經營の事に當らしめたり。即ち皇大神宮儀式帳によるに、その官帳社たる廿五社の祝部等は大神宮司之をト食定めて伊勢國司に移送し、未官帳社たる十五社の祝も同様大神宮司のト定に係れど、その係は未だ免るされずとあり。又豊受大神宮儀式帳にも、所管諸社の祝の死關の替は大神宮司に於て之をト定し、その後家を祓清して供奉の事に預らしむとありて、何れも大神宮司の任命する所にして、特に官帳社の祝は當時の京都に於ける坊長價長等と同じく、雜徭免除の待遇を與へられたるを知るべし。而してこの時代所攝諸社の經營は造神宮使造替の社竝に其社所屬の神田あるもの、外は伊勢國より經費を支辨せしを以て、祝の名簿も從つて國衙に移送する例なりしが、諸社の經營は宮司竝に國司を離れて次第に神宮祠官の手に歸することとなり、各社を勞社として禰宜家に配分し宮廳に於て祝を任命するに至りたることは、既に類聚神祇本源所收天喜三年の廳宣に見えたり。然れども室町中期以後諸社の頽廢と共に祝職も全く中絶せしを、寛文元祿の交に至り宮司家の寄進によりて攝末社次第に興立せらるゝに及び、遂に宮司より祭主家の任符を申請し各社の祝を再興補命することとなり、なれり。

神宮近世職制表

(元文四年勘録兩神宮法例ニ依ル)

皇大神宮

官職名	員數	補任	職掌
禰宜	十員	神宮家叙爵禰宜ヨリ祭主ノ擧ニヨリ宣旨補任	昇殿奉仕、年中諸神事ヲ勤ム、一禰宜ヲ官長又ハ長官ト稱シ、御政印御鑰ヲ預リ、神宮一切ノ事務ヲ處理ス
權禰宜	定員ナシ	荒木田姓、祭主補任、	神宮家(凡三十家)出身ノモノヲ權官ト云ヒ、禰宜ニ從ヒテ年中神事ヲツトム、又還宮祭ニハ東西相殿神ヲ奉戴ス、時ニ禰宜ノ神事ヲ代理ス、地下(凡五十餘家)出身ノモノハ權任トモ云ヒ、御卜神事ノ外年中神事ニ從ハズ
玉串大内人	一人	字治土公姓(稱號二見)祭主判補	三節祭ニ玉串ヲ掌ル
權玉串内人	一人	地下權禰宜中ヨリ祭主判補(稱號堤)	子真ト稱シ神饌供奉ノコトヲ掌ル
物忌	一人	童女	子真ヲ相具シテ勤仕ス
母良	一人	老女	子良ヲ介保シテ神事ニ供奉ス
物忌父	九人	地下權禰宜ヨリ祭主判補	
副物忌	三人	六位權禰宜ヨリ神宮補任	

御馬飼内人	忌鍛冶内人	御筥作内人	御笠縫内人	日祈内人	鑰取内人 出納トモ云フ	木綿作内人	御鹽湯内人	御巫内人	山向内人	酒作内人	清酒作内人	祇承宮掌内人
	二	一	一	一	二	一	二	二	二	六	六	十八
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
荷奥丁兼勤	酒作内人・御筥作内人 兼任	六位權禰宜 神宮補任	清酒作内人兼任	風宮内人兼任		無位	無位	無位 神宮補任	無位	同上	六位權禰宜ヨリ神宮補任	物忌家ヨリ之ニ充ツ
外御殿御馬ヲ預ル	忌小刀等ヲ調進ス	御筥ヲ調進ス	御笠ヲ調進ス		本宮寶殿ノ御鑰ヲ出納シ、御稻、神酒、御費ヲ受預ル	神物及神事供奉ノ人ヲ清ム		解除ノコトヲ掌ル、遷宮ノトキ鷄鳴ヲツトム	諸祭御禰ヲ採奉ス	同上	三節祭神酒ヲ供進ス	大祭ノトキ神物勅使ニ從フ

宮預奉行	家公文司	政所	麻績神部	服神部	鳥子名	御火内人	御器長	鋪設	人長
	一	三	一	一	一				二
	人	人	人	人	人				人
一禰宜ノ被官	同上	同上	神麻績連姓・祭主判補	神服連姓祭主判補		度會郡原郷ノ人夫			
宮中ノ雜事ヲ預リ宮人ヲ監督ス、宮中代官・同目代コレニ屬ス	宮廳ノ雜事ヲ掌ル	宮廳ノ文書、竝ニ御政印ヲ行フ	神衣祭荒妙神御衣ヲ調進ス	神衣祭和妙神御衣ヲ調進ス	三節祭ノトキ鳥子名舞ヲ奏ス	大祭ノトキ松明、并幣使宮司禰宜ノ前驅ヲツトム	土器ヲ調進ス	神事ノトキ鋪設ヲ設ク	神事ノトキ權禰宜ヲ觸能、又本宮ノ版位ヲ作ル
		五位權禰宜(地下)ヨリ神宮補任							

一禰宜家被官職員

御神領代官	一	人	神領ノ納米ヲ勸納シ、公事訴訟ヲ沙汰ス
宮中横目役	六	人	毎日宮中ニ伺候、宮守ヲ監督ス
山廻役	二	人	御山ヲ巡視ス
攝末社職員			祭主補任 北御門・高客・上御井下御 井宮崎氏社ハ神宮補任 各社ノ神役掃除ヲ勤ム
祝部數		人	

神宮職官年表

(姓名左傍ノ年月日ハ、其ノ補任ノ時ヲ示ス)

御歴代	祭主	宮司	皇大神宮禰宜	豐受大神宮禰宜
孝德天皇		中臣香積連須氣 大化五		
齊明天皇			荒木田廣刀首 應	
天智天皇	中臣大島 元		荒木田石敷	
天武天皇		大朽連馬養 元	荒木田石門夫 志己	兄虫 元
持統天皇		村山連糠麿 大寶二	同 荒木田野守 山田麿	君 元
文武天皇			荒木田佐禰麿 大寶	小君 元
元明天皇	中臣東人 和銅元		荒木田田長 和銅二	知加良 和銅元
元正天皇		大家豐穗 靈龜二・二二六 養老四・二二七		會龍 養老元
聖武天皇	中臣廣見 神龜元九	高良比千上 神龜三・三三一		度會安麿 天平元
	中臣人足 天平三	村山豐家 天平二・八二四		度會足床 天平元
	中臣清麿 天平二・二一〇	摺宜毛人 天平三・四二一		
		津島家虫 天平八・二二一		

御歴代	祭主	宮司	皇大神宮禰宜	豐受大神宮禰宜
孝德天皇		中臣香積連須氣 大化五		
齊明天皇			荒木田廣刀首 應	
天智天皇	中臣大島 元		荒木田石敷	
天武天皇		大朽連馬養 元	荒木田石門夫 志己	兄虫 元
持統天皇		村山連糠麿 大寶二	同 荒木田野守 山田麿	君 元
文武天皇			荒木田佐禰麿 大寶	小君 元
元明天皇	中臣東人 和銅元		荒木田田長 和銅二	知加良 和銅元
元正天皇		大家豐穗 靈龜二・二二六 養老四・二二七		會龍 養老元
聖武天皇	中臣廣見 神龜元九	高良比千上 神龜三・三三一		度會安麿 天平元
	中臣人足 天平三	村山豐家 天平二・八二四		度會足床 天平元
	中臣清麿 天平二・二一〇	摺宜毛人 天平三・四二一		
		津島家虫 天平八・二二一		

光仁天皇	稱徳天皇	淳仁天皇	孝謙天皇	
大中臣子老 寶龜四・四一九				中臣益人 天平一九正 中臣清麿 天平感寶元三
中臣比登 寶龜元一二	菅生諸忍 天平神護元二二	菅生虫麿 天平寶字四・〇三 摺宜山守 天平寶字六・七八	菅生忍人 天平寶字元六・〇	津島子松 天平二〇・五九
中臣廣成 寶龜五・二二一	菅生水通 天平神護二・二九			荒木田首名
中臣繼成 寶龜一・三三二				度會忍人 天平二〇
荒木田礪守 寶龜				度會五月麿 神護景雲元

嵯峨天皇	平城天皇	桓武天皇		
大中臣淵魚 弘仁四正	大中臣諸人 弘仁元七五	大中臣諸魚 延曆五・三		
大中臣眞清麿 弘仁七七三	中臣淨持 弘仁三二七	中臣野守 延曆五・三	中臣豐庭 大同二・二二二	荒木田男公 延曆元
菅生道成 弘仁一四六		大中臣眞魚 延曆一六五・四	大中臣眞繼 延曆二二五・二	荒木田垣守 延曆一五
		荒木田公成 或云嵯峨天皇ノ時		度會財麿 延曆二三
				度會牛主 弘仁二
				度會虎主 弘仁五

清和天皇	文德天皇	仁明天皇	
大中臣豐雄 貞觀九二二二八		大中臣禊守 承和七三 中臣逸志 嘉祥二九	大中臣礪守 天長元四 大中臣毛人 天長五
大中臣有範 貞觀二〇八二四	大中臣峯雄 貞觀四二二七	中臣伊度人 仁壽二二二三	大中臣久世主 天長三九 大中臣逸志 天長六二二二二
		中臣眞中 承和二二三五 中臣豐歲 承和八二二六 中臣新作 承和一三二一	荒木田眞老 天長五
		荒木田繼長 嘉祥元	荒木田繼麿 承和元
	度會眞水 貞觀五八八	度會河繼 仁壽二九	度會土主 承和六三三八
			度會後河 天長五

宇多天皇	光孝天皇	陽成天皇	
			大中臣有本 貞觀一四
大中臣良臣 寬平三四二九大	大中臣濱行 仁和元五二五少 大中臣濱行 仁和三三三六	大中臣貞世 元慶五八二六少宮司 大中臣有輔 元慶五八二六大宮司 中臣眞世 元慶元二二二五 中臣安棟 元慶元四二一	大中臣澤松 貞觀一二八二八 中臣如通 貞觀一七三二〇
			荒木田德雄 貞觀一七三
			度會眞雄 元慶元二七
			度會眞河 仁和三二二二八

圓融天皇	冷泉天皇	
大中臣能宣 天祿三・四一〇	大中臣元房 應和二・正二六	大中臣公節 天曆一〇・五・二九
大中臣當行 天延元・四・一七 大中臣理信 天元二・三・三三 大中臣宗幹 永觀元・二・二七	大中臣仲理 安和元・八・復大 大中臣公賴 安和二・三・二九	大中臣公賴 天曆七・三・二少 大中臣藤世 天德元・四・一權 大中臣氏高 天德二・四・二七 大中臣茂生 天德四・三・三三 大中臣中理 康保二・三・一九
荒木田敏忠 永延二・九・一四	荒木田茂忠 天延元・二・一六 荒木田秋真 天延二・三・二五 荒木田氏長 天元元・九・二八	荒木田興忠 應和元・二・二二
度會彦晴 永延元・一・一 度會行兼 永延元・二・二	度會安兼 天延二・二・二五	度會廣隣 安和二・二・二七

一條天皇	
大中臣永賴 正曆二・一・一	大中臣輔親 長保三・二・二八
大中臣宣茂 永延二・四・六 大中臣公忠 正曆五・二・三	大中臣千枝 長德四・二・四 大中臣佐國 長保三・七・八
荒木田厚賴 正曆五・一・二 荒木田延利 長德元・四・二五 荒木田宣賴 長德元・六・一四 荒木田利方 長德元・八・五 荒木田行宣 長德二・一・五	度會眞雄 長保三・九・一四
荒木田敏忠 永延二・九・一四	度會氏忠 長德二・二・二八 度會季光 長德四・二・一七
度會滋兼 正曆五・七・八	

後一條天皇	三條天皇				
大中臣永政 長元四二二二大	大中臣爲公 長和二八二六六	大中臣爲清 寬仁二二二二大 大中臣公兼 萬壽元二二九大 大中臣惟理 萬壽二六二〇極	大中臣公枝 寬弘四三二五大	荒木田延滿 長保三二二六 荒木田重賴 寬弘元二二八 荒木田賴光 寬弘三六一一 荒木田延親 寬弘三六一一	荒木田宮眞 長元六七二六 荒木田氏範 長元七六一四
度會常賴 長元六二二二大	度會通雅 長元二二二六	度會氏賴 萬壽三二四五 度會常親 長元二二二六	度會連信 寬弘三二二五 度會常貴 寬弘六九一三		

後冷泉天皇	後朱雀天皇				
大中臣義任 永承三二二二九大	大中臣明輔 長久四二二二大	大中臣佐國 長曆二八二二九 大中臣兼興 長曆三六二二三 大中臣永輔 長曆三三二二六	大中臣兼任 長曆元二二六六	荒木田重經 寬德二二二七 荒木田延長 寬德二二二二	荒木田氏守 長元八九
度會賴元 天喜元二二二一					

後三條天皇	
大中臣元範 治曆四・六二一 大中臣輔經 延久三・八二四	
大中臣兼任 天喜二・二二八 大中臣宣衡 康平四・二二二 大中臣公義 治曆四・二二五	
荒木田宮常 天喜元・一一二七	
荒木田延清 延久元・六二二	
度會康雄 天喜元・一一二一 度會常季 天喜元・一一二一	度會常範 康平二・九七
度會為賴 治曆二・九五	度會賴房 延久二・六二五 度會康政 延久四・五一九 度會廣雅 延久四・五一九 度會雅行 延久四・六二二

堀河天皇	白河天皇
大中臣親定 寬治五・八六	大中臣賴宣 永保元・六一
大中臣國房 應德三・閏三二四 大中臣國房 寬治三・七大重	大中臣範祐 承曆四・四四 荒木田延平 承保二・一一二七 荒木田忠元 承曆二・六一三 荒木田定平 承曆四・二二〇
荒木田師平 永長元・四九	荒木田延泰 應德三・閏二一四
度會康晴 寬治六・四二五	度會貞任 寬治三・一一二〇 度會高房 寬治四・六五

鳥羽天皇

大中臣公衡
天永三五七六

大中臣公盛
天仁三一七六

大中臣定祐
長治元四七六

大中臣宣孝
承徳二二〇二九六

度會忠彦
天永三七一一
天永四二二五

度會忠房
嘉承二二二一一

度會雅賴
嘉承元二二二六

崇徳天皇

大中臣公長
保安三三二八

大中臣清親
保延四二二二九

大中臣公隆
永久六六八六

大中臣仲房
天治元七二七六

大中臣公賢
大治三二一六六

大中臣公宗
保延十二一三六

荒木田忠延
保安二四二五

荒木田經仲
天永二六一
荒木田元定
天永三三三〇

荒木田延能
長治元二二八
荒木田忠俊
康和三七二〇
荒木田氏經
康和四二二二
荒木田元親
康和元九二〇
荒木田俊經
永長元六三
荒木田延範
永長元六三

度會貞康
永久二六七

度會兼高
保安三三〇三

度會守康
保安四四
度會高行
天治元二二三
度會重房
天治二二三

度會親晴
大治元三二

度會雅彦
保延元六八
度會高弘
保延五二二

度會兼光
保延六二二
度會高平
永治元八四

後白河天皇	近衛天皇
大中臣親章 保元二八・一三	
大中臣公清 仁平三閏一二	
荒木田元滿 天養元四・一〇	荒木田延重 仁平三・一一二
荒木田公俊 仁平三・九一四	荒木田成長 仁平三・二一八
度會常行 康治三・二二三	度會真綱 天養元・三九
度會雅明 久安五・九七	度會光仲 久安五・九七
度會政忠 仁平二・六五	度會高康 仁平二・九三

六條天皇	二條天皇
	大中臣爲仲 應保元・一三
	大中臣師親 應保元・九元
	大中臣親隆 永萬元五・六
	大中臣有長 永萬元五・六
荒木田定良 仁安四・三八	荒木田範宗 仁安二・六四
荒木田忠滿 嘉應二・九二	荒木田成長 仁平三・二一八
度會光忠 仁安三・二一〇	度會彥章 保元三・三三三
	度會忠倫 平治元・五
	度會宗房 永曆元・八
	度會俊光 永曆元・一二
	度會雅言 長寬二・五
	度會晴兼 永萬元五・二九

安德天皇	高倉天皇
大中臣盛宗 元曆元五二三六	大中臣公俊 嘉應三二二一三六 大中臣祐光 安元二二二二權重
	荒木田忠定 承安三三三三
大中臣盛宗	大中臣祐成 治承三三三九六 大中臣隆時 養和二九少 大中臣忠國 養和二二二權
	荒木田成長 養和二四六 荒木田光定 養和二四二五
度會雅元 安元二二二二	度會貞雅 安元三三二二
度會雅雄 壽永二二三	度會高倫 治承二四六 度會元雅 治承三二五
度會忠行 壽永二二六一〇	度會賴行 養和二九六

後鳥羽天皇	
大中臣能隆 文治元一一二五	
大中臣長能 建久五二二〇少	大中臣盛家 建久元六六六重
大中臣康定 建久八一四六	大中臣忠國 建久二二二權
荒木田氏良 建久四二二一一	荒木田利康 建久五二二〇
荒木田定滿 建久五四八二四	荒木田成定 文治五三三〇
度會氏宗 建久六二二一一	度會宗康 建久二二二二五
度會彦盛 建久八六二七	度會延行 建久二二二二一
	度會行忠 建久三三二一一
	度會彦基 文治二九一五

土御門天皇

大中臣康定
正治元二五
大中臣長能
正治二六二八
大中臣國定
正治二八二三

度會春章
正治二五二六

荒木田成仲
建仁元九二二

荒木田滿言
建仁元九二二

荒木田元兼
建仁二二二六

荒木田經明
元久元一一元

度會家廣
建仁二二二七
度會為康
元久元三二四
度會行元
元久元二二八

大中臣重長
元久元九五
大中臣長能
建永元二二四
大中臣國貞
建永元二二四
大中臣重長
承元二四四
大中臣重長
承元三一五
大中臣重長
承元四八八

荒木田宗經
承元四一一六

大中臣隆宗
建曆二二二七

順德天皇

大中臣國貞
建曆元一一二
大中臣通盛
建曆元一一二
大中臣康定
建保元五四
大中臣時隆
建保二二二七

度會氏康
建曆二二二〇

度會行能
建保二二二一

度會朝忠
建保三三六

度會行衡
建保四三二七

度會貞重
建保四三二七

度會光高
建保四三二二

荒木田經定
建保五二〇

大中臣長家
建保五二二三
大中臣康定
承久元一
大中臣長家
承久元二二五
大中臣時親
承久元二二一

仲 恭 天 皇	
	大中臣能隆 貞應元二一六遷
	大中臣賴重 元仁元二二九大 大中臣長家 嘉祿二二一五權重 大中臣時親 嘉祿二二一五少重
荒木田延季 承久三三二六	荒木田延成 貞應元三一九
度會康房 承久三三二六 度會貞材 承久三一二一五	荒木田德俊 元仁元一一三 度會行房 貞應元三二九 度會賴親 元仁元四一〇 度會貞教 元仁元七二二
	後堀河天皇
	荒木田滿忠 安貞元六五

四 條 天 皇	
	大中臣隆通 寬喜二二一七
大中臣盛房 嘉祿三一二二大	大中臣良國 寬喜三一一權 大中臣長則 寬喜三三三三少
荒木田永元 嘉祿三九六 荒木田重仲 曆仁元一七	荒木田成行 寬喜三八三〇
度會清章 嘉祿二七二七	荒木田成重 文曆元五一八
度會宗高 嘉祿三一二八	度會賴仲 貞永元一六四 度會賴親 貞永元七遠 度會維行 天福元四八

後嵯峨天皇	
大中臣長則 寬元元二二權 大中臣通繼 寬元二二六少	大中臣良國 曆仁元權重 大中臣長則 曆仁元少重 大中臣盛房 延應元大重
荒木田氏忠 寬元元三一五	荒木田行長 仁治二七二三
度會貞尙 寬元二六五	荒木田長光 曆仁元二二六 荒木田經元 曆仁元六一六 度會興房 延應元六二七 度會國忠 仁治元二二八 度會氏彦 仁治三八一九 度會朝行 仁治三二二五

龜山天皇	後深草天皇
大中臣隆蔭 正元元七一五	大中臣隆世 寶治二五二一
大中臣範國 正嘉元一二權	大中臣國元 康元元一權 大中臣光定 寶治元二二六六 大中臣國時 寶治二二二五少
	荒木田滿盛 康元元三二三 荒木田雅忠 康元元五二五 荒木田泰良 康元元六
度會定行 文永元三一四	荒木田成家 寶治二二二四 荒木田尙良 建長三九一 度會行忠 建長三二二三 度會維房 建長五〇二二 度會行晴 建長七二二三
	度會元定 正嘉元二

	後伏見天皇	
	大中臣隆相 永仁五九二五	
	大中臣爲繼 永仁三三九遠 大中臣定忠 正安元二一八	
	大中臣長藤 永仁元大遠	
	大中臣長光 正安二二二一一大	
	荒木田泰世 永仁三二二四 荒木田泰利 永仁六三二五	
	荒木田行兼 正安三九六 荒木田泰世 嘉元元一遠 荒木田忠世 嘉元元五七	
	度會尙行 永仁元四二五 度會行文 永仁三二〇一六 度會朝棟 永仁四六	
	度會行名 正安元六二二五 度會資雅 正安元七 度會延雄 正安二二二二	
	度會良行 嘉元元一一二〇	

後二條天皇

	後二條天皇	
	大中臣長藤 嘉元二五二四	
	大中臣長光 德治元一一六遠 大中臣長藤 延慶元六二〇大遠	
	荒木田氏房 德治元二六 荒木田延行 德治元三三三 荒木田仲成 德治元四二二三 荒木田經延 德治二二二二	
	荒木田仲滿 嘉元元一一 荒木田泰定 嘉元元一一	
	度會行尙 嘉元二六 度會行宗 嘉元二〇三 度會良尙 嘉元二二〇 度會貞蔭 嘉元二二一	
	度會家行 德治元三三四	

花園天皇

大中臣隆實 元應元二一九	大中臣蔭直 正和五二二〇	大中臣經蔭 正和二二二八	大中臣定忠 正和二一〇一	大中臣爲連 正和元六二八	大中臣公忠 延慶二三四大	荒木田泰朝 延慶二二二二	荒木田成政 延慶三三	大中臣長藤 應長元四七六遠	大中臣清長 應長元四三六遠	大中臣長藤 正和元七二六遠	大中臣康雄 正和二二二六遠	荒木田季宗 正和二六一四	度會雅任 應長元六二六	度會朝長 正和四四	度會朝棟 正和四六二九遠	度會貞鄉 正和五八八	度會貞香 元應元八六六
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	---------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	----------------	--------------	-----------------	---------------	----------------

後醍醐天皇

大中臣親忠 元弘元三一一	大中臣隆實 元弘三四九遠	大中臣蔭直 建武二二六遠	大中臣親忠 延元元六六六遠	大中臣長泰 元享元六二七六	大中臣康雄 嘉曆二四二四大遠	大中臣忠緒 元德二九一四大	荒木田泰宗 元應二二〇五	荒木田冬雄 元弘元二二八	荒木田經茂 延元四二二六	度會延明 元弘元一〇二五	度會行鄉 嘉曆元二〇一	度會行尚 嘉曆元二二〇遠	度會國行 元弘元二一	度會常廣 建武元一	度會常兼 建武元	度會相尙 延元四五四	度會盛行 延元四五	度會朝泰 延元四七二七
-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	-------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------	---------------	--------------	-------------	---------------	--------------	----------------

<p>後村上天皇 (光明天皇)</p>									
<p>大中臣隆基 延元四</p>									
<p>荒木田棟房 興國二二二三</p>									
<p>荒木田有俊 正平三三三六</p>									
度會朝通	度會氏朝	度會行長	度會朝長	度會晴宗	度會行賴	度會朝照	度會延明	度會國行	度會彦延
延元四二一	興國元二二	興國元二九	興國元五四	興國元一一	興國二八二五	興國二二一三	興國四四三	興國四四三	興國五二二二

<p>(崇光天皇)</p>					<p>(後光嚴天皇)</p>				
<p>大中臣親直 正平三七六</p>					<p>大中臣親忠 正平五二二五 大中臣親世 正平七七二八 大中臣忠直 正平九一一五</p>				
<p>大中臣長基 正平五四五大</p>					<p>大中臣忠緒 正平七〇元大遠 大中臣長基 正平二二三三 大中臣忠緒 正平九二二四 大中臣長基 正平三九三三</p>				
<p>大中臣忠隆 建德元五二七</p>					<p>荒木田泰行 正平九九 荒木田守賢 正平一四四 荒木田親宗 正平一六一</p>				
<p>荒木田氏茂 正平二二三</p>					<p>荒木田正房 正平二二二</p>				
<p>度會繁行 正平五一四</p>					<p>度會常盛 正平五一七</p>				

	後龜山天皇	(後圓融天皇)
	大中臣清世 應永元二二三	大中臣實直 天授三八二九 大中臣親世 天授四五三三 大中臣基直 天授五四一四
	大中臣忠澄 應永三四二七大 大中臣長興 應永九二二二大	大中臣忠朝 元中大遠 大中臣長昌 元中六一〇一四六
	荒木田氏興 應永三	荒木田經博 弘和元 荒木田安房 弘和元 荒木田守親 弘和二
	度會貞通 應永五三	度會晴宗 弘和元一〇二八
		度會久彥 文中元二二二五

	後小松天皇	稱光天皇
	大中臣通直 應永一六一二九	
	大中臣忠智 應永一〇六一七六 大中臣長盛 應永二二二二三大 大中臣忠智 應永一五四七大遠 大中臣長盛 應永五八二五大遠 大中臣長盛 應永一八二六六遠	大中臣長照 應永二〇八二一六 大中臣長資 應永三〇七二〇大 大中臣長世 應永三二二大 大中臣忠清 應永三二二大 大中臣長資 應永三三九四大遠
	荒木田氏幸 應永一〇九 荒木田經幸 應永一〇四二〇	荒木田長博 應永三三七二一
	荒木田經久 應永一八五	
	度會顯久 應永一八	

大中臣清忠
正長元

大中臣忠清
正長元六
大遠

荒木田守繁
永享元

荒木田氏經
永享四七二〇

度會元久
永享四
度會常平
永享四

大中臣長盛
永享五三二一
大遠

荒木田經朝
永享六一

大中臣氏長
永享一〇二二
八大

荒木田氏久
永享八七

大中臣氏長
嘉吉三七七
大重

荒木田經見
永享二二九
一四

大中臣宗直
嘉吉三九三

大中臣清忠
嘉吉三九二〇
還

大中臣宗直
文安三四一
六還

大中臣清忠
寶德二二五
還

大中臣忠香
文安元六
一一大

大中臣忠春
文安三三三
二大

大中臣氏長
文安五四九
大遠

大中臣則長
享德二二三
一一大

荒木田守秀
嘉吉四四三

荒木田經興
寶德三五二〇

荒木田守朝
寶德三五二七

荒木田滿久
寶德三九七

荒木田守氏
享德二四二
九

荒木田永量
享德二五二〇

荒木田守則
享德三七二三

度會貞熙
文安元四

度會朝敦
文安四五二
一

度會貞季
享德元二二

度會常貫
享德三六

度會常香
享德三六

後花園天皇

後土御門天皇	
大 中 臣 秀 忠 <small>文明元・四・一一</small>	
大 中 臣 忠 康 <small>應仁二二〇二二二大</small>	大 中 臣 氏 長 <small>長祿二二二〇大遠 寬正四二二五大重</small>
	荒 木 田 經 房 <small>寬正二五・一五</small> 荒 木 田 守 繼 <small>寬正二九・一七</small> 荒 木 田 氏 綱 <small>寬正三八・二二</small>
度 會 是 彥 <small>文明元・六・三</small>	度 會 清 彥 <small>寬正元二</small> 度 會 光 彥 <small>寬正三五</small> 度 會 康 久 <small>寬正五九</small> 度 會 常 忠 <small>文正元一二</small> 度 會 家 彥 <small>應仁二六・五</small>

後土御門天皇	御 歷 代
藤 原 資 綱 <small>文明元・一一</small>	神 宮 傳 奏
	祭 主
大 中 臣 則 長 <small>文明三九二毛大遠</small> 大 中 臣 則 長 <small>文明八八二大遠</small> 大 中 臣 則 長 <small>文明四八二大重</small>	宮 司
荒 木 田 守 誠 <small>文明四七・二八</small> 荒 木 田 經 任 <small>文明八五・四</small> 荒 木 田 經 晨 <small>文明〇六・一八</small> 荒 木 田 守 兼 <small>文明五三・二九</small> 荒 木 田 守 武 <small>長享元二二〇</small>	皇 大 神 宮 禰 宜
度 會 長 尙 <small>文明二</small> 度 會 貞 守 <small>文明四三三</small> 度 會 貞 明 <small>文明四九</small> 度 會 具 彥 <small>文明七三・八</small> 度 會 朝 世 <small>文明二九・五</small> 度 會 常 賴 <small>文明四七・三〇</small> 度 會 常 鄉 <small>文明四二・三</small>	豐 受 大 神 宮 禰 宜

中御門宣胤 永正三三・二二	三條西實隆 明應五・二二
	大中臣輔直 延德二・九二五
	大中臣伊忠 明應三・四四・一一
大中臣則長 文龜三三・三六・大重	大中臣則長 明應六・二〇・大重
荒木田守恆 永正五・一一・三	荒木田守幸 延德三・五・一一
荒木田經長 文龜二九・九一五	荒木田守保 延德三・九二七
荒木田守敦 永正二・四二・元	荒木田守富 延德三・九二七
度會忠彥 永正六・一〇・一七	度會朝彥 明應五・八二・五
度會房彥 永正六・一〇・一七	度會朝保 明應九・六・五
度會常誠 永正六・一〇・一七	度會朝傳 明應九・六・五
度會常榮 文龜二二・二・四	
度會常清 文龜二二・二・四	
度會朝繁 文龜二九・九一五	
度會貞佳 文龜三三・三二・二	

後奈良天皇	後柏原天皇
菊亭公彥 大永六・八・九	廣橋守光 永正九 三條西公條 永正三・四・三
	大中臣朝忠 大永二・九・七
	大中臣廣長 永正六・七・三・大
	大中臣爲長 大永元・六・三・大
	荒木田守直 永正五・一・一・三
	荒木田守雄 永正一・四・六・二・四
	荒木田守梁 永正一・四・六・二・四
	荒木田守敦 永正二・四・二・元
度會晨彥 大永六・八・一・六	度會實彥 大永五・七・九

正親町實胤
天文元二五
柳原資定
天文五七三〇

廣橋兼秀
天文八二一三
三條西實世
天文九四一六
甘露寺伊長
天文一二一三
正親町公敏
天文一五〇二
鳥丸光康
天文一六八二三
中山孝親
天文一八八二六

大中臣爲長
天文八六二七六

荒木田守顯
享祿二一〇二
荒木田守豐
天文二七六

度會貴彦
天文五二二二
度會正彦
天文八五二六

荒木田氏辰
天文一〇
荒木田守是
天文二五五〇

度會完彦
天文一七五

荒木田守基
天文八五一一
荒木田氏晴
天文八九二五
荒木田經逸
天文三二二六

度會朝直
天文二二七一九

正親町天皇

菊亭晴季
永祿八八二
柳原資定
永祿九二二六

德大寺公維
天正六九一二
柳原淳光
天正八五五

大中臣康忠
元龜三二二一
大中臣慶忠
元龜三九二六

大中臣滿長
永祿三三三〇大

荒木田守文
永祿一二五六
荒木田經家
永祿三二四三
荒木田定實
元龜元七二八

荒木田守在
天正七四二

度會貞德
永祿三
度會貞副
永祿四四三
度會辰彦
永祿一一六三

度會貞行
元龜三二二
度會堯彦
天正元一一三
度會常晴
天正二

後陽成天皇	御歷代	後陽成天皇
大炊御門經賴 慶長一三七	神宮傳奏	正親町三條公仲 天正一五・八・八? 柳原淳光 文祿三・七・二三 西園寺實益 慶長四
	祭主	大中臣種忠 慶長四・二・二七
	宮司	大中臣常長 慶長六・大重
荒木田經秀 慶長九・四・三 荒木田經寄 慶長二・三・二七 荒木田守賴 慶長一・三・九	皇大神宮 禰宜	荒木田守城 天正一・二・二七 荒木田守政 文祿元 荒木田守任 慶長六・二・二六 荒木田氏昇 慶長六・二・二六
度會常晨 慶長八・九・一四 度會貞城 慶長九・九・一〇 度會幸彦 慶長九 度會朝雄 慶長一・二・一〇	豐受大神宮 禰宜	度會雄彦 天正一・八・七 度會通尙 文祿三・一 度會故彦 文祿三・九・一三
日向政成 慶長九・一・二	山田奉行	度會輔彦 慶長六・一・一六

後水尾天皇	西園寺實益 慶長一五・五・一還	
花山院定熙 慶長一九	中御門資胤 元和二	
大中臣辰長 元和三・二・五・大		
荒木田守勝 慶長一・四・八・三 荒木田氏久 慶長一・五・九・三	荒木田氏富 慶長一・七・九・三 荒木田定恆 慶長一・九・八・二	度會廣彦 慶長一・七 度會貞久 慶長一九
荒木田經員 元和五・三・二・九	度會信彦 元和五・三・二・九 度會全彦 元和八・八・三 度會滿彦 元和八・三・三 度會貞晨 元和八	水谷光勝 元和三 山岡景以 元和四・四・三

明正天皇		日野資勝 寛永三二二一 日野資勝 寛永四二二再 西園寺公益 寛永六一七	大中臣友忠 寛永元二六
花山院定好 寛永九二二一 四辻秀繼 寛永九三三三 中山元親 寛永九二二九 西園寺實晴 寛永一一二	德大寺公信 寛永一七二七		
荒木田氏勝 寛永一四八四	荒木田守清 寛永一八八五		
度會貞和 寛永一四八四	度會貞惟 寛永一四八四	度會常和 寛永三六五 度會集彦 寛永六九一四 度會朝彦 寛永六九一四	
花房幸次 寛永一〇三四	石川政次 寛永六八六	岡田善同 寛永六	中川忠勝 寛永元一一

後光明天皇		藪嗣良 正保三〇二四 鷲尾隆量 正保四六九	後西院天皇
姉小路公景 慶安二二二六 鷲尾隆量 慶安四二二二	葉室頼業 承應三	鷲尾隆量 明曆元一 三條公富 明曆元二二五 四辻公理 明曆二二二	
	大中臣定長 承應二九二〇		
	大中臣精長 承應二九二〇		
荒木田氏次 慶安元二二三	荒木田經在 慶安四七八	荒木田守洪 承應三九二二	
度會因彦 正保二七六	度會常生 正保四九八	度會常有 承應二九二二	

久我廣通

明曆三・六・六
日野弘資
萬治元・二

柳原資行

萬治二・一・三

烏丸資慶

寬文元・二・四

油小路隆貞

寬文元・二・三

坊城俊廣

寬文元・三・六

中院通茂

寬文元・三・九

大中臣景忠
寬文元・三・二

荒木田氏重

萬治二・九・七

荒木田經冬
寬文元・八・三

八木宗直
萬治二・七

度會常久
明曆三・一〇・三
度會繼彥
寬文二・六・六
度會常副
寬文二・九・八

大炊御門經光
寬文三・七・九

靈元天皇

花山院定誠

寬文六・五・一〇

坊城俊廣

寬文六・一〇・二

清閑寺熙房

寬文九・一・二・三

三條實通

延寶元・七・一

阿野季信

延寶三・八・二・四

三條實通

延寶四

清閑寺熙房

延寶五・四・二・一

今出河伊季

延寶六・一・一・三

柳原資廉

延寶七・五・八

桑山貞政
寬文六・六・三

度會末彥
寬文七・六・二・一

荒木田氏延
寬文七・三・九

荒木田守相
寬文八・三・六

荒木田氏貞
寬文一〇・四・四

度會親彥
寬文一〇・二・八

度會常俱
寬文三・三・三

大中臣長春

延寶二・四・六

度會貞命
延寶四・九・三

東山天皇	清閑寺熙房 延寶七八三
今出河伊季 元祿六二二六	烏丸光雄 延寶八 葉室頼孝 天和三 柳原資廉 貞享元 烏丸光雄 貞享元二七 中御門宗顯 貞享二 久我通誠 貞享三六三
大中臣房長 元祿六二二四	荒木田經晃 天和元八三
	度會貞並 天和二四二四
荒木田守世 元祿七〇二九	荒木田永親 貞享四九七 荒木田守夏 元祿三四〇 荒木田氏昌 元祿三七六
	度會貞盈 貞享三九七
	岡部勝重 貞享元五二二
	長谷川重章 元祿九四二 久永重高 元祿一〇三二五
	堀利壽 元祿四九二
	淺野長恆 元祿三五二五

花山院持重 元祿七五二九	花山院持實 元祿八二二九	清水谷實業 元祿九二二三	東園基量 元祿一〇九二九	花山院持實 元祿一二三三	德大寺公全 元祿一三七三
大中臣忠長 元祿六二二三	荒木田氏基 元祿二二二七	荒木田守在 寶永元四二六	荒木田經豐 寶永二四二四	度會貞德 元祿三七二六	度會智彥 元祿三八二七
	荒木田守世 元祿七〇二九	荒木田守常包 寶永元八二七	荒木田經豐 寶永元九四	度會孟彥 元祿一五三七	度會高彥 寶永元九四
	長谷川重章 元祿九四二	久永重高 元祿一〇三二五	堀利壽 元祿四九二	淺野長恆 元祿三五二五	

今出河伊季 寶永三九二	高倉永福 寶永三九二	園基勝 寶永三二六	西園寺致季 寶永三九八	中院通躬 寶永五四二	園基勝 寶永五七六	大炊御門經音 寶永七三二	醍醐昭尹 正徳元三二
大中臣隆亮 寶永六五三							
度會常益 寶永五二三							
佐野直行 寶永四一五				渡邊源輝 寶永五〇五			

中御門天皇

久我惟通 正徳元三三三	大炊御門經音 正徳元三三三	正親町三條公統 正徳二七七	正親町三條公統 正徳三二二	西園寺致季 正徳三二二	正親町三條公統 正徳三九六	醍醐昭伊 享保三三七	西園寺致季 享保四四八
大中臣德忠 正徳四八三							
大中臣千長 正徳元三三三							
荒木田守敬 正徳二〇一							
荒木田永春 享保元二二三							
荒木田守秀 享保三三三							
荒木田定温 享保三三三							
度會常純 享保元八二							
大岡忠相 正徳三三三				黒川正増 享保元五二			

櫻町天皇	
廣幡長忠 元文四・一七 醍醐兼潔 寛保元・二六	今出河公詮 享保三・四・元 西園寺致季 享保三・三・三 今出河公詮 享保三・七・一 清閑寺治房 享保一・五・四・三 三條利季 享保一・六・一〇・三 德大寺實憲 享保一・八・三・元 大炊御門經秀 享保一・九・一〇・五
大中臣長矩 享保三・二・三六	
荒木田守脩 寛保元・三・三六	荒木田守充 享保一・五・七・四 荒木田經正 享保一・五・八・元 荒木田守浮 享保一・六・九・二 荒木田守福 享保一・九・九・五
度會意彦 延享二・四・二五	
加藤明雅 元文三・七・二	堀直主 享保一・七・三・三

醍醐昭尹 享保四・五・三 花山院常雅 享保四・一・二・一 醍醐昭尹 享保五・五・六 醍醐冬熙 享保六	花山院常雅 享保二・四・三
大中臣和忠 享保三・四・三	
荒木田經林 享保八・八・六 荒木田守和 享保九・八・三 荒木田氏精 享保九・二・九 荒木田永當 享保二・三・二 荒木田氏時 享保二・五・二	度會知仲 享保八・七・五
保科正純 享保二・五・三	度會常倚 享保三・二・七 度會延純 享保三・三・三

正親町實連 寶曆六六三
 花山院兼濟 寶曆七三三
 烏丸光胤 寶曆七二二
 三條季晴 寶曆八二二
 庭田重熙 寶曆八九三
 園基衡 寶曆九二五
 廣幡輔忠 寶曆二四六
 鷲尾隆熙 寶曆二〇三
 正親町實連 寶曆二二七

大中臣季忠 寶曆三三三

荒木田氏倫 寶曆七一三
 荒木田經相 寶曆三四七

度會常古 寶曆三二八

大岡忠禁 寶曆二二二

後櫻町天皇	
西園寺賞季 明和四三六 油小路隆前 明和五〇〇 大炊御門家孝 明和六七一 西園寺賞季 明和六七三 久我信通 明和七七三	鷲尾隆熙 寶曆三六元 廣幡輔忠 寶曆二七六
	大中臣長堯 寶曆三〇六
荒木田氏式 明和六六八	荒木田定綱 明和三六三
	度會言彦 明和二七三 度會朝榮 明和四六二 度會常興 明和四九三
	依田恆信 寶曆一三六

後桃園天皇

西園寺賞季
明和八・九三
油小路隆前
安永元五二五

大炊御門家孝
安永二八五

西園寺賞季
安永三一・二九

中山愛親
安永四・二四

久我信通
安永四四・三三

柳原紀光
安永五二・三五

三條實起
安永七四・六六

花山院愛德
安永七二・〇元

正親町公明
安永七二・三五

大中臣寬忠
安永七九・六六

荒木田守諸
安永二七・六
荒木田經雅
安永二二・三

度會常敬
安永元七・六

松田貞居
安永元二・六

度會貞晉
安永六九・七

山田利壽
安永四七・二四

大炊御門家孝
天明元九・三

正親町公明
天明元〇・〇

今出河實種
天明二二・六六

德大寺實祖
天明四八・二三

三條實起
天明四八・二三

中御門宗美
天明五七・三

花山院愛德
天明六四・二

光格天皇

荒木田經陰
天明元二・九

荒木田守訓
天明元二・九

荒木田經繪
天明元二・九

度會貞賀
天明元九・三

度會博彥
天明二二・三三

度會算彥
天明五五・三三

度會範彥
寬政三三・八三

野一色義恭
天明六五・五

大中臣長都
天明八二・一七

仁孝天皇	
廣幡經豐 文政二・二二〇 大炊御門經久 文政三・二二二	正親町實光 文化七・四三〇 花山院愛德 文化七・七一 大炊御門經久 文化九・二二二 正親町實光 文化九・五三〇 花山院家厚 文化九・九一一 大炊御門經久 文化二・八一九
荒木田守約 文政元・六一五	荒木田守常 文化七・三二七 荒木田氏養 文化七・三二九 荒木田守良 文化九・三三五 荒木田經美 文化三・八二四
	度會常善 文化一・一三〇 度會品彥 文化三・八二二
星野益庶 文政四・三三四	大河内政良 文化八・七二六 高井實德 文化三・三三四

	三條公修 享和三・五二八 花山院愛德 享和三・六五 德大寺公迪 文化三・三三四
	大中臣光忠 文化三・八一
	大中臣長祥 文化四・二二〇
	荒木田氏歷 寬政六・三三四 荒木田經誼 寬政九・二二七 荒木田氏禔 享和二・六二〇 荒木田守民 文化四・五八 荒木田氏則 文化四・五八
	堀田正貴 寬政六・七八 寬為規 享和二・一〇三 小林正祕 文化三・七二六 度會常代 文化五・二二八 度會常達 文化元・三三七 度會常名 寬政六・三三〇 度會常町 寬政八・〇二七 度會貞度 寬政三・四四 度會朝喬 享和元・七一

花山院家厚 文政五・四八	三條實萬 文政三・三二六	廣幡基豐 天保三・〇三三	廣幡基豐 天保四・〇七	久我建通 天保四・〇三三	廣幡基豐 天保六・一一八	久我建通 天保九・八三六	大中臣教忠 天保〇・八二	大中臣長福 天保四・四三	大中臣都盛 天保六・三三六	荒木田氏廣 文政五・四六元	荒木田氏朝 文政三・六三〇	度會朝久 文政五・三三八	度會常庸 文政九・〇二〇	牧野成文 文政二・一五三	金森可充 天保元九	柴田康直 天保六・一一三	三枝守行 天保二・八三三
-----------------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-----------------	-----------------

廣幡基豐 天保三・四一九	三條實萬 天保二・三三三	花山院家厚 弘化二・九一九	德大寺公純 弘化四・六六四	德大寺公純 嘉永元・六六一	德大寺公純 嘉永三・六一二	廣幡基豐 嘉永二・〇二七	中山忠能 嘉永三・二一九	大中臣長量 嘉永二・二二三	荒木田守定 天保三・〇〇四	荒木田經晴 天保三・三三三	荒木田經世 嘉永二・七三三	度會貞俊 嘉永二・四三三	度會偉彦 嘉永二・八二〇	落合道一 天保三・六二一	柳生久包 天保四・〇二五	大田資貞 弘化二・三三七	小出英美 弘化四・〇三〇	河野通訓 嘉永元・〇三三	山口直信 嘉永三・三三五
-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

廣幡忠禮 嘉永五・八二四	廣幡忠禮 嘉永六・二二三	三條公睦 嘉永六・二二三	久我建通 安政元・二二八	德大寺公純 安政三・一一五	德大寺公純 安政三・七三三	大炊御門家信 安政五・七三三	廣幡忠禮 安政六・七二〇	德大寺公純 文久元・六二五	廣幡忠禮 文久二・七二三
度會貞賢 嘉永五・八二四	度會朝昌 安政元・二二四	度會貞吉 安政元・二二四	荒木田守胤 文久三・七二九	荒木田守宣 安政三・五二一	荒木田氏命 安政五・三三六	荒木田氏豐 安政六・五二六	荒木田泰綱 文久三・二二四	荒木田定潔 元治元・五三三	荒木田氏意 元治元・九三〇
本多忠貫 文久三・三二〇	渡邊孝綱 安政五・五五四	秋山正光 安政六・三三三	荒木田守胤 文久三・七二九	荒木田守宣 安政三・五二一	荒木田氏命 安政五・三三六	荒木田氏豐 安政六・五二六	荒木田泰綱 文久三・二二四	荒木田定潔 元治元・五三三	荒木田氏意 元治元・九三〇

醍醐忠順 文久三・八二五	德大寺實則 慶應三・六六六	大炊御門家信 慶應三・八二五	廣幡忠禮 慶應三・九三〇	久我通久 慶應三・〇〇九	醍醐忠順 明治元・一六	正親町實德 明治元・二一五	明治天皇
近衛忠房 明治四・二二六	大中臣教長 慶應三・一〇三	北小路隨光 明治四・七二四	藤堂高泰 明治四・七二四	荒木田守賀 明治三・五二二	度會常幸 明治三・六六六		
本多忠貫 文久三・三二〇	荒木田泰綱 文久三・二二四	荒木田定潔 元治元・五三三	荒木田氏意 元治元・九三〇	荒木田經發 慶應元・三二七	荒木田守賀 明治三・五二二	度會常幸 明治三・六六六	

宮			親王			檀家名	禁裏御師
仁和寺宮	勸修寺宮	輪王寺宮(日光)	伏見宮	閑院宮	京極宮		
林左近大夫	福島大二郎	春木大夫	松木雅樂助	十八家中	藤田長大夫	宮後神主	檜垣神主(山田)

所御尼丘比				跡門							
中宮寺宮	林丘寺宮	圓照寺宮	光照院宮	曇華院宮	三時知恩寺宮	知恩院宮	圓滿院宮	青蓮院宮	實相院宮	聖護院宮	妙法院宮
橋爪孫大夫	藤田長大夫	堤林大夫	鑑谷大夫	松室善大夫	松室與一大夫	足代勘兵衛	杉松兵衛大夫	中川安大夫	來田新左衛門	綿谷大夫	

江戸時代中期主要師職表

(師職ノ説明ハ現行職制、神宮神部署ノ條ニアリ、今便宜上此ニ收録ス)

祭主	三條西季知 明治七二二三	久邇宮朝彥親王 明治八七二二	有栖川宮熾仁親王 明治二四二二三〇	賀陽宮邦憲王 明治二八二二一〇	久邇宮多嘉王 明治四二九二三
大宮司	本莊宗秀 明治六一九	田中賴庸 明治七二二三	鹿島則文 明治一七四二	冷泉爲紀 明治三一六二七	三室戸和光 明治三八二二九
少宮司	浦田長民 明治五七五	藤岡好古 明治一五二二一五	福原公亮 明治二二二二三〇	岡部讓 明治二七四五	桑原芳樹 明治三一二二二〇
		木野戶勝隆 明治四三三三一	今井清彦 大正三八七	熊谷小太郎 大正一一八二四	

公 卿 諸 家																	
河 鱒・長谷	河 野	橋本・園池・今 城・櫛笥・東久 世・清岡・桑原	裏 辻	山本・持明院・ 園・高野・石野 芝山・梅小路	大 宮	高 丘	中 山	飛鳥井・難波・ 中御門・下冷泉・ 五條・平松・吉 田・萩原・錦織	谷祐大夫	林十郎大夫	藤田長大夫	高向與三大夫	松室善大夫	檜垣金谷大夫	堤長大夫	鎰谷大夫	三村大夫

公 卿 諸 家																									
東 園	壬見・石山	上 冷 泉	藤谷・西洞院	柳原・北小路・ 清閑寺	四 條	山 科・久 世	八 條	水無瀬・七條・ 町尻	樋 口	富 小 路	六 條	岩 倉	福島大二郎	北川九郎左衛門	榎倉修理進	十八家中	榎倉儀大夫	高田大夫	松室與一大夫	三方中	橋村肥前大夫	橋村織部大夫	三村清大夫	慶徳大郎大夫	藤原才吉

公 卿 諸 家			准 門 跡			攝 家 御 門 跡			比 丘 尼 家													
三 條・園	九 條・庭 田	田	近衛・徳大寺・ 廣幡・廣橋・竹 屋・油小路・庭	錦織寺御門跡	專修寺御門跡	西本願寺御門跡	安井御門跡	隨心院御門跡	三寶院御門跡	大覺寺御門跡	瑞 花 院	三村清大夫	福村大夫	堤長熊大夫	林 大 夫	辻 左 京	久保倉大夫	森 與 大夫	藤井八郎大夫	來田親左衛門	綿谷大夫	檜垣神主

公 卿 諸 家																	
鷹 司・醍 醐	三條・正親町三 條・小倉・武者 小路・穂波・五 辻	西園寺・中御門・ 廣橋・西大路	花 山 院	大炊御門・花園	中院・野宮・日 野	三條西・正親町 三條・滋野井・ 姊小路・樋口	正 親 町	清 水 谷	吉澤大夫	松木盛物	朝田彦大夫	正住大夫	堤 彦 大夫	福井大夫	御巫大夫	千賀大夫	堤 林 大夫

家諸卿公			
唐	白	綾	植
橋	川	小路	松
木造大夫	藤井三頭大夫	山岡半大夫	三田市大夫帶刀

家諸卿公		
土	伏	交
御門	原・澤	野
木田作大夫	中川安大夫	落合權大夫

德川將軍家御師	春木大夫(山田)
諸侯御師 (山田ノ分)	山本大夫(宇治)
諸侯名	稻葉(山城淀)・織田(大和柳本)・織田(同芝村)・藤堂(伊賀名張)・藤堂(伊勢津)・藤堂(同久居)・成瀬(尾張犬山)・松平(武藏忍)・新庄(常陸鹿島)・小堀(近江小室)・小出(丹波園部)・松平(因幡秋田)・松平(同新田)・脇坂(播磨龍野)・稻葉(豊後臼杵)
師職名	上部大夫

牧野(上野)・織田(同小幡)	堤長門
土井(越前大野)・織田(丹波栢原)・牧野(筑前博多)	幸福出雲
柳澤(大和郡山)・永井(同新庄)・増山(伊勢長島)・米倉(武藏金澤)・久松(下總多古)・土屋(常陸土浦)・松平(越後)・柳澤(同黒川)・柳澤(同三田市)	幸福數馬
植村(大和高取)・保科(上總飯野)・森(播磨赤穂)・森(同三日月)	出口信濃
永井(攝津高槻)	

片桐(大和小泉)・本多(伊勢神戸)・松平(三河吉田)・本多(近江膳所)・戸田(美濃大垣)・戸田(同大垣新田)・牧野(信濃小諸)・戸田(同松本)・戸田(下野宇都宮)・戸田(同足利)・大田原(同大田原)・大關(同黒羽)・伊達(陸奥仙臺)・片倉(同白石)・田村(同一ノ關)・佐竹(出羽秋田)・牧野(越後長岡)・牧野(丹後田邊)・伊達(伊豫宇和島)・伊達(同吉田)	久保倉大夫
柳生(大和柳生)	小倉大夫
北條(河内狹山)	橋村 織部
岡部(和泉岸和田)	龜田 太郎大夫
松平(攝津尼崎)・松平(三河奥殿)・酒井(駿河府中)・酒	御炊大夫
井(安房勝山)・松平(美濃岩村)・松平(信濃上田)・酒井(上野伊勢崎)・松平(同館林)・板倉(陸奥福島)・板倉(同二本松)・松平(出羽山形)・松平(同上之山)・酒井(同庄内)・酒井(若狹小濱)・酒井(越前敦賀)・松平(丹波篠山)・酒井(播磨姫路)・板倉(備中庭瀬)・松平(肥前島原)・松平(豊後木築)	岩出將大夫
青木(攝津淺田)	上部縫殿
松平(伊勢桑名)・松平(陸奥桑折)・奥平(豊前中津)	久保倉二頭大夫
土方(伊勢菟野)・諏訪(信濃高島)・松平(陸奥會津)・松平(美作津山)・伊東(日向飢肥)・島津(同佐土原)・島津(薩摩鹿兒島)	

稻垣(志摩鳥羽)・永井(甲府御番)・稻垣(近江山上)・大久保(下野烏山)	尾張家(尾張名古屋)・本多(三河舉母)・本多(下總古河)・水戸家(常陸水戸)・松平(同府中)・松平(同穴戸)・松平(美濃高須)・本多(信濃飯山)・内藤(上野安中)・松平(同日野)・内藤(陸奥平)・松平(同穴戸)・榊原(越後高田)・松平(同糸魚川)・内藤(同村上)・本多(播磨宍粟)・阿部(備後福山)・紀州家(紀伊和歌山)・松平(讚岐高松)・松平(伊豫西條)・内藤(日向延岡)	久保倉掃部	春木大夫	三宅(三河田原)	藤木神主
水野(三河岡崎)・安部(武藏岡部)・水野(安房北條)・水野(下總結城)・水野(紀伊新宮)	久保倉掃部	久保倉掃部	三浦(三河刈屋)・松平(同奥殿)	藤井長大夫	
阿部(武藏忍)・市橋(近江仁王寺)	綿屋大夫	久保倉掃部	西尾(遠江横須賀)	馬瀬三之丞	
秋元(武藏川越)・久世(下總關宿)	三日市隼人	久保倉掃部	松平(遠江濱松)・津輕(陸奥弘前)	松木左門	
井上(武藏羽入)・加藤(近江水口)・前田(上野七日市)・前田(加賀金澤)・松平(同大聖寺)・松平(越中富山)・溝口(越後新發田)	福井土佐	久保倉掃部	太田(遠江掛川)	中田大夫	
松平(上總小田本)	榎倉修理	久保倉掃部	本多(駿河田中)・秋田(陸奥三春)・相馬(同中村)・南部(同盛岡)・南部(同八戸)・六郷(出羽本庄)・岩城(同龜田)・戸澤(同新庄)・松前(蝦夷松前)	三日市民之助	
森河(上總御弓)・木下(豊後日出)	豊田主殿	久保倉掃部	松平(駿河小島)	堤兵庫	
植村(上總天神山)	村山久大夫	久保倉掃部	建部(甲州御城番)	藤原大貳	

大久保(遠江松永)・大久保(相模小田原)・石川(常陸下館)・松平(上野高崎)	久志本式部	堀田(下總佐倉)・堀田(近江東宮)・堀田(同堅田)	御炊左大夫
阿部(武藏忍)・市橋(近江仁王寺)	綿屋大夫	内田(下總小見川)	吉澤主水
秋元(武藏川越)・久世(下總關宿)	三日市隼人	細川(常陸矢田)	三村大夫
井上(武藏羽入)・加藤(近江水口)・前田(上野七日市)・前田(加賀金澤)・松平(同大聖寺)・松平(越中富山)・溝口(越後新發田)	福井土佐	山口(常陸麻生)	一志杉政大夫
松平(上總小田本)	榎倉修理	井伊(近江彦根)・井伊(越後與板)・安藤(紀伊田邊)	松田長大夫
森河(上總御弓)・木下(豊後日出)	豊田主殿	分部(近江大溝)・青山(丹波龜山)・青山(丹後宮津)	杉木宗大夫
植村(上總天神山)	村山久大夫	遠藤(近江三上)・谷(丹波山家)	谷主殿
		安藤(美濃加納)・金森(同郡山)・松平(上野厩橋)・九鬼(丹波綾部)	檜垣十神主
		遠山(美濃苗木)	堤主膳

眞田(信濃松代)	廣田 筑後	上杉(出羽米澤)	藏田 大夫
堀(信濃須坂)・堀(越後椎谷)・堀(同村松)	二見 舍人	上杉(出羽米澤)	祝部 佐渡
堀(信濃飯田)	大主 織部	有馬(越前丸岡)	三頭 大夫
内藤(信濃岩村田)	堤左 衛門	間部(越前鯖江)	松尾 次郎大夫
織田(上野小幡)・土井(越前大野)・織田(越後柏原)・牧野(日向延岡)	堤長 門	長(前田家臣加賀)	松田三郎四郎大夫
黒田(上野沼田)	高田 因幡	丹羽(播磨三草)	慶徳 藤大夫
鳥井(下野壬生)	磯部 主馬	朽木(丹波福知山)	中山 兵庫
松平(陸奥白河)	小林 志摩	京極(丹後峰山)・京極(但馬豊岡)・京極(讃岐丸龜)	宮後 神主
丹波(陸奥二本松)	藤田 内匠	荒尾(伯耆)	村山 掃部
小笠原(陸奥棚倉)・小笠原(越前勝山)・小笠原(播磨小野)・小笠原(豊前小倉)	榎倉 大夫	龜井(石見津和野)	橋村 主膳
		一柳(播磨小野)・加藤(伊豫大洲)・加藤(同新谷)・一柳(同小松)	高田 左門
		池田(備前岡山)・山内(土佐高知)・黒田(筑前福岡)	上部 左近

池田(備前新田)	千賀 八左衛門	久留島(豊後森)	足代 權大夫
石川(備前松山)	久志本 左門	松平(豊後府内)・久野(伊勢田丸)	幸福 内匠
木中(備前笠森)・淺野(安藝廣島)	豊田 大夫	大村(肥前大村)	藤井 右近
伊藤(備前中川邊)	檜垣 内膳	鍋島(肥前佐賀)・鍋島(同蓮池)・鍋島(同小城)・鍋島(同久留島)・松浦(同平戸)	橋村 肥前大夫
毛利(周防徳山)・有馬(筑後久留米)	村山 大夫	細川(肥後熊本)・細川(同宇土)・細川(同新田)・長岡(同八代)	三村 右京
毛利(長門萩)・毛利(同長府)・毛利(同府中)	村山 若狭	相良(肥後人吉)	福島 大夫
稻田(淡路洲本)・蜂須賀(阿波徳島)	橋村 吉大夫	秋月(日向財邊)	高田 大夫
立花(筑後柳川)・立花(同三池)・五島 肥前五島)・宗(對馬府中)	高向 二頭大夫	有馬(對馬)	金屋 大夫
中川(豊後竹田)	坂大 夫	加納(對馬)	爲田 右近

諸侯御師 (宇治ノ分)			
諸侯名	師職名		
高木(河内丹南)	鷹羽大夫	井上(常陸笠間)	山本大夫
渡部(和泉伯太)	堤數馬	内藤(信濃高遠)	玉屋大夫
阿部(上總佐貫)	梅谷左門	喜連川(下野喜連川)	佐八豊前
井上(上總長南)	十文字造酒之進	松平(越前福井)・松平(出雲松江)・松平(同廣瀬)・松平(播磨明石)	藤波神主
		松平(伊豫松山)・松平(同今治)	梅谷大夫

師職ノ起源

而シテ私祈禱ノ委託ニ應スル神職ハ之ヲ御禱師又ハ師職ト稱シ、御禱師ノ字初メテ吾妻鏡ニ見ユ。蓋鎌倉ノ前後世勢自ラ一變シ神宮神官中公然其人ヲ定メテ私祈禱ヲ託スルニ至リシナリ又、公然私祈禱託セシハ鎌倉ノ諸士ニ止ラス公卿家ヨリモ御禱師ヲ神宮職員ニ委託セラル。乃チ後堀河天皇御代安貞二年齊王長奉送使及附屬女官等參宮ノ事同年皇大神宮遷宮祀ニアリテ其詔刀師ハ皇大神宮一禰宜成定又ハ權禰宜家延ナリシ由ヲ記シ、又弘長元年ノ公卿勅使權中納言隆行卿ヨリ風雨ノ難ナク無爲ニ使節ヲ遂クヘキ旨ノ祈禱ヲ本宮御師ニ命セラルル由勅使部類ニアリ。又豐受大神宮一禰宜朝棟持明院殿方祈師タルニ由リ延元四年退休ヲ命セラル、旨、二所大神宮禰宜禰補次第記ニ見ユ。如此ニシテ鎌倉南北朝及足利氏ヨリ織田豐臣徳川諸氏ノ時代ヲ經此成例愈慣熟シ、初メ御禱師御師ヲ定メ祈禱ヲ委託スルハ權門勢家或ハ名族ノ類ノミナリシモ、後ニハ公衆一般ノ事トナリ、概シテ御師又ハ師職ト稱シ、竟ニ師職ニ於テ國郡町村ヲ持分ケ之ヲ擅家又ハ擅所ト稱シ、且其祈禱ヲ執行シ年々祈禱ノ太麻ヲ擅家ニ配賦スルニ至ル。

(大神宮故事類纂)

現行職制

總說

明治四年神宮官職の世襲制を廢止せられ、新に祭主以下の職官を置き、廣く人材を登用する爲に、自由任用の制となし、これと共に新に神宮司廳を設置して、從來區々たりし祭務事務等を統一して、神宮に關する事務全般を統管する官衙となす。尋で同二十九年勅令を以て、神宮司廳官制を公布せらるゝに及び、官職の制度大に整備す。而して臣民の神宮奉養に關する事は、中古以來宇治山田居住師職の專管する處なりしが、明治四年の改正に際して、師職の祈禱竝に大麻及び曆頒布を禁止せられ、尋で之を神宮の管掌に歸し、廳内に祈禱大麻の二課を置きて之を分掌せしが、同三十三年神部署の設立せらるゝに及び、此等の事務を專行せしむることとなり、神宮の祭祀經營竝に臣民の奉養に關する機關、此に於て全く統一完備するに至れり。

神宮司廳

六七〇

官制沿革 神宮司廳は神宮に關する一切の事務を管掌する官衙なり。明治四年神宮の制度組織を改正して、諸事釐革を實行すると共に、諸職の世襲を廢し、師職の大麻頒布の舊慣を停止する等、其の面目を一新せり。且從來神宮事務は兩宮の宮廳(文殿)に於て執行し來りしが、此の歲七月始めて神宮司廳を設けられ、神宮に關する一切の事務を統轄せしめらる。即ち同年神祇省達を以て祭主以下の職員を置き、祭主は祭祀を統領して宮事を總判し、大宮司は祭祀に奉仕して祝詞を奏進し、庶務を統管し、少宮司の職掌は大宮司に同じく、禰宜は皇大神宮、豐受大神宮各五員を置きて、神殿に奉仕し、庶務を檢し、權禰宜は兩宮各五員ありて、其の職掌は禰宜に同じく、主典は兩宮各八員ありて、祀事を助け、庶務を修し、權主典は兩宮各十五員ありて、職掌は主典に同じく、宮掌は兩宮各十員にして、雜役を掌することに定められ、之が任用には廣く人材を登用せり。其の後明治十年十二月、兩宮職掌の別を廢して、祭主一員、宮司一員、禰宜五員、主典二十員、宮掌三十員とし、同十二年禰宜を増加して七員とせらる。而して十五年一月、太政官達を以て權宮司を置かれ、十七年五月に至りて神宮職制を改定し、祭主は

大御手代として祭祀に奉仕して、祭事を總判することとなり、宮司、權宮司は祭祀に奉仕して、庶務を總判し、禰宜は祭事を掌り、庶務を處辨する外に、臨時祈禱、祓除をも爲し、主典は大麻曆の製造をも掌ることとなり。十九年勅令を以て神宮職員官等を定められ、更に二十九年十一月勅令第三百七十一號を以て、神宮司廳官制を公布せらる。此の官制に依れば、祭主は皇族又は公爵を以て親任せられ、宮司一員、勅任、權宮司一員、奏任、禰宜三員、奏任、權禰宜七員、奏任、主典二十員、判任、宮掌四十員、判任として、各職掌を定められたり。而して三十三年九月、宮司を大宮司に、權宮司を少宮司に改め、禰宜を十員に増加し、主典の職名を廢して、權禰宜二十員となし、同年又別に神部署官制を定められたるにより、臣民の奉養に關する事務は全部神部署の管理に屬することとなり。爾後神宮司廳官制は大正十年十二月、十一年三月、十三年十一月、昭和二年二月一部の改正を経て今日に及ぶ。其の官制左の如し。

神宮司廳官制

第一條 神宮司廳ニ左ノ職員ヲ置ク

祭主	一人
大宮司	一人
勅任	一人

六七一

少宮司 一人 勅任又ハ奏任
 禮宣 十一人 奏任
 衛士長 一人 奏任
 技師 二人 奏任
 權禰宜 二十人 判任
 宮掌 四十人 判任
 衛士副長 二人 判任
 技手 八人 判任

第二條 祭主ハ親任トシ皇族ヲ以テ之ニ任ス大御手代トシテ奉齋シ祭事ヲ管理ス但公爵ヲ以テ之ニ任スルコトアルヘシ

祭主故障アルトキハ臨時ニ祭主ヲ置クコトヲ得

第三條 大宮司ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ祭主ヲ佐ケテ祭祀ニ奉仕シ所部ノ職員ヲ統督シ廳中ノ事務ヲ管理ス

第四條 大宮司ハ廳中ノ事務ヲ分掌スル爲部課ヲ置キ及庶務ノ細則ヲ設クルコトヲ得

第五條 少宮司ハ大宮司ヲ佐ケテ祭祀ニ奉仕シ廳中ノ事務ヲ整理ス大宮司事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第六條 禮宣ハ大宮司及少宮司ノ命ヲ承ケ祭祀ニ奉仕シ事務ヲ分掌ス

第七條 衛士長ハ大宮司及少宮司ノ命ヲ承ケ衛士副長及衛士ヲ指揮監督シ警衛事務ヲ掌理ス

第八條 技師ハ大宮司及少宮司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第九條 權禰宜又ハ宮掌ハ上官ノ指揮ヲ承ケ祭事及庶務ニ従事ス

第十條 衛士副長ハ衛士長ヲ佐ケ警衛事務ヲ分掌ス衛士長事故アルトキハ上官ノ衛士副長其ノ職務ヲ代理ス

第十一條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十二條 神宮司廳ニ伶人衛士及森林監守ヲ置ク判任官ノ待遇トス

伶人衛士及森林監守ノ定員ハ大宮司ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

第十三條 伶人ハ上官ノ指揮ヲ承ケ奏樂ニ従事ス

第十四條 衛士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警衛ニ従事ス

第十五條 森林監守ハ上官ノ指揮ヲ承ケ森林ノ保護ニ従事ス

第十六條 大宮司ハ所部ノ判任官及判任官待遇職員並神宮神部署ノ判任官待遇職員ノ進退並懲戒ヲ内務大臣ニ具狀ス但シ衛士及森林監守ノ進退ハ之ヲ專行ス

事務分掌 明治四年七月神宮司廳の設立せらるゝや、祭典・監察・出納・庶務の各課を設けて事務を執掌せしが、同八年一月教部省伺定の上、司廳事務章程を定めらる。即ち神宮司廳は神宮一切の事務を管理する所となし、祭主を首班として、大少宮司之に次

ぎ宮中廳内の事務を統管判決し、禰宜・權禰宜は廳中分課の事務を擔當し、主典以下は各課に分屬して事務を執掌することとせり。而して廳中の事務を分ちて、常務・祭典・庶務・出納・教務の五課となす。かくて廳中事務の重大なるものは、之を主務省に上申して處分し、以下のものは専任施行せり。其の後一部の變更を経て十七年三月之を改正して、祭典・常務・大廩・出納の四課とし、秘書係を置きしが、二十年二月各課を廢して、新に儀式・庶務・會計の三課を置き、處務細則を定めたり。二十九年更に處務細則を改定して、官司官房儀式・祈禱・庶務・會計・大廩の諸課を置きしも、三十三年神部署を設置せられたるにより、祈禱・大廩の兩課を廢して、處務細則を改定せり。かくて三十七年十二月、司廳處務の大改革を行ひ、分課規程を定めて、官房・齋宿儀式・庶務・會計の五課を設け、官房に秘書・審査の二係を、儀式課に祭事考證の二係を、庶務課に文書・營繕・林地の三係を、會計課に收支・用度の二係を置き、諸般の處務方針を一變したり。更に大正十一年一月、分課規程を改正して、官房儀式・會計・林務及び警衛部を置き、官房に秘書・宿衛・庶務及び營繕の四係を、儀式課に祭事考證の二係を、會計課に主計・調度及び財産管理の三係を置き、事務を分掌せしが、十二年二月庶務課を設け、文書・營繕の二係を置く事となり、今日に及ぶ。

神宮司廳警衛部 神宮の警衛は明治四年、從來の制を改めて神宮司廳に使部四十人を置き、専ら此の任に當らしめられしが、後、使部を雇出仕又は衛夫と改稱し、更に同二十七年勅令第五號を以て神宮に衛士長一人、衛士十二人を置き、宮司の命を承けて、宮域内の警衛に當らしめられき。續で同三十一年に衛士長の外に衛士副長二人を置き、衛士を三十人に増加し、其の後、衛士の員數は屢増減ありしが、大正十年十二月に至り、神宮司廳官制改正の際、衛士長以下を司廳官制の中に編入せられ、衛士長を奏任、同副長を判任、衛士を判任待遇とし、内宮宮域内に神宮司廳警衛部を置き、外宮に同支部、瀧原・伊雜・倭姫宮に同派出所を設けて、日夜警固に従ひつゝあり。

廳舎 明治五年四月、市内浦田町所在の宮橋家建物現祭主官舎を買收して、司廳を是に移轉せり。其の後二十二年九月に至りて、廳舎を内宮一の鳥居口御橋内左側に新築移轉せしが、三十一年五月、參集所失火の爲、類焼の災に罹りたるにより、一時祭主官舎を假廳舎に充て、同三十六年一月、祭主官舎向側に司廳を新築して、之に移轉し、以て今日に及べり。

神宮神部署

六七六

古來神宮職員は専ら神宮の祭祀に奉仕し、國民の奉賽には直接關與することなかりし趣なるが、中古以來年を追うて神宮崇敬の念國內に普及し、奉賽の事實も從つて盛んとなるに及び、神宮祠官に於ても自然此等の事務を取扱ふこととなり、平安朝の末期より鎌倉時代に至りては、權門勢家を始め武門武將等の依頼に應じて盛んに奉賽祈禱を行ひたり。是所謂後世の師職又は俗に御師と稱するもの、起源にして此の趨勢が次第に全國的に普及し、足利時代の末期以後は神官以外の者が師職となりて、盛んに國民の奉賽事務を代行することとなり、徳川時代に入りては、全國の地域が殆んど是等師職の檀家範圍に區劃せられ、各師職の私邸に神樂殿を設けて、願主たる檀家に代りて祈禱をなすの外、年末年始に互りて使を諸國に遣はし、祓大麻竝に曆本を頒賦すると共に、願主の參宮に際しては、其の邸に之を迎へて接遇したり。かくて時代を経るに従ひ、師職の數は次第に増加し、徳川末期に至りては、其の數、内宮側三百九軒、外宮側五百五十五軒を算するに至れり。

然るに明治四年の改正に當りて、師職の大麻曆頒布の舊慣を禁止せられ、國民の奉賽

事務は、總て神宮司廳に於て之を執掌することとなり、即ち明治五年七月には内宮祈禱所を、同八年十二月には外宮祈禱所を設置して、一般國民の祈禱を執行ふと共に、神徳を海内一般に普及せしむる爲に、同五年初めて大麻を創定し、之を神宮司廳より直接、各地方廳に送達し、地方廳よりは各郡村の區戸長等をして之を各戸に配付せしめしが、明治十一年三月に至り地方廳に委託することを止め、各地の神宮教院又は神道事務局等に託し、教導職又は神職をして其の事に當らしめたり。尋で同十五年一月神官と教導職の分離により、爾來大麻頒布は擧げて神宮教院に委任し、同三十二年神宮教院解散して神宮奉齋會を設置するや、之が頒布方を奉齋會に委任せり。曆本は明治十一年より大麻に添へて之を頒布する許可を受け、弘曆者の組合なる林組より曆本を購入して大麻と共に頒布したりしが、同十六年以後東京帝國大學に於て編成したるものを頒布する事となりたり。然るに同三十三年九月勅令を以て神部署官制を公布せらるゝに及び、大麻曆の製造頒布及び國民の奉賽に關する事務は總べて神部署の管掌するところとなり、神宮大宮司の監督の許に、署長一人奏任、神部二人奏任、待神部補十四人待任の職員を置き、事務を分掌せしむ。即ち御神樂御饌奉奠等直接國民の奉賽に關する事は、兩宮神樂殿明治二十四年祈禱所を改稱に於て之を取扱ひ、大麻及び曆本

六七七

は尙且神宮奉齋會に委託して頒布せしめたりしが、四十五年四月勅令を以て神宮神部署官制を改正公布せらるゝや、大麻及び曆頒布の事務を分掌せしむる爲め、全國樞要の地に神宮神部署支署を設置し、主事^{支署}主事補を置きて直接頒布の事に當らしむ。然るに昭和二年三月官制の一部を改正し、主事主事補の職員を削除し、全國の支署を廢止せられたるにより、大麻及び曆は之を各府縣の神職會に委託して頒布することとなりたり。現在神宮神部署には署長一人、神部二人、神部補二十三人並に伶人等の職員ありて、其の分掌は二課に分ち、第一課に於ては、主として大麻及び曆の製造並にその頒布に關する事務を取扱ひ、第二課に於ては、主として兩宮神樂殿に於ける臣民の奉賽に關する事務を取扱ふ。其の官制左の如し。

神宮神部署官制

- 第一條 神宮神部署ハ神宮大宮司ノ管理ニ屬シ大麻及曆ノ製造頒布並臣民ノ奉賽ニ關スル事ヲ掌ル
- 第二條 神宮神部署ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 署長 二人 奏任待遇
 - 神部 二十三人 列任待遇
 - 神部補 二十三人 列任待遇
 - 伶人 列任待遇

伶人ノ定員ハ神宮大宮司ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

- 第三條 署長ハ神宮福宜ヲ以テ之ニ充ツ神宮大宮司ノ命ヲ承ケ署務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス
- 第四條 署長事故アルトキハ神宮大宮司ハ神部ノ一人ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシム
- 第五條 神部ハ署長ノ指揮ヲ承ケ署務ヲ分掌ス
- 第六條 削除
- 第七條 神部補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第八條 削除
- 第九條 伶人ハ上司ノ指揮ヲ承ケ奏樂ニ従事ス
- 第十條 神部ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ神部補及伶人ハ内務大臣之ヲ命ストヲ得
- 第十條ノ二 神宮大宮司ハ必要アルトキハ神宮司廳職員ヲシテ臨時神宮神部署ノ事務ニ従事セシムルコトヲ得
- 第十一條 神宮神部署職員ノ俸給ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

附屬職制

此の如く神宮の事務は現時神宮司廳並に神宮神部署の機關によりて經營せられつつあるが、猶ほ神宮は神宮經費の一部を以て、神徳の發揚と國體觀念の闡明に資する

爲め教化事業を営みつゝあり。その一は神宮皇學館にして、皇國の道義文學の研究竝に普及を目的とする専門學校なり。本館は明治十五年四月神宮祭主久邇宮朝彦親王殿下の令旨によりて、神宮神官の子弟をして皇學を研究せしめんが爲め創立せられ、當時林崎文庫を以て校舎に充てしが、同十八年校舎を宇治浦田町に新築移轉して、廣く學生を一般に募ることとなり、爾來度々館制學制の變更を経て、同二十九年校舎を館町に新築して之に移轉し、尋で三十六年勅令を以て神宮皇學館官制を公布せらるゝに及び、始めて官立専門學校となれり。大正七年一月度會郡濱鄉村大字神田久志本に改築移轉す。是即ち現在の校舎なり。學制を本科普通科の二部となし、職員は館長一人、教授十五人、助教五人、學生監三人、教諭六人、書記四人にして、本科學生定員三百二十人、普通科生徒定員百人を收容す。

その二は圖書館として神宮文庫あり、神宮所藏の圖書を整理保管し之を一般に閱覽せしむる設備にして、神宮皇學館長之を管理す。其の起源は明治六年舊林崎文庫所有の藏書竝に建物を獻納せるに始まり、尋て同四十四年神苑會より舊宮崎文庫藏書二萬七百四十冊、後更に舊徵古館農業館所藏圖書一萬八百三十五冊の寄贈を受け、又大正三年四月古事類苑出版事務所より圖書六千八百冊の保管轉換を受く、爾來購入

と寄贈とによりて漸次其の數を増し、現在の圖書總計十萬六百三十六冊に及べり。現建物は神宮皇學館南隅にあり。書倉は鐵筋コンクリートの四階建にして、大正十四年の新築なり。

その三は博物館として徵古館農業館あり。徵古館は主として神宮に由緒ある寶物竝に我邦文化の變遷を徵すべき資料を陳列せる歴史博物館にして、市外倉田山に在り。元神苑會の建設にかゝり、明治三十九年十一月新築に著手、同四十二年五月竣功せるを、四十四年四月神宮に獻納したるものなり。建築様式は煉瓦及花崗石造、ルネーサンス式平家建洋館とす。農業館は民生の基を啓かせられし神祖の鴻德を顯彰し併せて國產獎勵の目的を以て、殖産興業の資料を陳列せる博物館にして、徵古館の西に在り。明治三十七年八月現在の地に工を起し、翌年三月竣功す。同四十四年四月神苑會より神宮に奉獻したり。建築は木造平家建和風とす。徵古館農業館には、館長書記監守長監守園藝手の職員を置く、館長は神宮禰宜を以て之に充て、大宮司の命を承けて館務を統理しつゝあり。

經濟

總說

神宮は至高至貴の宮社なるを以て、之が經營に要する費用は、國庫に於て支辨するを原則とし、古來其の時代の經濟制度の狀態に應じそれ〴〵支出供進せられたり。即ち神宮經常費目中その最も神聖なるべき神供品の類は、之を宮域内なる庫藏に收めて祠官之が出納に預り、尋で社殿の修理并に祠官の俸祿等一般神宮經營に關するものは御厨即ち司庫に收めて大神宮司これが支度經營に方りたり。而して此等神庫司庫の財源は即ち神田及び封戸の收入にして、何れも當時朝廷の寄進奉獻する處に係る。然るに中世以來神田神戸の制紊れて司庫闕乏するに及び、當時の公家并に權門勢家等の奉寄に因る御厨御園等所謂神領の發達となり、此等の貢物は各神領に關係する領家若くは口入神主等の手を通じて兩宮の宮廳に收納せられ、補宜の上首たる長官によりて支配經營せられたり。但し此等の神領は時世の變遷とともに絶えず移動し、神宮の用度時に窘迫せしことありしが、江戸時代以後神領は總て朱印地高

となり、神宮の財政亦小康を得るに至れり。明治に至り朱印領は凡て上地せらるゝと共に、神宮經費は全部官費支辨の原則を認められ、爾來國庫供進金を基本とし、社入金より成る神宮別途費よりその不足を補充し以て今日に及べり。

凡年穀不登、調庸減少、先割置供神料、所遺量充宮司俸料并諸使祿、若無遺餘、不必充之。(大神宮式)

神領の起源

神領の起源は、垂仁天皇の朝、倭姫命皇大神を奉じて諸國を經歷し給ひし時、國造縣主等の神田神戸等を獻れるに始る。皇大神宮御鎮座の後、伊勢朝臣の祖たる天日別命の孫、大幡主命(本名大若子命)を神國造に補せられ、有爾の鳥墓村に神序を造りて神政を執らしめ給ふ。而して所謂神國とは、磯部河以東の地を指せり。孝徳天皇の御宇、國郡制を施かるゝに際し之を二分し、各十郷を以て度會、多氣二郡を立て、鳥墓の神序を山田の原に移して御厨と改め、神序司中臣香積連須氣、初めて太神宮司に補す。天智天皇稱制三年、多氣郡十郷中の四郷を割きて飯野郡を立て、之を公郡に編せられしかば、神領の地、其の一部を削減せられしが、宇多天皇の仁和五年、勅して御一代の間飯野郡を寄進あらせられ、同九年更に永久大神宮御領たるべき宣旨を下されたり。茲

に於て、度會多氣の二郡と併せて、之を神三郡とも、三神郡とも、道後三郡とも稱せり。彼の延暦の皇太神宮儀式帳に神堺を記して、東は石井嵩赤木嵩朝熊嵩黃楊山嵩尾垂峯等を以て山堺と爲し、比奈多島龜島志婆崎酒瀧島阿婆良岐島大島屋島歌島都久毛島石島牛島小島等を以て海堺と爲す、南は志摩國鶴棕山嵩錦山坂を以て并に山堺と爲す。西は伊勢國飯高下樋小河を以て神の遠堺と稱し、常に太神宮に參入するの驛使、鈴の口を塞ぐ飯野郡磯部河を以て神の近堺と稱す、北は海を以て限とす、と云へるものは、蓋し當時に於ける神領の四至なりとす。

下樋小河に就ては、延喜大神宮式に、凡そ驛使太神宮の堺に入るもの、飯高郡下樋小河に到りて鈴聲を止むと記し、江家次第に、伊勢の祇承下見の橋に於て退去す、櫛田川を渡れば、太神宮の檢非違使祇承すべし云々、下樋の小川にして、或は鈴聲を停むと云ふ、神領と國領との界なりと見ゆ。磯部河は儀式帳と雜例集とに見ゆるのみにして、他書之を載せず。兩川の位置について諸説あれども、下樋小川は源を飯南郡花岡村に發し、松坂町の東郊を北流して大口港東に注げる今の金剛川(貧乏川)を以て之に擬すべく、磯部川は、今の櫛田川之に當るが如し。これを要するに、天智天皇朝以後、宇多天皇朝以前の神領は、櫛田川を北限とし、近世まで志摩國英虞郡に屬せる度會郡の南部

外洋に直面する所の九村、所謂南島方面を除外する南伊勢の全部を包含したりしが、飯野郡を新に神領に加へられしより、神堺北轉して下樋小川に移り、茲に遠近堺の稱を生ずるに至れるものならん。

傳説によれば、神地の政治は、初め大幡主命の後裔にして神官と神國造とを兼ねたる度會氏の氏人等に於て、之を執行し來れりと云ふ。孝德天皇朝に太神宮司を置かれ、てより祭政分化し、神郡の政務は専ら太神宮司の手に歸し、隨て其の權力は著しく擴張せられたり。宮司の政廳たる御厨は、孝德天皇朝以後、山田原なる沼木郷高河原の地にありしが、延暦十六年、之を湯田郷宇羽西村に移され、爾來久しく此の地にありき。即ち今日の度會郡小俣村の地とす。

神 田

神田は即ち御刀代田にして、神祇に供進する御料稻を收獲する土地を云ふ。神宮に屬する神田の起源は最も古く、既に御鎮座時に於て、皇大神の朝夕大御膳料稻を收獲する宇治の家田の御田を始め、伊勢國內に於て多氣郡の櫛田根椋の神田、及び飯野飯高一志、安濃、鈴鹿、桑名の六郡、并に伊賀大和二國に互り合計十個處の神田の創定せら

れたることを傳ふ。即ち其の何れも大和國より此地に神幸せらるゝ際國造縣主等の獻進する處に係ると云ふ。

大神宮式によるに、神宮所屬の神田三十六町一段あり。而してこれをその用途より見るに、他の神戸收入等とは異り、何れも祭祀料に充てらるゝ最も重要な財源にして、又其の中に自ら區別ありて、一は嚴密の意味にていふ神田、即ち三時祭を始め日別朝夕供進する大御饌等、主として祭儀に用ゐらるゝ御料田なり。一は廣く神宮奉仕上に必要な經費、即ち御馬の飼料を始め神官に給せらるゝ食料等の料田なり。從つて此等二種の神田は各其の經營方法を異にし、祭祀御料田は神郡司の直營に係り其の耕作に方りても嚴重なる祭儀を行ひ、取扱方法最も鄭重を期したるに、廣義の神田は當時の名稱によれば、即ち地子田にして、後世にいふ小作經營により、作米を徴して以て其の用途に供したり。其の所在并に段別を表示すれば左の如し。

神田三十六町一段

祭祀料田	五町四段	大神宮二町四段	所在	度會郡
神馬飼料并 神官食料田	三十町七段	所在	大和國宇陀郡二町、伊賀國伊賀郡二町、伊勢國度會郡五町一段、飯野郡十一町六段、飯高郡二町、一志郡三町、安濃郡三町、鈴鹿郡一町、桑名郡一町	

而してこの神田經營の委細はこれを知りがたきも、祭祀御料田に於ては、幸に皇太神宮延曆儀式帳に其收穫并に用途を載せたるを以て、これを度會宮の分にも通用して、當時に於ける神田經營の一斑を見れば、

祭祀御料田五町四段ノ收穫稻	三七八〇束	皇大神宮	一六八〇束	祭祀料	一一〇四束
	(米一一三石四斗)		(米五〇石四斗)	耕作料	三三七六束
		豐受大神宮	二二〇〇束	祭祀料	一三八〇束
			(米六三石)	耕作料	七二〇束
					(米二一石六斗)

而して祭典御料の内譯を更に明示すれば、皇大神宮の分左の如し。

祭典料稻	一一〇四束	三節祭神供并直會料	七三〇束	(米二一石九斗)
	(米三三石一斗二升)	節供修祓料	一四二束二把	(米四石二斗七升)
		神官齋食料	二二一束四把	(米六石九斗二升)

第二種の神田、即ち神官の食料田の收入は其の實際を知りがたきも、式の制上田一段の小作米地子五斗の標準なれば、三十町七段の收入は百五十三石五斗となり、これに第一種神田の純收入を耕作料八十四石五斗二升を加ふれば、二百三十八石二斗となる

べし。以て當時に於ける神田収入の概計を見るに足る。この後第一種の神田はその性質上沿革する處尠かりしと雖も、第二種の神田に至りては神宮職員の増加并に年中諸祭行事等の繁多に伴ひ、自然膨脹することとなり、神宮雜例集には御常供田として、伊勢國內に五十九町三段百二十歩を擧げたる外、二宮共用の分として、伊勢伊賀に一箇處、志摩に二箇處、内宮専用の分として、伊勢に十四箇處、志摩に一箇處、外宮専用の分として、伊勢に六箇處、志摩に一箇處を載せたり。更に神風抄所收建久四年諸神田注進文によれば、伊勢國十一郡に互りて、皇大神宮専用の神田百二十八箇處、段別二百四十七町七段を掲げ、而かも其用途は過半禰宜内人物忌等の職俸に充て、他は正宮并に別宮年中神事の雜用に供せられたる趣なるも、其の實収入の如きに至りてはこれを知るに由なし。

神 戸

神戸(神郡并に封戸)は實に神宮經濟の根本的財源なり、これを制度上より見るも、神祇令に規定する如く、この時代に於ける宮社の經營(神宮の造營并に供神諸費)は主とし

て封戸の所出(調庸田租雜係仕丁)に依據する原則なるを以て、延喜大神宮式にも神宮の式年御造替の經費は、其の神寶御裝束等の官庫調進に係るもの以外全部封戸の所出に依り、其他年中經常の費用中神田収入による供祭料のみを除き、鋪設雜器松薪炭の類を始め、神宮諸院及び館舎の修理より、大神宮司并に禰宜以下雜任の季祿位祿食料祿物資人仕丁等凡ゆる人件費に至る迄、悉く神戸の収入を以て之を支辨すべきことを定めたり。又單に神宮直接の經費に止らず、齋宮寮に關する經費の一部分をも、封物を以て之を補填することゝなれり。

かく神戸の収入は神宮經費の根本たる性質を有するに由り、古くより神御の物としてこれを尊重し、その取扱方に於ても神事に供するに准じ、苟も觸穢することなからしむると共に、その收支の安定を期するために、古くより太神宮の封戸は改減の限りにあらずとして、たとへ封戸内の丁數増加して餘剩を生ずるあるも、永く減省せざることに定め、又神郡内にては寺田位田或は他郡の百姓の口分田の授受を止め、或は逃亡百姓口分田の地子はこれを官稻_{國庫}地方に入れずして神税に編入せしめ、又神郡及神戸の百姓は神宮以外の官途に就くことを禁じ、或は神郡及び神戸の疲弊を防ぐために正税を出擧することを停止する等、百方規定を設けて神封収入の安全を期したり。

而して神宮神戸の沿革を見るに、磯部河以東なる度會・多氣二郡の地は、御鎮座以來の神戸たりしこと明かなりと雖も、此の他に、諸國の國造等が奉れる神戸等あり。何れもその淵源する處古く、奈良朝より平安朝の初にかけて神宮所屬の封戸は、伊勢國內を始め、大和・伊賀・志摩・尾張・參河・遠江の六箇國を通じて合計一千二百三十戸あり。その國別を見るに、大和百一戸、伊賀二十戸、伊勢九百四十四戸、志摩六十五戸、尾張四十戸、參河二十戸、遠江四十戸なり。續日本紀寶龜十一年五月に伊勢太神宮の封戸一千二百三十戸ありは、百の上に二を脱したるなるべし。然るにこの後大和國に於て八十六戸を減じて十五戸となり、志摩に於て一戸を増し六十六戸となり、以て定式とするに至れり。即ち延喜大神宮式に載する所左の如し。

- | | | | | | | | | |
|------|-----|------|-----|-----|------|------|------|-----|
| 封戸當國 | 度會郡 | 多氣郡 | 飯野郡 | 飯高郡 | 三十八戸 | 壹志郡 | 二十八戸 | |
| | 安濃郡 | 三十五戸 | 鈴鹿郡 | 十戸 | 河曲郡 | 三十八戸 | 桑名郡 | 五戸 |
| 諸國 | 大和國 | 十五戸 | 伊賀國 | 二十戸 | 志摩國 | 六十六戸 | 尾張國 | 四十戸 |
| | 參河國 | 三十戸 | 遠江國 | 四十戸 | | | | |

度會・多氣・飯野三神郡の戸數を記さざるは、全郡を擧げて封戸たるが故なるも、前記伊勢國神封總數より國內六所神戸の數を除けば、三神郡の封戸は七百九十二戸なるを

知るべく、又神宮雜例集によれば、其後増加して九百七十二烟となり、内度會郡四百四十七烟、多氣郡三百十五烟、飯野郡二百十烟となれり。この後、朱雀天皇の天慶三年八月、平將門追討御祈の報賽として、新に員辨郡の一郡二百烟と、尾張・參河・遠江の封戸各十戸とを寄進せらる。茲に於て舊來の封戸を本神戸と稱し、新に御寄進の封戸を新神戸と稱して區別したり。是の後、村上天皇天德四年、内裏焼亡のことあり、應和二年これが祈謝の爲に、三重郡二百一烟を寄進せられ、尋で圓融天皇天延元年御宿願によりて、安濃郡三百八十九烟を上つられ、寛仁元年には、刀伊來寇の御祈報賽の爲に、朝明郡を、又文治元年には飯高郡を加へらる。宇多天皇の御宇以來、伊勢の神郡増すこと五郡、神三郡と併せて總て八郡あり。依て之を神八郡と稱す。度會・多氣・飯野の三郡を道後三郡と稱するに對し、員辨・朝明・三重の三郡を道前三郡とも稱せり。伊勢以外に於ける諸國の神戸も亦、次第に其の數を増せり。即ち天慶三年に三國の封戸三十戸を寄進せられしを初め、後朱雀天皇の長曆二年には、參河・近江・美濃・上野の各廿五戸、同永承三年には、尾張・近江・美濃・信濃の各廿五戸、更に後鳥羽天皇の文治元年尾張・參河・遠江に各十戸を加へ、之を天慶の新神戸に對し、新加神戸と稱せり。神郡并に封戸收入の豫算編成（租帳調帳の調製）は、一に其の地方國司の權限に屬す

と雖も、これが檢納并に支出は勿論大神宮司の掌る處にして、殊に神郡内の行政治績は宮司の責任とし、且神封收入に對する支出豫算の原則としては、先づ供神料を割置し、其の殘額内に於て宮司の俸料、諸使の祿物等を支出することに定めたり。宮式此に供神料とあるは、荷前調絹、神酒、懸稅稻、御贄等を指すものなるべく、而して此等の神供品は、延曆儀式帳を見るも、主として御鎮座以來の緣故深き所謂本神戶の負擔貢進に依りたるものゝ如し。

當時に於ける神宮の經費は幾何なりしか、これを知りがたきも、嵯峨天皇の弘仁時代には年中の祭典費はこれを稻にして四萬一千百九十束一把(春得米二千三十九石五斗)なるに、當時の神戶(一千二百三十戸)の田租收入は稻三萬六千五百八十五束(米一千八百二十九石二斗五升)にして、不足分稻四千六百五束(米二百三十石五升)は伊勢國の正稅よりこれを借用したりとあり。

而して右は單に當時に於ける神戶の田租收入のみにして、其の他の重要收入たる調庸の實際收入はこれを明かにしがたきも、これを後世の濟例によりて見るに、調は戸別絹一匹、庸は戸別米一石二斗とすれば、絹に於て一千二百三十四匹、米に於て一千四百七十六石の收入ありしを推知し得べし。而れども中世以後一般綱紀の頽廢に伴ひ、

神封收入の如きも多くは代米制に變じ、神郡封戸の數の増加に係はらず、その實收入は昔時に比し激減すると共に、神宮の經濟の上に於ける神戶の根本的財源の位置は、次第に御厨、御園に轉移しつゝありたるものゝ如し。

神宮所屬神戶一覽表

國名	伊勢國									
	延喜式	天慶三年	應和二年	天延元年	寛仁元年	長曆二年	永承三年	文治元年	鎌倉初期	鎌倉現存
度會郡										全郡
多氣郡										全郡
飯野郡										全郡
飯高郡										全郡
三六郡										全郡
壹志郡										全郡
安濃郡										全郡
三河郡										全郡
鈴鹿郡										全郡
一〇戸										一〇戸
河曲郡										三八戸
三八戸										三八戸

料を納入するを例としたり。給主又は口入人の多くは兩宮の神主・權神主なれども時には全く第三者を以て之に擬することもありき。御厨御藪の建立の年紀は一々之を明かにしがたきも、既に後一條天皇の頃より次第にその數を増加し、鳥羽天皇の永久三年宣旨を以て公認奉免せられたる往古の神領と稱するもの數十ありき。更に後の建久の新制に對する神宮の注進狀に據れば、當時伊勢國に於て四十七處、近江國四處、大和國一處、伊賀國八處、美濃國五處、尾張國二十處、三河國十二處、遠江國十四處、駿河國五處、伊豆國一處、相模國一處、武藏國四處、上野國六處、下野國二處、安房國一處、下總國二處、常陸國一處、信濃國四處、伯耆國一處、但馬國三處、加賀國一處、越前國一處、越中國二處、丹波國一處、丹後國一處、長門國一處、能登國一處の合計百五十處、二十一箇國に散在せり。

右御厨御藪の立券竝に寄進は、もとよりその寄進者の神宮崇敬の篤志に本くものにして、之が増加發達はやがて當時に於ける神宮神威の普及を見るの資料たらずとせず。而してその寄進の中には特に勅願によりて奉納せられたるものあり。即ち備前國なる永治御厨の如きは、建曆二年後鳥羽上皇の奉進、越中國弘田御厨は公家の御祈禱所として近衛天皇の仁平年中に建立、下野國寒河御厨は永萬二年に後白河院の

建立、伊勢國須可崎御厨は保安三年白河院の奉寄、同國河曲神田は後白河天皇の勅願により保元元年の獻納にかゝる等是なり。又武將にして源賴朝の寄進にかゝるものに、伊勢國に於て爲元御厨、原御厨、成高御厨、永藤御厨、武藏國鎌倉御厨、大河土御厨、安房國東條御厨等あり。武臣としては、下總權守千葉常胤の下總國相馬御厨、鎌倉權五郎景政の相模國大庭御厨等、其他名ある朝臣武士亦尠からず。かくて鎌倉初期の記録なる神宮雜例集には、御厨御藪の數全國を通じて四百五十餘處に及ぶことを記し、稍降りて鎌倉時代の追記にかゝる神鳳鈔の所載によれば、兩宮の御領たる神戸御厨、御藪、神田名田の總數實に一千三百五十餘に及ぶ。就中伊勢國內のもの一千六十所にして、其の大部分を占め、他の約三百所は大和攝津伊賀志摩尾張參河遠江駿河甲斐伊豆相模武藏安房上總下總常陸近江美濃飛騨信濃上野下野若狹越前加賀能登越中越後丹波丹後但馬伯耆播磨備前備中長門阿波讃岐伊豫の三十九箇國に散在せり。猶南北朝時代の註進にかゝれる神領給人引付に依れば、豐受大神宮御厨、御藪、神戸等の伊勢國內に存するもの三百二十箇所、諸國に散在するもの約百二十箇所に及べり。此の如き莫大なる神宮の御領は、もとより一朝一夕にして成れるものに非らざるや明けしと雖も、要するに當時に於ける神宮神人の活動と國民の神宮奉養觀念の

普及發達と相俟つて、この般賑隆昌を來たし、や疑を容れざるなり。但し神領の膨脹につきて土地に關する紛議頻々として惹起し、近衛天皇の天養二年源義朝の相模國大庭御厨を濫妨するや、宣旨を下して之を停めしめ給ひ、殊に安徳天皇の養和元年には、平清盛の神三郡に兵糧米を課せるが如き事實あり。彼の吾妻鏡の記者をして、天照太神鎮座以降千百餘歳、未だ此の如き例あらずと云はしめたり。源頼朝武家政治を開くに及び敬神尊祖を以て下を牽る、兩宮の神領を興立若くは新に寄進すると共に、部下を戒めて堅く神領の侵掠を禁じ、かの建久五年御裳濯河堤役の事につき知行八箇國內の家人に令書を下すや、その中に、凡そ吾朝六十餘州は、立針の地たりと雖も、伊勢大神宮の御領ならぬ所あるべからずの語あり。かく頼朝の一代は神領の安全を得たりしも、其後武人再び凌掠を恣にして諸國の神領は次第に退轉し、僅かに神三郡内のみ所謂守護不入の地として、容易に他の脅威を受くることなかりしが、それさへ南北朝以後の戰亂時代に至りては、武士の蠶食する所となり、仁木義長の如きは、言ふに忍びざるの亡狀をも敢てするに至れり。終には山田三保、宇治六郷と、多氣郡なる齋宮寮の遺跡と相可莊とを剩すのみとなれり。神三郡にして既に然り、伊勢國內に於ける他の諸神領及び諸國の神領が、大部分其の實を失ふに至れるは云ふを須

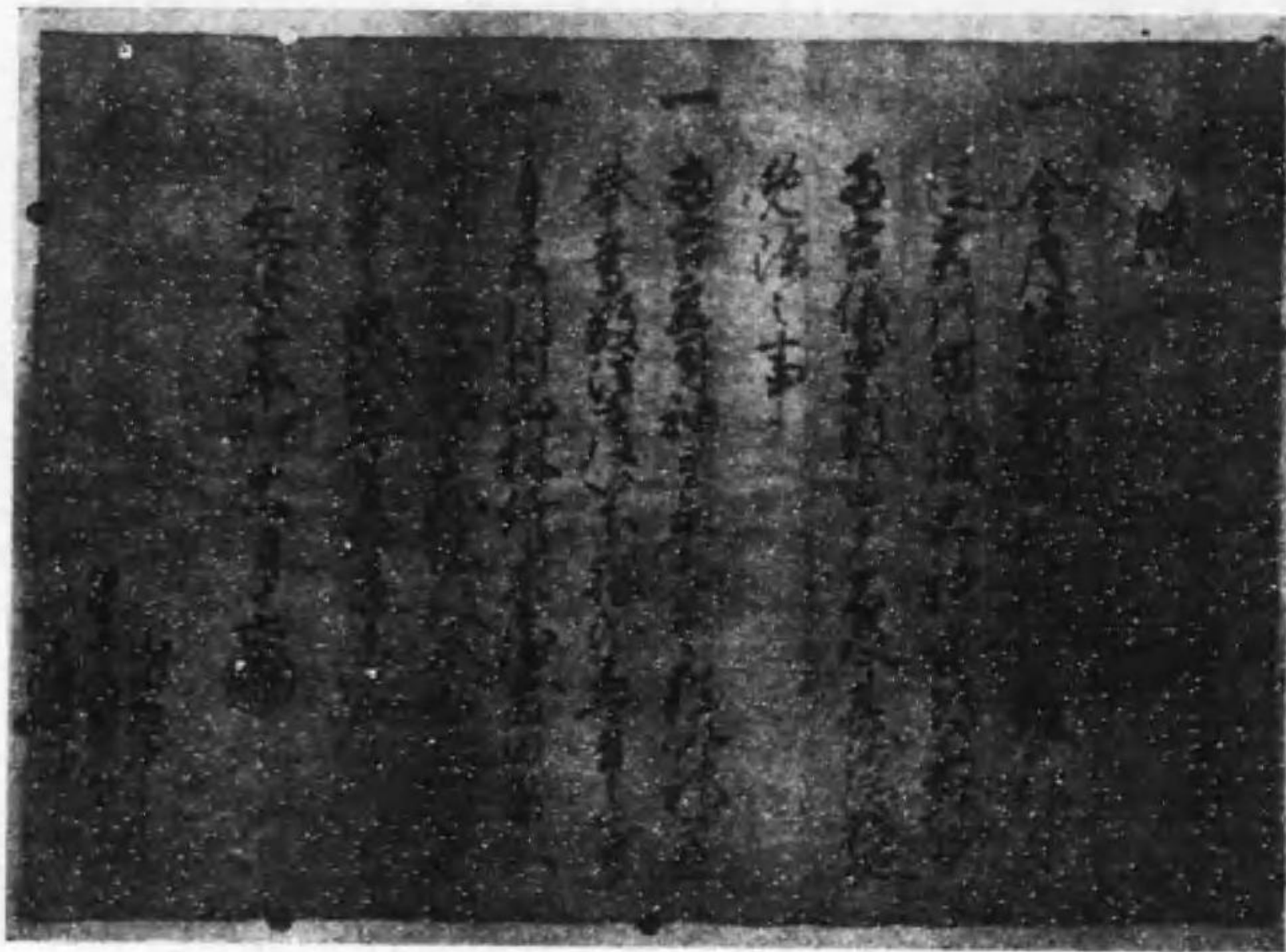
ゐず。但し此の如き時代に於ても、猶從來の神領は全く絶滅を見るに至らずして、纔かにその形骸を存し、其收入によりて辛うじて祭典の諸費を支辨し、神官等の生活を支へ得たるは寧ろ奇なりと謂ふべし。今享徳元年の廳宣に載する所の皇大神宮の神領を見るに、伊勢の百八十一ヶ所を初めとし、伊賀、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆、相模、武藏、美濃、若狹、能登、丹波、播磨、備前、長門、阿波、讃岐、伊豫の十九國に互りて、僅に七十一ヶ所に過ぎず。之を鎌倉時代の神領に比すれば、其の減少の甚しきに驚かざるを得ず。然るに之より七十四年の後なる大永六年の皇大神宮廳宣に載する所は、伊勢國內六十ヶ所、伊賀、尾張、三河、遠江、美濃、五國通じて二十七ヶ所にして、神領の大部分の既に滅亡し了りたるを知るべし。天文五年に至りては更に減じて、伊勢四十七所、伊賀、尾張、三河、美濃の四國に互りて十一ヶ所を算するに過ぎざるに至れり。

織田豊臣二氏の神領寄進

織田信雄の出で、伊勢北畠氏を繼ぐや、天正三年六月宮川以東の神領地を沒收して、宇治六郷に三百石を課したるが、同十一年に至り兩宮御供料として、多氣郡内齋宮、上野竹河、有爾中四ヶ村の地二千五百貫文を寄進したり。是時に當り、宮川以東宇治山

田の地を初め、伊勢國內に於ける他の神領地及び諸國に散在する神領地は、全く豊臣氏の沒收する所となり、新に寄進せられたる多氣郡四箇村は、其の代償たりしに過ぎず、故に神領は事實上に於て減少したるなり。内宮神領本水帳によれば、是の交換の準備として皇大神宮禰宜より注進したる神領は、南伊勢に於て七十三ヶ所にして、其の神稅總額三百九十五石に及べり。又是より前天正七年の注進にかゝる北伊勢の神領は、皇大神宮御領八十七ヶ所、六百八十一石餘、又豊受大神宮御領は四十八ヶ所約六百石なり。天正十二年秀吉其の臣蒲生氏郷を南勢に封じ、氏郷來りて一志郡松ヶ城に治するや、多氣郡内神領四ヶ郷の諸役を免じ、且度會郡田邊郷に於て、新に御供米田一町三段を寄進す。然れども神領地の減少は、神事執行に支障を及ぼさんとするの結果に陥れるを以て、天正文祿中、禰宜等は屢其の増進を請へり。

文祿中秀吉が經濟政策の基礎事業たる檢地は、全國に互りて實施せられたり。彼が檢地強行は、神宮の御領と雖も、毫も顧慮する所なかりき。稻葉重執以下七人の檢地奉行は、命を奉じて宮川以東の地に臨み、將に神領地の丈量を決行せんとす。兩宮禰宜等は、古來の由緒を述べて之が中止を請ひ、一方山田の御師上部貞嘉を初め、慶光院周養、施樂院全宗等をして運動せしめたるの結果、終に目的を達したり。是當時に於



狀印朱吉秀臣豊

て異數とする所にして、文祿三年十一月十六日付を以て秀吉より山田・宇治・大湊濱郷に下せる左の朱印狀は、爾來三百年間江戸時代を通じて、宇治山田の自治制規範の根柢を爲せり。

條々

- 一 今度伊勢惣國檢地儀雖被仰付、從宮川内之儀、大神宮爲敷地條、兩宮儀崇敬上者、不及其沙汰、檢地免除之事
- 一 兩宮宮司神主年寄共、猶以神慮奉尊敬、法度以下猥儀不可有之事
- 一 自宮川内山林竹木屋敷田畠等、如先規可沙汰、其外諸役全免許事
- 一 右條々永代不可有相違者也

文祿三年甲十一月十六日

朱印

山田惣中
伊勢 宇治惣中
大湊惣中

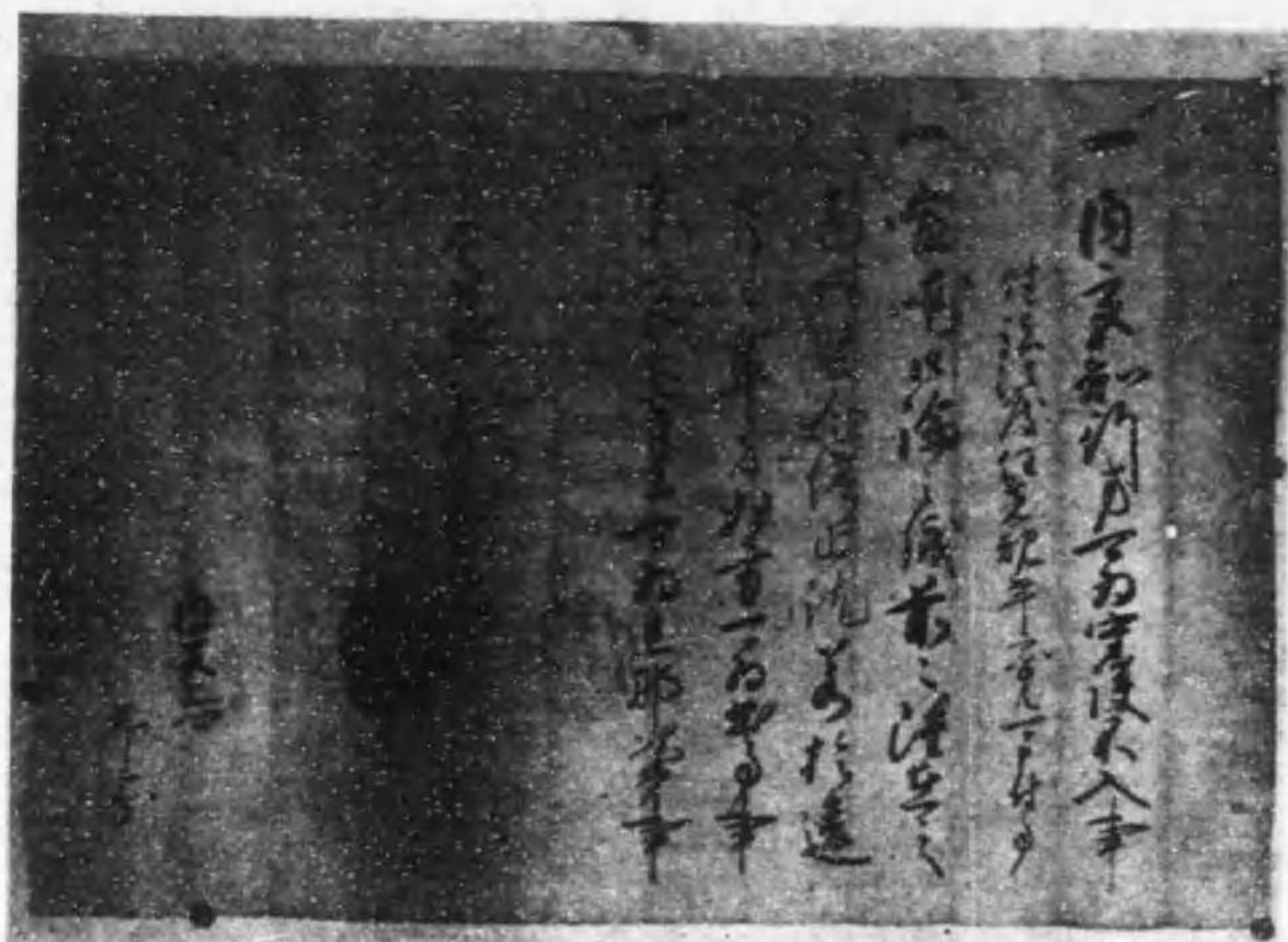
○宇治會合文書に據る山田三方會合文書は大湊の下に濱の一字を加ふ

猶秀吉は是より先、九月二十一日兩宮神領として、天正以來の多氣郡四箇村二千五百石と、度會郡有爾郷の百四十石とを寄進し、又皇大神宮御領として、度會郡田邊村十三石、佐八村三石五斗、野尻村四百五十石、田宮寺村六十石、合計五百二十六石五斗の地を寄進したり。又慶長元年十二月、兩宮禰宜の請により、齋宮村檢地の結果より生ずる所の出米九百石を併せ寄進したり。

徳川時代の神領

朱印領 慶長八年、徳川家康征夷將軍の職に就くや、朱印狀を内宮二郷年寄と外宮三方年寄とに下して、宮川以東の守護不入を認め、宇治山田年寄の自治を許せり。

- 一 内宮知行方可爲守護不入事
- 付諸法度任先規年寄共可申付事



徳川家康朱印狀

- 一 喧嘩口論之儀前々雖在之、當時堅令停止
- 訖、若於違背之輩者、双方可爲曲事事
- 一 參宮之輩者可爲且那次第事
- 慶長八年九月九日

朱印
○家康

内宮二郷
年寄

- 一 伊勢從宮川内三宮内知行方可爲守護不入之事

付諸法度任先規年寄共可申付事

- 一 喧嘩口論之儀、前々雖有之、當時堅令停止
- 訖、若於違背之輩者、双方可爲曲事事

- 一 參宮之輩者可爲先規法式事

慶長八年九月二十五日 御朱印 ○家康

外宮年寄共

元和三年九月、將軍秀忠先例に依りて同様の朱印狀を下附し、且豊臣氏の遺制を踏襲して、多氣、度會兩郡内に於て兩宮神領三千五百四十石、度會郡内に於て皇大神宮御領五百二十六石五斗を安堵せしむ。兩宮領三千五百四十石は、齋宮村の千七百五十石、上野村の五百十石、竹川村の四百石、有爾中村の七百五十石、平尾村の百三十石にして、内宮領五百二十六石五斗は野後村の四百五十石、田宮寺村の六十石、田邊村の十三石、佐八村の三石五斗是なり。而して其の課税標準たる定免は慶長十六年以來齋宮村三ツ一分五朱、竹川村二ツ八分五朱、宇爾村四ツ六分、平尾村三ツ六分なりき。爾來徳川氏歴世祖法を遵守して渝ることなし。

江戸幕府の神宮御朱印地は、以上の四千六十六石五斗に、寛永十年の寄進にかゝる二見郷二千三十二石餘を合して、總計六千百九十八石五斗餘、實收現米高一千七百三十一石一斗餘あり。(二見郷神領還附のことは、用度御鹽の條を参照すべし)

神宮朱印領一覽表

所屬	朱印地所在	大高	實收米
二宮	齋宮村 上野村 有爾中村 平尾村 竹川村 宇爾世古村	三、四〇〇・〇石	一、〇七六・三石
	二見郷(庄村 西村 三津村 今一色村) 江村 山田原村 溝口村	一四〇・〇 二、一三二・〇	三一・七 四五一・四
内宮	野後村	四五〇・〇	一五〇・〇
	田宮寺村	六〇・〇	一六・三
	田邊村	一三・〇	四・八
	佐八村	三・五	〇・六
計		六、一九八・五	一、七三一・一

此の他、宇治山田市内に於て御朱印地を領するもの、慶光院の四百九石(文祿三年秀吉度會郡磯村百石の地を慶光院周養に寄す、寛永十年二百石を加へ、同二十一年更に百九石を加ふ)春木大夫の八百石(多氣郡相可村四百石遠州城飼^{喜東}郡賀茂村二百石越後頸城郡蓮臺寺村一ノ宮村二百石)上部越中の四百三十石八斗(多氣郡相可村、文祿三年秀吉の朱印狀には同村の内千石とあり、後減少す)久志本式部の三百石(度會郡磯村)山本大夫の二百石(三重郡生桑村)松尾大夫の二百石(美濃安八郡今尾村二連俣村)福島伊豆の五十石(美濃多藝郡)丹藏與三大夫の五十石(同安八郡)あり。又諸國の大小名より祈禱料として、兩宮の御師に寄附したるもの、山田側に於て七千四百石、宇治側に於て千五百八十石に及べりと云ふ。此の如きものも一様に神領と呼び習はしたれども、其の収入は何れも御師家に歸し、毫も神宮の知る所にあらざりき。神田竝神戶御厨御園遺跡 上古以來神宮經濟の基本財源たりし神田、神戶御厨御園等は中世以來既く頽廢して殆んどその形骸すら留めざる如き状態にありしも、しかも猶ほ御鎮座以來最も深き由緒を有し、殊に兩宮の三節祭始め年中神事の大御饌御料米を供進したる御常供田はその段別こそは減じられ、太古のまゝに内宮に於てその所謂宇治田は楠部村尾崎に、荒木田は田邊村に存して、一は定米五石六斗餘、一は四

石八斗餘を貢納して三大祭六節會の大御饌の御料に供し、外宮に於ても宮崎の御常供田より二十二石餘の米を輸して、大御饌御料を始めその殘餘は之を祠官の食料に充てたり。加之この外に内宮所屬の神田は度會郡内に七箇所ありて、各その所出を以て古來縁故を有する神事の御用途に配當したり。又御鎮座の當時國造の貢進に係ると傳へらるゝ大和國神戸の明治の初年までなほその面影の遺存するありて、同國宇陀郡神末村より神稅米五石五斗を、又美濃國神戸の遺跡なりと認めらるゝ同郡安八郡今尾村二連俣村より神稅米を貢進し、その他國崎神戸の由貴御贄として、鮫・菜・螺等を、或は篠嶋御厨より乾鯛を進れる、その他御厨十一所、御園八所等ありて、懸稅稻を始め御贄御菜御菓子等を進納し、以て年中祭典神事の神供御料に調備したるは、實に有難き古實を存すと謂ふべきなり。而して又此等の中僅かに田邊村の荒木田が朱印領として時の執權者より保證せられし外、その都てが神宮とその土地との縁故によりて繼續遺存したるは、更に奇蹟とも見るべきなり。

皇大神宮神田神戶御厨御園貢物表

(明治三年内宮ヨリ神祇官出張所へ書上ニコル)

名稱	所在	段別	收入	用途
御常供田	度會郡楠部村尾崎	東西六十一間 南北六十三間	定米五石六斗二升之形代	三節祭由貴大御饗料 六節會御饗料
鷹依神田	同上		定米五斗九升四勺	神事料
北鷹依神田	同上		膳	每年六月廿五日風日祈宮神事直會饗
鷹依神田物成	同上			每年九月十四日拔穗神事饗膳
大長瀬神田	度會郡松下村		定米二斗四升	贊海神事料
江村神田	同郡江村	田高二畝 六斗	稻二束	懸稅稻
山田原神田	同郡山田原村		桶一口 稻二把	杓柄 懸稅稻 神嘗祭由貴御饗御料
三津村神田	同郡三津村		稻二十六把	懸稅稻

中島御園	同郡王中嶋村		菜服一駄	正月元日直會饗料
黑瀬御園	同郡黑瀬村		菊花 荒麥九升	九月九日御饗飭料 宮中鷄飼補料
高羽江御厨	同郡土路西條村		海蛸 三口或二口	神嘗祭由貴御饗供料
晝田御園	同郡蛭田村		荒麥 二斗 芋 百三十 菜服 三本	宮中鷄飼補料 元日直會饗料 同上
南船越御厨	同郡船越村		乾鮭 百隻	年中六節會御饗供料
大江嶋	同郡大江村		鹽堅魚 二隻	神嘗祭由貴御饗供料
柳原御厨	多氣郡柳原村		芋二苞	元日直會饗料
	度會郡金輪若瀬兩村		鹽漬細鱗魚 百隻	
齋田御園	同郡齋田村		菅 御笠御料	每年四月十四日 御笠神事
	同郡東宮村		土貢不見物	三節祭御料
	同郡今在家		津長神社地子錢	九月二十五日風日 祈宮神事直會料

玉垣御厨	阿濃田御厨	瀧野御厨	魚見東御厨	佐奈御厨	大淀御厨	相可瀬御厨	枋原御厨
河曲郡玉垣村	鈴鹿郡阿濃田村	飯高郡作瀧村	飯野郡六根村	同郡五桂村仁田村	同郡大淀村	同郡相鹿瀬村	多氣郡枋原村
麴 一斗五升 年中由貴六節會神酒料	上分米 八斗 年中御饌供料	栗一宮 同年中御饌供料 稻二把 懸稅稻	若菜三把 正月七日御饌供料	米四斗 年中御饌供料 稻四把 懸稅稻	米六斗 年中御饌供料 稻二把 懸稅稻	葛蒲 二束 五月五日御饌供料 山芋 一本 同直會饗料 籐 二百六十本	米一斗 年中御饌供料 栗一苞 神嘗祭由貴御饗供料 稻二把 懸稅稻

垂坂御厨	東船越御厨	的屋御厨	國崎神戶	立神御厨	篠嶋御厨
朝明郡垂坂村	同國英虞郡船越村	同國答志郡的屋村	同國同郡國崎村	同國英虞郡立神村	尾張國知多郡篠嶋
麴 五升 同上	稻 三十把 懸稅稻	鱸魚 十四隻 六月由貴直會饗料	玉貫 四十三連 水取 四十五束 甘搔 三十九把 長鯪 三十九貝 榮螺 九百九 干螺 二百九 津布 二五合 蠣 二五合 鹽籠 三十八枚 檜籠 八十八枚	蝸	牧乾鯛 百三十二枚 年中三度由貴御饗供料
小濱海人生鯛 七隻 神嘗祭由貴御饗供料			神嘗月次由貴大御饗供料		

宇陀神戶	大和國宇陀郡神末村	神稅米 五石五斗
上分田	美濃國安八郡今尾村 同 國同郡二連俣村	神稅米 三石 年中御饌供料

豐受大神宮神田收納表

名稱	所在	段別	收入並用途
御常供田	山田宮崎		現米二十石二斗 <small>六石八斗四合 九石七斗〇合 三石〇斗〇合 一石七斗八合 〇石九斗〇合</small> <small>御饌料 十員彌宜收納 初午祭饗料(田) 長熊鶴新ニ下行 神嘗祭由貴御饌 料(同田長預リ分) 嶽山祭忌嶽料(小 内人預リ分)</small>
彌宜職料田	黒瀬村		現米 一七石五斗 麥 三升
外宮應收納田	茜根田 高向村 茜根社南月讀宮北		現米 一石 荒麥 三石五斗一升二合 現米 未定

明治以後神宮經費

神宮費 明治維新の際、神宮諸制度亦全く其面目を一變し、從來神宮經費の根幹たりし朱印領を全部上地處分せらるゝことにも、神宮經費は全部官費支辨となすの制を立てられしが、同六年一月自今定額を定め神宮費として國庫より支辨することに改められ、金壹萬五千圓を交付せらる。従つて爾來定額以外の經費は神宮の一般社入金より補填支出することとなり以て今日に及び。其後に於ける定額支辨の沿革を見るに、同十年十二月には神宮職制の改正とともに大に經費の節減を加へ、同十一年度より經費定額を金九千百拾九圓に減額せられたりしが、同二十年度に至り金壹萬六千六百九拾參圓に増額し、尙別に毎年金九千六百餘圓を營繕補充費として内務省に於て保管し、必要に應じ直接支拂のことに定めらる。同廿三年度に至り、定額の名を國庫供進金と改稱し、同時に内務省保管の營繕補充費を廢して神宮に交付せられ、供進金貳萬七千百拾參圓となりたれども、尙金壹萬餘圓を限定して、之を營繕費として別途經理すべき制を立てられしを以て、依然として社入金支出に依る經費は尠少ならざりき。同三十年度には從來神宮費以外の收入とせる帝室奉納神饌料を神

宮費收入に編入して經理することとし、次で同三十三年度より供進金五萬圓に増額せらるゝに至り、神饌品の改良、衛士の増員俸給令の改正等を行へり。然れども尙神宮費は供進金のみに依りて支辨するに足らず、既に明治初年より當然神宮費に屬すべき性質の經費も止むを得ず社入金支出に移せる状態なりしを以て、同年十月神宮會計規則を改正し、神宮費は國庫供進金及び帝室奉納神饌料の外必要に應じ社入金より補充する制を設け、以て神宮費の統一を計れり。即ち現在會計上所謂神宮別途費補充の制是なり。爾來國運の進展に伴ひ、神宮祭儀の鄭重を期すると共に、警衛其他施設の充實を要する事多く、獨り社入金の補充に俟つは當に神宮費國庫支辨の主旨に反するのみならず、經理上亦不安定なるを免がれず、常に供進金の増額を希望したりしが、同四十三年度に及び金七萬圓に、次で大正二年度金拾萬圓に増額せられ、以て幣帛の改良、攝末社祝部の設置等の資に充つるを得、更に同五年度金拾參萬圓に増額せられ、祭儀の鄭重、宮域の整備を致せり。然るに同八年度、社會經濟の影響を受け、神宮費も亦頓に膨脹を來し、同九年度より供進金貳拾萬圓に増額せられ、次で同十一年御料地神路山島路山等五千五百餘町歩を神宮宮域に移管せられ、爲めに之が經營費を要すること多大なるを以て、同年度より供進金貳拾參萬圓に増額せられ、以て今日に及びり。

然れども、晩近數年の神宮費は約金四拾八萬圓を要し、其の收入とする處は帝室奉納神饌料、國庫供進金及森林收入雜收入等を併せて約金貳拾五萬圓なるを以て、尙經費の約半額は之を所謂社入金なる別途費補充に俟つ状態なりとす。

神宮會計規則第二章

第七條 神宮費ハ幣帛神饌料國庫供進金諸收入ヲ收入トシ神宮祭儀警衛其ノ他神宮司廳ニ要スル一切ノ經費ヲ支出トス

神宮費收入ニ不足アルトキハ神宮別途費ヨリ之ヲ補充スルコトヲ得

第八條 神宮別途費ハ神宮神部署徵古館農業館ニ屬スル收入及本費支辨ニ屬スル事項ヨリ生スル一切ノ收入金ヲ收入トシ神宮神部署徵古館農業館ニ要スル經費及他ノ費途ニ屬セサル一切ノ經費ヲ支出トス

第九條 神宮皇學館費ハ神宮皇學館資金ノ利子、授業料雜收入、神宮別途繰入金及神宮皇學館恩賜獎學資金ノ利子ヲ收入トシ神宮皇學館ニ要スル一切ノ經費ヲ支出トス

第十條 削除

第十一條 恩給費ハ恩給資金ノ利子、恩給資金繰入金、恩給金額分擔金及職員納金ヲ收入トシ國庫納金、恩給金額分擔金、恩給、退隱金及遺族扶助金ヲ支出トス

第十二條 用途指定ノ寄附金及其ノ利子ハ寄附者ノ意思ニ反シテ消費スルコトヲ得ス

(大正三年三月十二日內務省訓令第一號及同改正)

用 度

總 說

神宮の一般用度に關する品目は多端にして、一々之を列擧し難く、又古來時代によりて變遷沿革する處尠からずと雖も、苟も供祭に關する品目に至りては、大神宮式にも、凡そ祭に供ふる物にして式條に載せざるは、舊に依りて供用し、前例を改むる勿れとありて、式條記載の分は云ふに及ばず、記載せざるものと雖も必ず前例に依るべき旨を定められしにより、古來この精神を體して神供御料品はその品目は更なり、之が生産調製の方法に於ても舊儀を尊重し、潔齋精好を期しつゝ、以て今日に及べり。左にその主要品目を選びて、由來竝に現状の一斑を説明すべし。

荷 前 調 絹

毎年神嘗祭の時、荷前（イッギ）の調（キヌ）の絹を奉納せらるゝことは、延暦以前よりの古儀に屬す。

荷前の調とは、諸國より獻る貢物の荷の初穂を謂ふ。朝廷に於ては毎年十二月中、吉日を選びて、荷前使を帝陵及び外戚の墓に遣はさる。年代略記によれば、持統天皇の御代に始ると云ふ。神宮に於ける荷前調絹の奉納も亦、其の頃に起源を發するものならんか。神宮に於ては主として伊勢國內に於ける神封の調絹を一旦宮司應なる御調倉に進納し、祭日に至り之を奉下し、郡司等も潔齋供奉前行警蹕して參入、之を東寶殿に奉納したり。儀式帳に見ゆる荷前調絹の數量は左の如し。

皇大神宮御料

一本宮御料絹

一百十疋二丈

内

調 荷 前 料 （伊勢國内神戶調進 伊賀尾張三河遠江神戶調進 伊勢國司調進） 一 百 疋 （白一疋、紅一疋）

御 衣 料 （皇大神宮禰宜調進 大内人調進） 一 二 疋

五色幣料

御門御幌料

一四處別宮荒祭宮、月讀宮、瀧原宮、伊雜宮調荷前絹

一疋

三疋二丈(御門四間各五丈)

四疋(各一疋)

一所管神社廿四處御料絹

一疋一丈五〇(二尺(社別)誤三尺)

豐受大神宮御料

五十九疋三丈

一本宮御料絹

内

調荷前料(諸國神戶調進)伊賀志摩尾張三河遠江神戶調進

五十疋

御衣料豐受宮禰宜調進

二疋

五色幣料

一疋

御門御幌料

二疋三丈

御饗殿奉飭料

二疋

一高宮御衣料絹

一疋

一所管諸神社幣帛料絹

五丈一尺

然るに延喜大神宮式には、大神宮御衣三疋、調荷前絹一百十三疋一丈二尺大神宮一百六疋所攝六宮各一疋、廿四社料一疋、五色幣料絹一疋、門幌料絹三疋二丈とありて、本宮御料に於て三疋、別宮御料に於て二疋、伊佐奈岐宮、瀧原宮を加ふを増し、度會宮御衣二疋、調荷前絹五十五疋四丈八尺神宮五十四疋高宮一疋、十六社料五色幣絹一疋、門幌料絹二疋三丈、御膳殿料絹二疋とありて、本宮御料に於て二疋を増加したるも、所管社料に於て一社分三尺を減せり。降りて鎌倉時代に於ける實例を見るに

皇大神宮御料

百八十六疋三丈

荷前御調絹

内

百三十八疋(先進三疋)

見荷前

四疋

御衣

一疋

五色

三十五疋四丈五尺(在宮)

(不明)

七疋四丈五尺(一疋二疋司家政所上五疋四丈五尺神主上)

雜用

豐受大神宮御料

荷前御調絹

七二二

内

百十疋

八十五疋

三疋

一疋

十三疋(二疋同家政所上
十一疋神主上)

見 荷 前

御 衣

五 色

雜 用

にして延喜式所載のものよりも更に其の數量を増せり。

荷前と共に奉納する御衣絹は織御衣オリノケンゾとも稱し、皇大神宮三疋の内二疋は禰宜、一疋は

宇治大内人奉織し、豊受大神宮二疋も亦禰宜之を奉織す。而して儀式帳によれば、その

原料たる赤引生綿糸は封戸の調物に自家飼養の蠶絲を加へて使用したり。式帳に

よれば御衣奉織の料糸十二絢の中、九絢は禰宜飼養の蠶絲、三絢は度會郡の調の荷前を用ゐたり。但し大神宮式には禰宜飼養の蠶絲

のこと見えす。封戸の絲を以て齋織すとあり。蓋し織御衣はその起源古く彼の倭姫命

世記に、皇大神宮御鎮座の時八尋の機屋を建て、天棚機姫神の孫八千々姫命をして天

上の儀に准じて、大神の御衣を織らしむと記せる。所謂宇治の機殿なるもの恐くは其

の起原なるべしとの説あり。但し宇治の機殿なるものは何の時代にか絶えて、後に

は御稻御倉に於て母良と織女とをして織り奉らしめたり。故に御稻御倉を一に御機殿とも稱せり。宇治内人が織衣を奉ることは、後世斷絶したり。豊受大神宮に於ては、荷用の宅に於て奉織を行ふの例なりき。

五色料又は五色幣料とある絹は、所謂この時代諸社の幣物に通用せる五色薄絶又は

五色帛に相當するものなるべく、古より兩宮共に一疋宛奉納したり。御衣料とこの

五色幣絶とは祭日官幣と同時に正殿に、荷前調絹は東寶殿に奉納せられたるも、儀式

帳時代は荷前調絹のみは、祭日に先ち東寶殿に納めらるゝ古儀なりき。

神嘗祭以下皇大神宮に於ては、六月の月次祭に度會郡の生産にかゝる赤引御調の糸

冊絢作絢一斤を獻じ、之を東寶殿に奉納したり。五月三十日御調の專當郡司竝に調書生

郷長、服長等、糸を奉持して參入し、大神宮司之を祓清して調御倉に收め、祭日之を供進

す。寛正の頃に於ては、其の量増して百八十五絢六兩内百四十八絢六兩見進二とな

れり。同日禰宜及び宇治大内人、日祈内人等は、己が家に養ふ所の蠶の絲各一絢一斤を

奉りて年穀の豊穰を祈れり。豊受大神宮に於ても亦、大神宮司より多氣度會二箇神

郡進むる所の明曳の調の糸冊絢見進廿八絢高を東寶殿に奉納すること皇大神宮に

同じ。猶五月中吉日を撰びて、禰宜内人等自養の蠶絲を本宮竝に高宮と宮廻りの神

とに進め、又神郡内人夫等が進むる所の年祈料の明曳糸一絢を供進したること儀式帳に見えたり。月次祭調進の御調糸は大神宮式及祝詞式によれば、十二月も六月に准せらるゝが如きも、之を實例に徴するに十二月月次祭は、古より御調糸の調進を闕きたるものゝ如し。

荷前調絹の供進は、南北朝以降室町時代に於ける戦亂の世を経て次第に廢絶したるが、奉納の儀式のみは幕末の際に至るまで存続し、毎年神嘗祭に宮司參向の時其の送文を持參し、絹の代用として紙を供進したり。(六月の月次祭には曲物の器に納め、神嘗祭には藁苞直に納む、之を祕密物と稱せり)又禰宜等は軸木に紙を巻き、其の上に絹糸を纏へるものを奉納したりしが、孝明天皇の元治元年十月、荷前調絹奉納の舊儀再興を仰せ出され、翌慶應元年の神嘗祭より之が實現を見るに至れり。當時供進の員數、皇大神宮御料、荷前二十疋、別宮七所御料七疋、宮司所進御衣三疋、五色料一疋、御門幌三疋、二丈禰宜所進御衣二十疋、^{十員各}總計五十四疋、二丈、豊受大神宮御料、荷前十疋、別宮四所御料四疋、宮司所進御衣二疋、五色料一疋、御門幌二疋、三丈禰宜所進御衣二十疋、^{十員各}總計三十九疋、三丈にして、之を儀式帳大神宮式に比するに、兩本宮御料の調絹は猶ほ五分一以内に止れり。

明治以來、別宮の御再興等に伴ひて増加せられ、現今に於ては官幣と共に、皇室より奉納せらるゝことゝなれり。其の員數左の如し。

皇大神宮御料

御衣

三疋

絹

四十疋

五色幣料絹

一疋

御門幌料絹

三疋二丈

十所別宮絹

十疋

計 五十七疋二丈

豊受大神宮御料

御衣

二疋

絹

三十疋

五色幣料絹

一疋

御門幌料絹

二疋三丈

御儀殿料絹

二疋

四所別宮絹

計 四十一疋三丈

四疋

茲に見ゆる皇大神宮御料絹四十疋と豊受大神宮御料絹三十疋とは、元治元年御再興時供進員數中の荷前絹と禰宜所進の御衣とを合したるものにして、猶皇大神宮別宮に於て三疋を増せるは、明治六年再興の月讀荒御魂伊佐奈彌二宮と、大正十二年創立の倭姫宮の分とを加へられしによる。又豊受大神宮御饌殿料絹二疋は、元治後新に加へられたるものとす。以上現在奉納の絹に對しては、式部職の公文には荷前絹の稱を用ゐられたれども、送文には兩正宮の分は神嘗祭幣帛竝に料絹とありて官幣と一紙に連記せられ、別宮奉幣の絹に對する送文には幣帛とあるも、其の沿革上荷前絹の性質なること明瞭なりとす。

神 御 衣

神御衣の起源沿革に就ては、既に神御衣祭の條下に於て述ぶる所の如し。其の供進員數は延喜大神宮式によれば

皇大神宮御料

和 妙 四拾八疋 内十六疋廣一尺五寸、十六疋廣一尺二寸、十六疋廣一尺、長各四丈
荒 妙 百六拾疋 内八十疋廣一尺六寸、八十疋廣一尺、長各四丈

荒祭宮御料

和 妙 貳拾六疋
荒 妙 八拾疋

なり、是毎年四月十四日と、九月十四日との兩祭に於て供進する所の合計なり。而して此等神衣織造に關する費用は、凡て服織戸廿二烟、麻績戸廿二烟の調庸田租を以て支辨したり。

室町時代以降、神宮の式微と共に神衣供進のことも亦久しく斷絶したり。元祿十二年纔かに神御衣祭の再興を見るに至れるも、織立のことは終に行はれずして、須賀絲麻絲を以て代用したり。明治七年六月に至りて漸く舊儀復興の運に會したるも、其の奉進員數は猶古に及ばずして、

皇大神宮御料

和 妙 拾貳疋 内四疋巾一尺五寸、四疋巾一尺二寸、四疋巾一尺、長各四丈
荒 妙 參拾貳疋 内十六疋巾一尺六寸、十六疋巾一尺、長各四丈

荒祭宮御料

和 妙 六疋 内二疋巾一尺五寸二疋巾一尺二寸二疋巾一尺五寸二疋巾一尺二寸

荒 妙 拾六疋 内八疋巾一尺六寸八疋巾一尺長各四丈

に過ぎず、且神官等神服織機殿神社及び神麻績機殿神社に参向し、神御衣奉織始祭同鎮謝祭を行ふと雖も、事實上奉織を行ふにあらず、其の和妙荒妙は當業者に織立てしめたるものを購入し、之を祭月一日より十三日間、兩機殿神社八尋殿に奉安して供進を畢れり。

明治三十三年五月、奉進員數全く延喜の古制に復せらる。其の荒祭宮御料の和妙廿六疋は幅一尺五寸のもの十疋、一尺二寸のもの八疋、一尺のもの八疋、長さ竝に四丈、同荒妙八十疋は幅一尺六寸のもの四十疋、一尺のもの四十疋にして、長さ竝に四丈なり。之が調進に就ては當業者に命じ、各特別工場に於て織立てたるものを納入せしめ來りしが、大正三年五月に至り、兩機殿神社内八尋殿に於て神御衣の一部即ち和妙及び荒妙各一疋の奉織を行ひ、漸く舊儀奉織の一端を實現するに至れり。其の織立工人は初め愛知、奈良兩縣の工場主より派遣せしめたるも、大正四年兩機殿神社所在地村民の請願に依り詮議の結果、往古神服連、神麻績連等奉織の由緒を以て、翌大正五年五

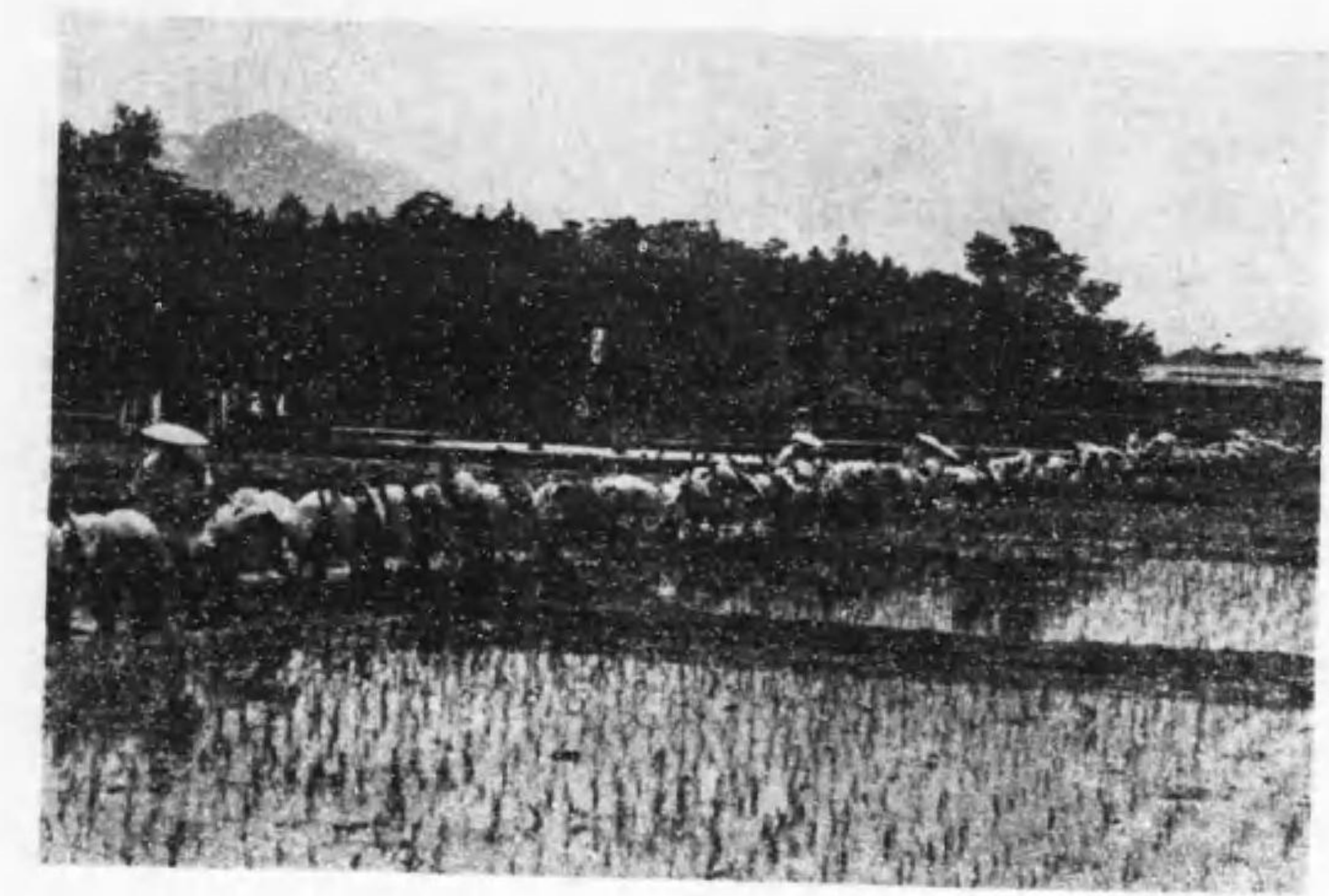
月の御料より之に従事せしむることなれり。

明治十四年愛知縣北設樂郡稻橋村外數ヶ村、同三十四年同縣渥美郡福江町及知多郡半田町外數ヶ町村より神御衣御料の赤引絲を獻す。爾來引續きて稻橋村外數村よりは毎年生絲貳百匁、福江町外數ヶ町村よりは春秋兩度に生絲三百匁宛を獻納し、神御衣奉織御料の一部に供しつゝあり。神御衣祭の條参照すべし。

御饌料 米

兩宮諸祭典及び日別朝夕御饌の御料米は、古來御田に於て生産するものを用ふ。毎年秋御田の稻を刈りて御稻御倉に收納し、毎月三旬に粃を奉下し御白殿にて春き精げ、日別に忌火屋殿なる御竈にて炊ぎ供ふ。故に此の神田を御常供田と稱す。

皇大神宮の御田は、大神宮式に二町四段あり。その内一町は宇治田又は拔穂田と稱し起源最も古く、古來度會郡楠部家田にあり。倭姬命世記に家田々上宮に坐し、時大幡主命皇大神の朝の御氣、夕の御氣の御田定め奉る、其の田は宇遲家田田上に在りて、拔穂田と名くとあるもの蓋し是なり。今一町は荒木田と稱し、成務天皇の時禰宜最上の開墾進獻する所にして、最上は功に依りて、始めて姓荒木田神主を賜へりと傳ふ。



(部 楠) 植田御田料饌御

其の田は大貫^村度會郡内城田の地に在り
き。以上は正宮御膳料田にして、殘四段は
荒祭宮御料とせり。豊受大神宮の御田は、
大神宮式に三町あり。宮域の南なる豊宮
崎にありて其の起源詳ならねど、恐らく御
鎮座當時の治定にかゝるものなるべく、而
してその穫稻を以て當宮の由貴大御饌、竝
に日別朝夕大御饌の御料に供したり。毎
年五月中吉日を撰び、楠部及び豊宮崎の兩
御田に於て御田植神事あり。神都の年中
行事中主要なるものとして知られたり。
明治四年十一月御田の上地と共に此の神
事も亦廢絶に歸し、祭典御料の供米は總て
商賈の供給に俟つこととなりしが、同二十
二年舊御田たりし宇治山田市大字岡本町

字梶ヶ森及び豊川町字宮山腰の兩地を初め、同市大字八日市場町字忍穂井度會郡四
郷村大字楠部字家田等に於て田地貳町餘を購入して官有地第一種に編入し、小作人
を撰び、豆粕、鍊粕等施肥を制限して、之が耕作を爲さしむることとせり。同四十年に
至り更に宇治山田市大字今在家町字法度口八丁に於て、二段餘を購入す。志摩郡磯
部村に於ける御田も亦明治四年以來中絶せしが、同二十一年四月御饌料田として六
畝十九歩の地を獻上するものあり。同二十三年九月、新に同村大字惠利原の田地を
購入したり。即ち昭和三年七月に於ける御饌料田現在段別左の如し。

- 宇治山田市大字岡本町 四段六畝二十歩
- 同 市大字豊川町 六段九畝二十三歩
- 同 市大字今在家町 二段五畝二十九歩
- 度會郡四郷村大字楠部 七段二十九歩
- 志摩郡磯部村大字惠利原 一段六畝九歩

計 二町二段九畝二十歩 (畦畔等潰地あるを以て耕作地實畝歩は之よりも減少す)

明治二十二年購入にかゝる宇治山田市八日市場町忍穂井の田地八段四畝七歩は、大
正十年造神宮使廳外宮工作場敷地として提供しあり。現在に於ては是等御饌料田

耕作を直營とし、耕作擔當人を定めて年々の收穫米を納付せしむることとし、粃米は
飯にて蒸し、糯米は搗きて餅とし、各年中の御料に供す。

先始來子日太神宮朝御饌夕御饌供奉御田種蒔下始、禰宜内人等率山向物忌子、湯鞆山、
祭時、忌鍛冶内人乃造奉、金人形、鏡、錄種々物持、山口神祭、然到樸木本、即木本祭、
然其木本、山向物忌、令以、忌、切始、然即禰宜内人等、戸人夫等、令切、湯鞆、
造持、諸禰宜内人等、眞佐岐、爲、下、來、太神乃御饌所乃御田、到立、酒作乃物忌乃父、
忌、令、採、太神乃御刀代田耕始、即田耕、田、然即諸神田耕始、諸乃百姓乃田耕始、
(皇太神宮儀式帳)

二月一日内宮鞆山神事 御田種蒔耕作也、宮司參時、禰宜相共行、
上亥日外宮鞆山伊賀利神事 於歲德神方行之、在直會、
(神宮雜例集)

御 鹽

御鹽シホ供進は起源極めて古し。倭姫命世記の傳ふる所によれば、鷲取の小濱より御船



鹽 堅 ト 所 燒 鹽 御

に召して二見の濱にいでまし、時國神佐
見都日女參り相ひしかば、汝が國の名は何
ぞと問ひ給ひしに、御答へにも及ばずして、
堅鹽を以て御費奉りしを命慈み給ひて、其
の處に堅多の社定め給ひ、乙若子命は、更に
御鹽濱と御鹽山とを定め奉ると云へり。
五十鈴川及び勢田川の下流なる度會郡の
海岸は古來鹽の產地として知られ、其の製
鹽業は近く明治時代に於ける專賣法實施
の時まで繼續したれば、二見の鹽業も久し
き歴史を有するものたることを知るべし。
兩宮御料の御鹽は所謂御鹽山の木を伐り、
御鹽濱なる海潮を汲みて御鹽燒所に於て
之を荒鹽に焼き、更に御鹽殿に運びて堅鹽
に製し、日毎朝夕の御饌に供へ奉れり。御

鹽調製の作業は兩宮に御鹽燒物忌なるものありて之を奉仕し、古來毎月三旬に豐受大神宮なる子良館に納入したり。又三節祭には皇大神宮にも供進するの例なりき。然るに南北朝の頃に於ては此の事行はれずなりて、二見郷に別に御鹽所司職なるものを置き、調進のことを奉仕せしむるに至れり。

御鹽殿は度會郡二見町大字莊にあり。古代は單に御鹽調製の一殿舎に過ぎざりしが、後世神殿を造立して、鎮守神を奉祀するに至れり。御鹽濱は古より汐合の渡の東岸なる同町大字西にあり。

二見郷の神宮に於ける由緒此の如きものあり。且其の地宮川以東に位し、神領として最も久しき歴史を有す。然れども南北朝の戰亂時代に至りては、神三郡の大部分既に武士の侵掠する所となり、正平の頃に於ては、二見の地も亦時に亂妨狼籍を被らざるを得ざるの狀態に陥り、室町時代に及びては、全く神領の退轉を見るに至れり。文祿三年豊臣秀吉諸國檢地の際、宮川以東の地は大神宮敷地たるの故を以て特に之を免じ、其の政治を山田・宇治・大湊の自治に一任し、徳川氏之を踏襲したりしが、二見の地は之に洩れたり。元和八年九鬼守隆の二見郷を押領するや、忽ち供御鹽の調進に支障を來せるを以て、神人連署して之を幕府に訴へ、禰宜も亦解狀を上りて請ふ所あり。

其の訴訟の結果にや、寛永二年九月守隆は二見郷に於て御鹽領百石を寄進し、役人十一人を定め諸役を免除して専ら神役を奉仕せしめたり。

此の後二見の神人等、神領の還附を請ふこと止まざりしが、寛永十年六月に至り將軍家光は、終に二見郷六ヶ村二千百三十二石餘を御鹽調進料として兩宮に寄進し、郷民多年の宿望は初めて達成せられたり。此の件に關し山田奉行花房志摩守幸次、幹旋最も力めたるを以て郷民深く之を徳とし、碑を樹て、其の功を頌せり。其の碑今も猶二見町大字西の林中に存す。左に當時家光下附する所の朱印狀竝に老中の添狀を掲ぐ。

一 伊勢國度會郡二見郷六ヶ村合二千百三十貳石餘、爲御鹽田之處、近代斷絶畢、今度相改附之兩宮、御鹽之儀無懈怠、可勤仕之旨、永代不可相違者也。

寛永十年六月十三日

御朱印(家光)

二見郷惣中

條々

一 今度二見郷六ヶ村、爲内外兩宮御鹽田御寄附有之、御鹽無怠慢、可勤仕之、

一 江村三津村・山田原村内宮方、今一色村・西村庄外宮方、御定上者、諸役以隣郷之並

無違亂可勤之、

- 一 御鹽之宮、此度造營有之、以來及破損者、從六ヶ村可修理之、
 - 一 山林竹木猥不可伐採、雖然御鹽之宮修理之時者、應其用可伐之、其外禰宜百姓居屋敷之内者非制限、
 - 一 二見郷中、宰人惡黨不可抱置之、
- 右條々堅可相守之、仍執達如件、

河越侍從

忠勝

古河侍從

利勝

前橋侍從

忠世

二見郷惣中

寛永十年六月十三日

爾來德川氏歷世之遵守して渝ることなかりしが、明治四年の土地と共に、御鹽調進のことも亦一時中絶し、普通鹽を購入再製して御料に供したり。同十年十一月二見

町大字西に於て、舊御鹽田一段三畝二十歩の地を購入し、同二十九年七月に至り御鹽濱を修築し、御鹽汲所を新設して、以て御料鹽の調製を古例に復す。同三十一年十月更に接續地一段二畝十九歩を購入したり。故に現在御鹽濱段別二段六畝九歩にして、毎年夏期土用前後係員監督の下に鹹水を採取し、之を御鹽殿内御鹽汲入所に搬入貯藏し、御鹽殿内御鹽燒所に於て、鐵平釜を以て焚き上ぐ。之を荒鹽と稱し、御鹽殿に貯藏し、必要に應じ更に同殿に於て三角型の土塙を以て焼き固む。之を堅鹽と稱し御料に供す。堅鹽の一ヶ年所要數量は約四百個にして、其の一個の焼き固めに要する所の荒鹽六合なるを以て、荒鹽は一ヶ年中約二石四斗以上を採取するを要す。御鹽殿の造營は、鎌倉時代に至るまでは二見に御鹽殿造進料田なるものありて、御鹽燒物忌等其の田の租米を徴して之を行ひ來りしが、御鹽燒物忌の御鹽調製に關らずなりてよりは、御料田を進退も、造營の事務も、總て御鹽所司職の手に移れるが如し。爾來江戸時代の末に至るまで、其の末裔たる神役人等に於て、之を繼續奉仕し來れり。

鰯



國崎海濱獲鮑

神嘗祭及び六月十二月の月次祭に於て、朝夕の大御饌に志摩國の神戸百姓等が進る。榮鮑榮螺等の御贄を供進し、又遷宮の諸祭に鮑を供進することは、既に延暦の儀式帳及び延喜の大神宮式に見えたり。其鮑鮑は古來志摩國なる國崎の調進にかゝる。倭姫命世記に、皇大神宮御鎮座の後、御贄處定め給はむとして志摩國を巡りまし、時、國崎島に湯貴潛女を定め給ひ、三節祭に國崎の潛女等が玉貫鮑を奉ること見えたり。又神宮雜例集に志摩國國崎鶴倉樋柄の神戸は、朝夕の御饌の御贄處なるよしを記せり。

世記に所謂潛女は即ち現今の蜃婦にして、志摩にては之を「アマ」と稱す。鮑は深海の

岩壁に棲息し、之が捕採は、一に蜃婦の潜水作業に依れり。志摩の蜃婦は潜水に熟達するを以て名あり。且志摩は伊勢と同じく海の幸に富み、大古以來所謂御食國として顯れ、單に神宮御饌の御料を上つるのみならずして、皇室の御用をも奉仕し來れり。而して延喜主計式諸國の調物を記せる條、志摩國の首に御取鮑雜鮑を掲記し、又庸の第一物にも鮑を掲げたる所以のもの、以て鮑の志摩の特産たることを推知すべく、神宮三節祭に之を供進する所以のもの、最も深重の意義を有するを見るべし。

國崎神戸より上つれる三節祭由貴大御饌御料の鮑以下は、烏羽天皇天永年間に於ては、皇大神宮御料、各祭水取鮑二十七束、玉貫鮑二十七束、甘搔鮑百二十貝、榮螺百二十貝、津布十二籠、荒蠣十二籠、鹽六斤、直會料鮑六束、豐受大神宮御料、各祭水取鮑二十一束、玉貫鮑二十一束、甘搔鮑百二十貝、津布十二籠、荒蠣十二籠、鹽六斤なり。水取鮑(御取鮑)身取鮑(と玉拔鮑(玉貫鮑))とは、鮑の肉を薄く剥ぎ取りて乾燥したる所謂熨斗鮑なるものにして、甘搔鮑は生鮑なるに似たり。儀式帳の記載を按ずるに、古く三節祭に上つれるものは皆生鮑なりしが如し。後世、其の員數等にも増減あり、且三節祭以外に鮑を供進することは全く止めり。

國崎に於ける神宮御料の鮑捕採は、往昔毎年六月朔日村民中忌服、月經若くは不淨の

者を除き、漁夫蚤婦一同にて之を奉仕し、壯嚴なる儀式を行へり。之を御潜神事カウケンシと云ふ。其の地は御潜の濱と稱し、平素海藻以外、魚介の捕獲を禁せり。蚤婦等は當日の祭事に與るを以て非常の名譽と爲し、近村なる神島、答志、菅島、石鏡、相差、安乘、諸村の者等も請ひて國崎の蚤婦に交り、其の作業を援くるの慣例なりしと云ふ。明治四年神宮制度改革の際、國崎より鮫以下の御贄を獻することは此の神事と共に廢せられしが、當時調進の數量は干鮫五十個、大身取鮫三百三十連、小身取鮫三百三十連、玉貫鮫三百三十連なりき。

明治五年以後、兩宮三節祭御料鮫は、古例に依り、舊國崎神戸の地たる志摩郡長岡村大字國崎より購入、供進することゝなれり。又現行祭式に依る諸祭典御料の生鮫は、地方商人より購入して御料に充て來りしも、明治三十五年三重縣令第三十六號を以て、水産動物採捕禁期を定められたるの結果、禁期前採捕飼養のものを購入したるにより、自然新鮮の品を供進する能はず、不便尠からざるを以て、同四十四年八月三重縣知事に照會の上、身取鮫、玉貫鮫と共に、志摩郡長岡村大字國崎漁業組合専用漁場区域内を限り、禁期中と雖も同組合理事をして、捕探調進せしむることゝなれり。現今一ヶ年恆例祭典御料鮫數量は、生鮫一千三百一十一貝、干鮫二百三十二貝、大身取鮫

三百三十連、小身取鮫六百九十九連、玉貫鮫三百三十連にして、大身取鮫、小身取鮫、玉貫鮫の三種は、三節祭朝夕の由貴大御饌に限りて之を供進す。其の數兩正宮は三祭朝夕に大身取、玉貫並に各三連づゝ、別に一祭に付豫備三連宛を存す。十四別宮も亦三祭朝夕に大身取、玉貫各三連づゝを供ふれども、豫備なし。又諸社の内瀧祭神と朝熊神社と草奈伎神社とには、大身取、玉貫各二連づゝを供ふ。自餘の諸社と諸神とには、小身取鮫各一連づゝを供へ、玉貫鮫は之を闕く。其の大身取鮫は片連十枚、雙連二十枚、小身取鮫は片連三枚、雙連六枚を綴りて一連とし、玉貫鮫は片連十二枚、雙連二十四枚を編みて一連とせり。

鮫の捕獲及長鮫の製法

鮫アハヒを取には必女海人を以てす。是女は能く久しく呼吸を船にて沖ふかく出るに、かならず親屬を具して船を盪らせ、繩を引せなごす。海に入には腰に小き蒲簀カサを附けて、鮫三四つを納れ、又大なるを得ては二つ許にして、も泛めり、淺き所にては竿を入るゝに附て泛む。是を友竿トモサといふ。深き所にては腰に繩を付て、泛んとする時は、を動し示せば、船より引あぐるなり。若き者は五尋卅以上は十尋十五尋を際限とす。皆逆に入て立遊ぎし、海底の岩に着たるをおこし、笥ハコをもつて不意に乗じては、なち取り蒲簀に納む。その間息をこゝむること暫時、尤も朝な夕なに馴たるわざなり。とはいへども、出て息を吹くに其聲遠くも響き聞えて、實に悲し。

鯨は凡介中の長なり、古へよりは是を美賞す、大なる物徑り尺餘、小なるもの二三寸、水中にあれば貝の外に半出て轉運して以て跋歩、
五畿内の俗是をアマ貝といふは、海人の取ものなればなるべし、アハビといふは偏に着て合ざる貝なれば、合の實といふ儀なるべし、

萬葉集十一に

伊勢の海上のあさなゆふなにかづくてふあはびのかひのかたおもひにして

同 七に

伊勢の海のおまの島津が鯨玉ミりて後もか戀のしげけん

又十七に着石玉さもかけり、雄貝は狭く長し、雌貝は圓く短く肉多し、但し九孔七孔のもの其稀なり、

制長、鮑俗に熨斗の字をかくは誤なり、熨斗は女工の具、先貝の大小に隨ひ割べき數葉を量り、横より數々に

割きかけ置て、薄き及にて薄々と、割口より廻し切る事圖のごとし、略圖、豐島島に敷き並らべて乾が故に、各蓋

目を帶たり、本末あるは束ぬるが爲なり、さて是をノシといふは、昔は打鮑ウチアワビとて、打栗のごさく打延し、裁裁なご

せし故に、ノシといひ、又干あはびとも云へり、

又干鮑ウチアワビ打あはびとも、往昔の食類なり、又薄鮑とも云へり、江次第忌大御飯の御菜四種、薄鮑干鮑、鮑とも見

えたり、今壽賀の席に、手掛テカケ或はかさりのしなご、して用ゆることは、足利將軍義滿の下知として、略中御一族

大名守護外様評定等の諸禮に附て、行はせらるより起る事三義一統に見えたり、往昔は天智帝の大嘗會に干

鮑の御饗あり、延喜式諸祭の神供にも悉く加へらる、第一伊勢國は本朝の神都にして、鎮座尤も多し、故に伊勢

に制する所謂ユエシ又は飾物にはあらずして、食類たることもしるべし

毎年六月朔日志嘉國崎村より兩大神宮へ長鯨を獻す故に、其地をノシサキ共云へり、又サ、エサキ共云へり、

今榮螺にて作る事なし、是延喜式に御厨ミツク鮑と見えたり、又毎年正月東武へ獻上の料は長三尺餘、巾一寸餘、其餘

數品あり、(山海名産圖會)

干 鯛

三節祭に干鯛ヒメを供進するの起源は明ならずと雖も、建久以前よりの古儀に屬す。即ち皇大神宮年中行事に、正領御贄地より二福宜以下各干鯛七尾づゝを上つること、篠島より御贄の干鯛四十二喉を上つることを記せり、然れども正領御贄の干鯛は早く絶えて建久の頃に於てすら、既に代錢七百文宛を上つれる趣なれば、干鯛を進獻するは、全く篠島のみとなれり。篠島は渥美灣口に位する一孤島にして、今愛知縣知多郡に屬す。古くは志摩國答志郡に入れりと云ふ。延徳年間に至り、調進一時中絶せることあり。後復興を見るに至れりと雖も、員數は明ならず。近世に於ては、兩宮三祭御料各百三十二尾宛なりき。明治四年神宮改革以後、引續き同地より購入することゝなれり。進獻の時季、往古は六月月次祭前に於て、三祭御料を一時に輸納するの例

なりしが、慶應元年篠島村民の請により、改めて六月九月十二月の三回に分納することとなり。此の干鯛は兩宮三節祭の由貴の大御饌に供進するを例としたれど、明治以前豊受大神宮の神嘗祭に限り、特に十七日の朝玉串門前に供へ、之を伊向神事も又伊吹神事も稱し、從て篠島の干鯛をも伊向(伊吹)鯛と稱するに至れり。

篠島に於ける御料の鯛の捕獲は、維新前に在りては網船二艘手船二艘を使用し、乗漁夫二十四人威儀甚だ嚴なりき。其の區域も伊勢灣内を限りて、二十三ヶ所に及びしが、近時漁業の發展に伴ひ、所定の漁場のみにては員數を充たすに足らざるを以て、遠く三遠の洋上に出漁するに至れりと云ふ。かくして捕獲せるものは之を腹部より割き、島内字古井の井水を汲みて能く洗滌したる後、更に汚濁なき沖合の鹹水を以て淨め、食鹽を充填して樽中に堆積し、押石を加へて之を村社域内に建設せる倉庫内に貯藏すること數日、西風強き日に出して乾燥す。毎年期日に先ちて場の周圍に注連を張り、青竹を樹て雜人の入るを禁じ、最も嚴肅に奉仕すと云ふ。

現今一ヶ年中進獻員數大千鯛(目下一尺二寸のもの)百四十四尾(一祭四十八尾)宛、小干鯛(目下八寸のもの)三百十五尾(一祭百五尾)宛、身卸鯛(目下一尺五寸のもの)二十八尾なりとす。

魚鳥及蔬菜菓物

現今兩宮に於て、日別朝夕の大御饌を初め諸祭典に供進する所の神饌品には、神酒鹽水飯餅、以外魚鳥及び蔬菜菓物の類あり。魚類は之を大別して丸身切身の二種とし、丸身には鯛、鯉、鰯、乾鱈、乾鮭、乾核魚、鰻、乾烏賊等あり。切身には鯛、鯛、鰯、鰯、乾鰻、乾鰻、烏賊等あり。又鰻、乾鰻、菜螺、乾菜螺、蛤、蠣、海參等をも用ふ。鳥類には、野鳥と水鳥との二種あり。海藻類には、昆布、荒海布、若海布、鹿尾菜、海松、紫海苔等、野菜類には、蘿蔔、胡蘿蔔、牛蒡、山芋、獨活、山葵、蕪菜、蔓菜、春菊、菠薐、草里芋、露芋、薑、百合、根莖、豌豆、大豆、枝豆、蓮根、慈姑、芹、筍等、果實類には、香橙、蜜柑、桃、柿、林檎、梨、金柑、乾柿、枇杷、葡萄、栗、搗栗等ありて、其の品目多種多様に互れり。此等の神饌品は、勿論季節によりて、異同ありとす。

神宮の古代御料地には、御園、御厨、御牧、神田等の別あり。兩宮の諸祭典、日別御饌御料の魚鳥蔬菜等は、本來、其の御園の獻進にかゝれり。南北朝以後、神領次第に退轉して、御園の如きも、多くは滅亡し畢れる間にありて、明治維新前に至るまで、度會郡なる金輪村、若瀬村より、白干、鮎、百二十、鮎、一桶を、同郡土路、西條村より、蛸を、大江村より、鰻二本を、多氣郡なる相鹿、瀬村より、薯蕷、竹子、落萐蒲等を、同郡、原村より、柿を、柳原村より、芋



御園

を飯高郡なる瀧野村より串柿と干栗とを、奄藝郡玉垣村より桃を、志摩國答志郡小濱村より鯛を、同的矢村より鱈を、皇大神宮に上り、度會郡有瀧村より蛸を、飯野郡魚見村より蕪菜二籠を、志摩國英虞郡立神村より鱈一苞を、豐受大神宮に上れるが如きは、特筆に値す。志摩國崎の鰻及び尾張篠島の干鯛は、其の最も顯著なるものとす。明治四年神宮御改正の結果、此等各地の神饌進は全く斷絶し、市内當業者をして之を調進せしむることとなりしが、同三十一年三月神宮大宮司鹿島則文之を遺憾とし、先づ御園を開設し、蔬菜菓物を栽培して御料品を供給せんとし、度會郡二見町大字溝口に於て一町三段一畝九歩の地を購入し、

其の過半を開墾して、菜菓の生産を企圖せり。當時播種の蔬菜は、内地種の蔬牛蒡、土當歸、胡蘿蔔、蕪菜、蘿蔔の類、菓樹は金柑、蜜柑、柑子、橘、葡萄、柿の類にして、係員監督の下に耕作人を置き栽培に従事せしめ、以て日別御饌并に恒例祭典御料の一部を供給せり。其後漸次品種を増加し改良を加へしも、猶所要の全部を充たすこと能はず。大正三年三月之が擴張を圖り、更に三段二畝を開墾して、枇杷、桃、梨、杏、蜜柑、葡萄の種苗を増植し、又堆積肥料を造成して専ら土壤の改良を圖り、品種の増加精選に力めしかば、日別大御饌の御料を辨じて不足する所なきに至れり。近時之が栽培指導監督は御饌料田と同じく、三重縣農事試験場長に囑託し、専門技術者適時御園地に出張し、專任栽培者を督して益々改良進歩を圖りつゝあり。將來祭典御料の蔬菜菓實は、全部此の所より供給し得るの見込なり。

御酒

大御饌に供進する所の神酒に清酒、醴酒の二種あり。清酒は之を當業者の供給に俟ち、醴酒は忌火屋殿内に於て醸進す。別に三節祭に限り、此の以外に白酒、黒酒を供進す。皇大神宮年中行事によれば、白酒は忌火屋殿に於て清酒作物忌之を醸進し、黒酒は御

前の南の河の北岸なる豊受宮を祝ひ奉る石壘の西方にて酒作物忌之を醸進し奉るとあれど古くは酒殿にて醸進せるならん。儀式帳時代は此等の物忌祭別に菟穂田の御稻八十束を請けて正宮の御料二十束を請けて荒祭宮の由貴の御料を醸造せる外に神郡始め諸國の神戸并に神服織神麻績兩神部等よりも神酒を貢進し以て神祭の用途に供したり。又豊受大神宮にては、大物忌父が菟穂田の稻にて火无淨酒大神宮司の進る庸米にて火向神酒を醸造し三節祭に供進し、又根倉物忌と稱する職員ありて根倉の神田にて佃れる御稻にて神酒を醸し神嘗祭に方りて之を内外兩宮の由貴の大御饌に供進せしこと儀式帳に見えたり。

酒作物忌無位山向部古賀女、父無位山向部虫麻呂

右二人ト食定補任之日後家之雜罪事、祓清供奉職掌陶内人作進酒廳三口ニ酒醸備供奉亦父モ子共忌愼供奉顯二月記條

清酒作物忌無位磯部大河女、父無位磯部稻守

右二人ト食定補任之日後家之雜罪事、祓清忌愼供奉職掌陶内人作進廳三口ニ雜春白御酒備儲仁奉亦父モ子共忌愼供奉具顯二月記條

(皇太神宮儀式帳)

根倉物忌无位石部稻依女

右人行事ト定任日後家雜罪事祓淨ニ立忌館造リ年別從春時始、忌敬ニ根倉ヲ御刀代御

田々佃奉ニ其御田稻ヲ神酒造奉ニ神嘗祭ニ二所太神湯貴乃大御饌ニ神酒備供奉
(等由氣太神宮儀式帳)

御水

豊受大神宮に於て、日別の大御饌并に其の他の諸祭典に供へ奉る所の御水は、宮城内なる上御井の水を汲み用ふ。若し早魃等の事故ある時は、下御井の水を用ふ。上御井は一に天忍穂井と稱し、古來同宮に於て之を尊重すること最も厚し。

大同本記逸文の記す所によれば、皇孫尊降臨の時度會氏の遠祖天牟羅雲命に詔して、食國の水は未だ熱からず、荒水なりけり、爾此の由を御祖の尊に申し參れとて、還し遣されき、牟羅雲命天上に參上りて、事の由を奏しけるに、雜に仕へ奉らむ政は行ひ奉り下してあれども、水取の政は遺りありけりと宣ひて、天忍石の長井の水を八盛に取りて、誨へ給はく、此の水を持ち下りて、皇大神の御饌に八盛、又皇御孫尊の御水に八盛獻りて、遺る水は天忍水と云ひて、食國の水の上に灌ぎ和して、朝夕の御饌に奉れ、又御伴仕へ奉りて、天降れる神等にも此の水を飲ましめよと詔して、下し賜ひき、皇御孫尊既に日向に降臨し給ひて後、高千穂宮の御井を定めて、之を崇め居る奉らる、後に但波の

魚井の石井に移し居る奉りしが、豊受大神宮御鎮座の時、宮の坤の方の岡の片岸に新に御井を掘りて、天忍井の水を入れ加へて當朝の水に和し、永く御饌の御料に定めらるると云へり。其の由りて來る所悠久深遠なりと云ふべし。而して其の清水の滾々として涌き出づること今も猶古の如く、長へに大御饌の御料となれるは、畏しとも畏し。所管社上御井神社下御井神社の條參照すべし。

豊受太神宮にて立春の日よめる 度會家行

をしほ井をけふ若水に汲みそめて御あへたむくる春は來にけり

(風雅和歌集)

神 祇 を

度會延 誠

世々を経てくむさもつきど久方のあめよりうつすをしほ井の水

(風雅和歌集)

土 器

神宮に於て御饌の供進に際し古來使用し來れる容器に、土師器と陶器との二種あり



宇爾郷土器調進文書

しことは、之を文獻と遺物とに徴して極めて顯著なり。而して此等の器物は、土師器ツチノシモノ、陶器タカラモノ、作内人等の調進する所にかゝり、其の起源最も古し。倭姫命世記に、美濃國伊久良河宮イサガハノミヤに坐し、時、采女忍比賣の子天平アマヒラ瓮八十枚を作り進めたることを記せり。御鎮座の後、土師器、作内人、陶器、作内人を定められ、子孫多氣郡なる有爾郷ウニノサト養村に土着し、次第に蕃衍して其の數三百六十人に及び、四千八百石の地を領せしが、伊勢國司北畠氏滅亡の後、織田信長土器領地を沒收し、調進のこと從て中絶す。天正中蒲生氏郷、豊臣氏の爲めに南伊勢に封せらるゝや、舊儀を復し、同十三年閏八月有爾郷内に於て神供役人分七十石を寄進し、役者五人

を定め、同十七年九月更に多氣郡鳥羽郷に於て七十石を加進したり。之より後徳川時代を通じて、土器領百四十石を領せり。
 天正十九年土器調進の關係人員に整理を加へ、十ヶ村にて二十四人に定め、之を長年寄と稱せり。其の内秘密禰宜一人、宮物屋一人ありて、遷宮三節祭其の他年中諸祭の神役を奉仕したり。關係村は岡村井倉一作吉祥寺別所谷坂本門前世古郡以上今度會村下有爾中村郡以上今多氣の諸村とす。此の後、關係村民等土器領の増額を請へることありしも、終に目的を達せざりき。

土器及び陶器の調進員數は、時代によりて増減あり。延暦儀式帳の所載によれば、兩宮御料土師器一ヶ年分、三千二百六十口、陶器四百六十五口にして、其の種類左の如し。

- | | | | |
|-----|---------|---------|----------|
| 土師器 | 御竈 | 御己曾岐(飯) | 御與己倍(横瓮) |
| | 御保止岐(缶) | 御波佐布(瓏) | 御波志(箸) |
| | 御碓 | 御枳根(杵) | 御箕 |
| | 水戸(水瓮) | 水眞利(水盃) | 高佐良(高盤) |
| | 片佐良(片盤) | 酒坏 | 御竈戸 |

奈戸(塙) 坏

- | | | | |
|----|------------|----------|---------|
| 陶器 | 御酒缶 | 御瓶 | 御波作布 |
| | 御比良加(平瓮) 坏 | 酒埴 | |
| | 鹽春 | 鹽坏 | 洗佐良(洗盤) |
| | 箸埴 | 御水麻利(水盃) | 缶 |

降て延寶六年の頃に於ては其の數増して、四萬千九百二十六箇に及べり。有爾郷より調進したる陶土器は、恒例臨時の祭典に要する御饌の御料品のみに止らずして、遷宮御料の天平瓮の如きも亦其の調進にかゝれり。
 以上の關係は明治維新後に及び、神宮御改正後も、猶舊有爾郷なる多氣郡明星村大字明星村養村より調進したり。明治六年に至り、一時宇治山田市岡本町なる字向山にて之を調製せしめたるも、原料粘土は依然として其の供給を養村に仰げり。同十五年再び養村の調進を復して、以て今日に及べり。現今納入者二名にして、土器の種類八種所
 要員數は臨時祭の有無等によりて一定せざるも、現在平時における納入數量は左の如し。